

令和4年度委託型地域包括支援センター
事業評価について（第3四半期終了時）

(1) 行政評価の結果	1
(2) 事業報告書に係る評価について	4
(3) センター別事業評価結果一覧(基本点)	5
(4) センター別事業評価結果一覧(成果点)	14
(5) 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター	15
(6) 前原地域包括支援センター	27
(7) 三山・田喜野井地域包括支援センター	36
(8) 習志野台地域包括支援センター	47
(9) 塚田地域包括支援センター	59
(10) 法典地域包括支援センター	69
(11) 宮本・本町地域包括支援センター.....	78
(12) 二和・八木が谷地域包括支援センター	87
(13) 豊富・坪井地域包括支援センター	103

地域包括支援センター行政評価の結果

1. 概要

令和4年度第3四半期終了時に各地域包括支援センターより提出された事業報告書に基づき、行政評価を実施した。(なお、宮本・本町地域包括支援センターのみ訪問調査を実施した。)

2. 行政評価の結果

○評価票（基本点）

大項目	配点	新高根・芝山、高根台	前原	三山・田喜野井	習志野台	塚田	法典	宮本・本町	二和・八木が谷	豊富・坪井
運営体制	64点	64点	64点	59点	63点	61点	63点	60点	62点	63点
重点項目	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	44点	42点	44点
包括的支援事業	80点	79点	79点	79点	80点	80点	80点	80点	77点	80点
その他	24点	21点	24点	24点	24点	24点	24点	24点	24点	23点
合計	212点	208点	211点	206点	211点	209点	211点	208点	205点	210点

○重点事業等（成果点）

大項目	配点	新高根・芝山、高根台	前原	三山・田喜野井	習志野台	塚田	法典	宮本・本町	二和・八木が谷	豊富・坪井
重点事業	30点	25点	26点	25点	26点	26点	26点	24点	28点	25点
センター事業	20点	18点	19点	16点	17点	19点	19点	15点	19点	16点
合計	50点	43点	45点	41点	43点	45点	45点	39点	47点	41点

○総合計点

基本点 + 成果点	配点	新高根・芝山、高根台	前原	三山・田喜野井	習志野台	塚田	法典	宮本・本町	二和・八木が谷	豊富・坪井
	262点	251点	256点	247点	254点	254点	256点	247点	252点	251点

3. 行政評価結果の推移

○新高根・芝山、高根台地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	64点	64点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	79点	78点	79点
	その他	24点	23点	22点	22点	21点
	合計	212点	211点	209点	208点	208点
成果点	重点事業	30点	24点	26点	28点	25点
	センター事業	20点	17点	16点	17点	18点
	合計	50点	41点	42点	45点	43点
総合計		262点	252点	251点	253点	251点

○前原地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	64点	64点	64点	64点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	77点	80点	80点	79点
	その他	24点	23点	24点	24点	24点
	合計	212点	208点	212点	212点	211点
成果点	重点事業	30点	24点	28点	29点	26点
	センター事業	20点	19点	18点	20点	19点
	合計	50点	43点	46点	49点	45点
総合計		262点	251点	258点	261点	256点

○三山・田喜野井地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	58点	61点	62点	59点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	79点	80点	79点
	その他	24点	24点	23点	24点	24点
	合計	212点	206点	207点	210点	206点
成果点	重点事業	30点	24点	29点	28点	25点
	センター事業	20点	19点	17点	18点	16点
	合計	50点	43点	46点	46点	41点
総合計		262点	249点	253点	256点	247点

○習志野台地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	63点	64点	64点	63点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	80点
	その他	24点	24点	24点	24点	24点
	合計	212点	211点	212点	212点	211点
成果点	重点事業	30点	27点	29点	30点	26点
	センター事業	20点	19点	17点	18点	17点
	合計	50点	46点	46点	48点	43点
総合計		262点	257点	258点	260点	254点

○塚田地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	58点	60点	64点	61点
	重点項目	44点	42点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	76点	80点	80点	80点
	その他	24点	24点	23点	24点	24点
	合計	212点	200点	207点	212点	209点
成果点	重点事業	30点	21点	26点	29点	26点
	センター事業	20点	13点	18点	19点	19点
	合計	50点	34点	44点	48点	45点
総合計		262点	234点	251点	260点	254点

○法典地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	62点	64点	62点	63点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	80点	80点	80点	80点
	その他	24点	24点	22点	24点	24点
	合計	212点	210点	210点	210点	211点
成果点	重点事業	30点	29点	29点	30点	26点
	センター事業	20点	19点	20点	20点	19点
	合計	50点	48点	49点	50点	45点
総合計		262点	258点	259点	260点	256点

○宮本・本町地域包括支援センター ※令和4年4月1日開設

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	-	-	-	60点
	重点項目	44点	-	-	-	44点
	包括的支援事業	80点	-	-	-	80点
	その他	24点	-	-	-	24点
	合計	212点	-	-	-	208点
成果点	重点事業	30点	-	-	-	24点
	センター事業	20点	-	-	-	15点
	合計	50点	-	-	-	39点
総合計		262点	-	-	-	247点

○二和・八木が谷地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	62点	63点	64点	62点
	重点項目	44点	42点	44点	44点	42点
	包括的支援事業	80点	76点	80点	78点	77点
	その他	24点	23点	22点	23点	24点
	合計	212点	203点	209点	209点	205点
成果点	重点事業	30点	27点	29点	27点	28点
	センター事業	20点	17点	19点	19点	19点
	合計	50点	44点	48点	46点	47点
総合計		262点	247点	257点	255点	252点

○豊富・坪井地域包括支援センター

区分	大項目	配点	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 第3四半期
基本点	運営体制	64点	64点	64点	60点	63点
	重点項目	44点	44点	44点	44点	44点
	包括的支援事業	80点	79点	80点	77点	80点
	その他	24点	24点	23点	23点	23点
	合計	212点	211点	211点	204点	210点
成果点	重点事業	30点	27点	28点	26点	25点
	センター事業	20点	19点	19点	18点	16点
	合計	50点	46点	47点	44点	41点
総合計		262点	257点	258点	248点	251点

事業報告書に係る評価について

1. 実施者

市（地域包括ケア推進課）が行います。

2. 評価項目

(1) 評価票（基本点）

各大項目の中に小項目があり、小項目は4段階評価としています。A評価は4点、B評価は3点、C評価は2点、D評価は1点とし、それ以外の評価はないものとしています。各項目の配点（小計）は下表のとおりです。なお、事業報告書（評価票）中、☆印がある小項目については、2倍の配点となっています。

大項目	配点
(1) 運営体制	64点
(2) 重点項目	44点
(3) 介護予防ケアマネジメント	12点
(4) 総合相談支援	20点
(5) 権利擁護	20点
(6) 包括的・継続的ケアマネジメント	16点
(7) 地域ケア会議	12点
(8) その他	24点
合 計	212点

(2) 重点事業等（成果点）

①重点事業（市で設定）、②センター事業（センターで設定）の2項目について評価を行います。各項目の配点は下表のとおりです。

区分	大項目	配点	小計
重点事業 ・権利擁護業務 (主に意思決定支援)	早期発見・早期対応	10点	30点
	関係機関との連携及び役割分担	10点	
	センター内の体制	5点	
	その他	5点	
センター事業	事業の効果	10点	20点
	先進性・波及	5点	
	その他	5点	
合 計		50点	

3. 評価結果の取り扱い

まず各地域包括支援センターが自己評価を行います。その後、地域包括ケア推進課職員及び同一圏域にある地域包括支援センター職員にて行政評価を行います。

評価結果について、地域包括支援センター運営協議会に議題として報告し、意見を集約した後、最終評価を確定いたします。

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井			
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
①	職員の適正配置とバランス	仕様条件どおり三職種が配置されており、かつ三職種がバランスよく配置されている 配置職員(変更含む)は事前に報告することを仕様条件としているため行政評価のみ		A		A		D		A		C		A		A		A		A		A
②	職員の安定的な雇用	年度の途中で職員を変更しないよう、利用者等に配慮することができている 配置職員(変更含む)は事前に報告することを仕様条件としているため行政評価のみ		A		A		B		A		B		B		A		A		A		A
③	☆事業計画	年度の事業計画を目標とし全員で取り組んでいる	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
④	提出物の期日内提出	仕様条件どおり報告書等が期限内に提出できている	A	A	A	A	A	B	A	B	A	A	A	A	B	B	C	C	A	A		
⑤	専門性の確保	①職員の研修履歴を記録し、 ②今後の研修計画を立て、 ③研修結果をセンター内で報告・共有する機会を設けている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
⑥	職員の公正・中立性の確認	公益的な機関としての認識を持ち、公正・中立性に留意して業務を行っている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B
⑦	☆職員の資質の向上	①研修会等に積極的に参加し、 ②研修の成果等を他の職員に適切に伝達し、 ③センター内でOJT体制を確保し、経験の浅い職員などへのフォローができている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

(1)

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己
運営体制	⑧ 緊急時等の体制整備	24時間365日対応できる体制が整っている	A:市へ登録した緊急連絡体制のとおり随時対応することができる B:市へ登録した緊急連絡体制のとおり対応したが、一部留守番電話等の対応となり随時対応できない場合があった C:市へ登録した緊急連絡体制の変更届け出が原因日以降の届け出となった D:市へ登録した緊急連絡体制の変更届け出が市からの指摘により判明した		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑨ 業務マニュアルの整備及び運用	各種業務マニュアルの整備状況及び運用について	A:市等のマニュアルに加え独自のマニュアルを作成し、全職員共通理解のもと業務にあっている B:市等のマニュアルに加え独自のマニュアルを作成したが、全職員共通理解に至っていない C:市等のマニュアルを全職員共通理解のもと業務にあっている D:市等のマニュアルを理解できていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑩ 苦情対応	①苦情があればその内容と対応結果を記録に残している ②その内容及び対処方法等をセンター職員で共有するとともに再発防止に努めている ③苦情処理の対応についてマニュアルなどが整備されている	A:①②③いずれもできている B:①②③のうち、いずれか2つをできている C:①②③のうち、いずれか1つをできている D:①②③いずれもできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑪ 介護予防支援における介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントを三職種が行わず本来業務に専念できている	A:三職種が介護予防ケアプラン業務に従事せず、本来業務に専念している D:三職種が介護予防ケアプラン作成業務を行ったことがある ※該当する場合は、作成件数及び理由を「評価の理由や根拠」欄に記載すること		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	D	D	A	A	A	A	A
	⑫ 建物設備等	仕様条件どおり建物及び設備が整っている	建物設備等は仕様条件としているため行政評価のみ			A		A		A		A		A		A		A		A	
⑬ 相談者に配慮した相談スペース	仕様条件どおり相談者に配慮した相談スペースが確保されているか	相談室及び会議室等の配置は仕様条件としているため行政評価のみ			A		A		A		A		A		A		A		A		A
⑭ 周知	地域包括支援センターの周知をパンフレットやホームページ等で行っている	A:センターの周知を独自のパンフレットで行い、かつ、別に工夫して周知している B:センターの周知を独自のパンフレットで行うか、又は、別に工夫して周知している C:センターの周知を市のパンフレットで行い、かつ、別に工夫して周知している D:センターの周知を市のパンフレットで行っている		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己
(2)重点項目	① ☆地域課題	地域の課題を把握している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② ☆地域資源の状況	地域資源の状況を把握している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ ☆高齢者の生活実態把握	高齢者の生活実態を把握している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ ☆必要なサービスの導入	高齢者の生活実態を把握し必要なサービスを導入している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑤ ☆住民主体の活動支援	住民主体の活動に対する支援ができています	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	A	A
	⑥ 地区民協への参加	地区民協に参加し、民生委員との連携ができています	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	42	44	44	44	44

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己
(3) 総合事業の介護予防ケアマネジメント	① 基本チェックリストの実施	相談者の意向や状態を適切に把握するとともに、総合事業の趣旨と手続き、要介護認定等の申請について十分に説明した上で基本チェックリストを適切に実施している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 事業対象者の妥当性及び適切なサービスへの判定検討の実施	基本チェックリストに加え船橋市版アセスメントシートを用いてセンターが行う検討会において適切にできている	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 介護予防ケアマネジメント	利用者(要支援者及び事業対象者)の状況にあった適切な介護予防ケアマネジメントができている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
(4) 総合相談	① 総合相談	個別の相談者に適切な対応ができている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 実態把握	実態把握を適切に行っている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 事後確認	必要な事後確認を行い、期待された効果の有無を確認している	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己
相談支援 ④	ネットワークの構築	適切な支援のためのネットワーク構築が図れている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井			
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
⑤	必要な情報の整理	フォーマル及びインフォーマルサービス等の各関係機関・制度の情報が整理されている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
			20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	
(5) 権利擁護	① 権利擁護に関する支援	権利擁護支援に関する適切な制度の活用、意思決定支援が出来る	A	A	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	
	② 成年後見制度の活用及び市長申立て事務	成年後見制度の活用のためのアセスメントを経て市長申立ての判断、事務ができる	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A	A	
	③ 虐待対応	虐待の認定と対応を適切に行うことができる	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ 地域の関係機関との情報の共有	個別の事例について地域の関係団体等と適切に情報を共有できている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑤ やむを得ない措置	やむを得ない措置を行う必要がある場合などの緊急の場合に対応できる	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			20	20	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	18	20	20	20	20	

センター別事業評価結果一覧(基本点)

			新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井	
項目	実施基準	評価	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政
(6) 包括的・継続的ケアマネジメント	① 関係機関との連携・協働体制	関係機関との連携・協働体制が構築できている	A: 独自のネットワークを構築し、連携・協働体制を整備している B: 多職種との連携の場を設けている C: 介護支援専門員に情報提供ができていない D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B	A	A
	② 介護支援専門員の資質の向上	地域の介護支援専門員の資質の向上に努めている	A: 地域の介護支援専門員の資質の向上のため独自に研修会や勉強会を行っている B: 圏域ごとに実施する研修に積極的に協力している C: 市や他団体の研修等への参加を促している D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 介護支援専門員に対する個別相談・指導	地域の介護支援専門員に対して個別に相談を受け、又は指導できている	A: 地域内の相談体制を整備している B: 相談体制は整備していないが、積極的に応じている C: 必要に応じて相談は受けているが、積極的には行っていない D: あまりできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ 困難事例について支援方針の検討、指導助言	介護支援専門員が抱える個別困難事例について、支援方針の検討や指導助言を行っている	A: センター内でのカンファレンス等を通じて三職種全体で支援方針を検討し、指導助言を行っている B: 複数の職員により、支援方針を検討し、指導助言を行っている C: 一部の職員のみ事例を把握し、他の職員は必要な場合のみケースファイルで確認している D: あまり行っていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	15	16			
(7) 地域ケア会	① 地域ケア会議の周知	関係機関や地域住民への地域ケア会議の普及啓発に努めている	A: 独自の啓発チラシの作成や講演会を開催するなど、工夫して普及啓発に努めている B: 講演会やイベントなどの機会を捉え、普及啓発に努めている C: 要請があった場合のみ、事業の説明を行っている D: あまり行っていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 地域課題の解決	地域ケア会議として、当該地域の地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを行っている	A: 地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを地域ケア会議として行っている B: 地域課題を抽出し、解決に向けた具体的な取り組みを検討している C: 地域課題の抽出ができていない D: 地域課題の抽出が十分にできていない		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己
議	③ 個別ケア会議	個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握の上、適時適切に会議を開催し、その積み重ねから地域課題の抽出につなげることができている A: 個別ケア会議で検討すべき事案を的確に把握し、適時適切に会議を開催している B: 個別ケア会議で検討すべき事案の把握に努めているが、開催に至っていない C: あまりできていない D: できていない	A	A	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			✕	12	✕	11	✕	12	✕	12	✕	12	✕	12	✕	12	✕	12	✕	12	✕
(8) その他	① 消費者被害への啓発や対応	①消費者被害の情報を専門機関等から把握している ②知り得た情報を民生委員やケアマネジャー等に提供している ③消費者被害防止の啓発をしている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	② 地域包括支援センター運営協議会その他の審議会等への参加	仕様書に記載の地域包括支援センター運営協議会その他の審議会等に参加できている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	③ 個人情報の保護	個人情報を適切に管理できている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
	④ 認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座を企画したり、キャラバン・メイトとして地域に出向しているか	C	C	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	B	B
	⑤ 在宅介護支援教室の実施	在宅介護支援教室を行っている	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

センター別事業評価結果一覧(基本点)

項目	実施基準	評価	新高根・芝山、高根台		前原		三山・田喜野井		習志野台		塚田		法典		宮本・本町		二和・八木が谷		豊富・坪井		
			自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己	行政	自己
⑥	指定介護予防支援事業所(以下、「事業所」という)としての業務	事業所として適切に業務を行い、かつ、地域内の他の居宅介護支援事業所の適切な管理・指導を行っている A:事業所として業務を公正中立に行い、かつ、他の事業所に適切に管理・指導等を行っている B:事業所として業務を公正中立に行っているが、他の事業所への管理・指導等が十分とはいえない C:事業所として業務が公正中立とは言えず、かつ、他の事業所への管理・指導等が十分とはいえない D:事業所としての業務、及び他の事業所への管理・指導等のいずれも適切ではない	B	B	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
			⊗	21	⊗	24	⊗	24	⊗	24	⊗	24	⊗	24	⊗	24	⊗	24	⊗	23	
合計				208		211		206		211		209		211		208		205		210	

センター別事業評価結果一覧(成果点)

■重点事業:権利擁護業務(主に意思決定支援)

項目	配点	考え方	高芝	前原	三山	習台	塚田	法典	宮本	二八	豊坪
中核機関の周知・広報	10点	令和4年度から新たに設置される中核機関の存在・役割等について、地域ケア会議・講演会などを利用して市民や関係団体に周知・広報を行っているか。	9点	9点	8点	8点	9点	9点	8点	9点	8点
地域連携ネットワークの構築	10点	権利擁護を必要としている人を発見し、適切に必要な支援に繋げるために本人に身近な親族、医療・福祉・地域の関係者等と十分な連携が取れ、地域の支援体制の構築及び役割分担が整理されているのか。 また、必要に応じて、中核機関と連携してケース対応が出来ているのか	8点	9点	9点	9点	9点	9点	8点	9点	8点
センター内の体制	5点	センター内の職員で情報が共有され、特定の職員に負担が集中することなく、チームで対応出来ているか。また、職員の研修、OJTの機会が確保されているとともにメンタルヘルスについて十分配慮されているか。	4点	4点	4点	5点	4点	4点	4点	5点	5点
その他	5点	上記項目以外に、総合的に判断して当該地区の取り組みが優れているか。	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4点	5点	4点
合計	30点		25点	26点	25点	26点	26点	26点	24点	28点	25点

■センター事業

項目	配点	考え方	高芝	前原	三山	習台	塚田	法典	宮本	二八	豊坪
事業の効果	10点	意識向上やセンターのPRなど、地区にとって効果的な事業となっているか。	9点	10点	8点	9点	10点	10点	8点	10点	8点
先進性・波及	5点	着眼点、運営方法など先進性があるか。また、他地区への波及(転用)が望めるか。	5点	5点	4点	4点	5点	5点	3点	4点	4点
その他	5点	上記項目以外に、総合的に判断して当該地区の取り組みが優れているか。	4点	4点	4点	4点	4点	4点	4点	5点	4点
合計	20点		18点	19点	16点	17点	19点	19点	15点	19点	16点

■合計点

重点事業及びセンター事業の合計点数	43点	45点	41点	43点	45点	45点	39点	47点	41点
-------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

誰もが住み慣れた地域で安心して、尊厳あるその人らしい生活を送れることを基本理念として、相談業務にあたっている。対応においては、適切な医療・介護・福祉サービスや地域のインフォーマルサービス等、個々の問題に必要な支援に過不足なく繋げることを心掛けている。しかし、昨今地域の居宅介護支援事業所で新規のケアプランの受け入れが困難な状況が続いており、特に暫定利用や要支援者の受け入れは厳しく、待機していただく期間が長めになることが多々あった。

地域包括支援センターは高齢者の相談窓口として、日々様々な相談を受けている。時に関係機関も含め、高齢者であれば、何でも包括にという傾向は変わらず、主旨が把握されないまま、相談が入ってくるケースが多々見受けられている。

重層的支援体制の整備に向けては、各相談支援機関が相談内容の吟味、適切なアセスメント、ニーズの把握、支援に繋げるといった一連のマネジメントの流れを行い、各々の役割分担を果たしていくことで円滑な連携が図れるものと思われる。今後も当センターでは相談の内容を吟味し、問題の核や個別性を見極め対応していく。関係機関とも共有を図るとともに、ファーストコールをワン・ストップサービスとして対応することを心掛け、引き続き個だけでなく、地域に安心と信頼を提供できるセンターを目指していく。

医療機関との連携においては、退院調整に関してスムーズにやり取りができる機関とそうではない所との差があった。本人、家族の意向が十分に汲み取られていない状況は度々見受けられており、基本の対応は医療機関に依頼することを前提として、選択しうる社会資源などの情報をお伝えした。今後も本人、家族を中心に個人情報保護やQOLを考慮した上で対応していく。

今年度は福寿大学や地域のミニデイや町会のサロン、介護者教室などの場面で地域住民に介護予防や詐欺被害予防について伝える機会を計画とお持ちした。参加者は想定していた以上に健康維持に関する自負があることがわかった。今後も地域活動に参加できる場面は積極的に活用し、これまで同様、自立支援として自分達が出来ることが何かを考え、お互いに取り組んで行ける地域を目指し、関係性の強化、普及啓発に努めていく。健康維持に関する取り組みや公的支援を受けるタイミングなど個々の価値観もあり、一概に押し付けることはできないが、表面的な情報に惑わされず、より適切な情報に基づいて選択できるような情報提供や発信を心掛けていく。

相談内容は介護保険制度に関する事、在宅医療、経済生活問題の順に多く、これらの問題が単独でなく、複数絡んでいることが少なくない。さらに家族関係の希薄化、8050問題、アルコール依存や精神疾患など、背景の複雑・多様化の傾向は続いている。今年度も迅速に対応するため、適宜ミーティングや情報共有を行い、センター全体で支援できる体制を継続していく。また複雑化した問題に対処するために、行政や専門職、関係機関が一同に会しての会議の場も必要に応じて開催し、スムーズな連携と関係構築図り、対応力を強化していく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）*** 高齢者虐待関係**

今年度、様々な相談対応として仮想事例を作成し、民生委員の方々へ「近隣より大声が聞こえてくることが多く心配」という、年齢別に想定した質問から、それぞれの相談先を知っていますか？というアンケートを実施。65 歳未満の通報先については、地域包括支援センターを含めて、さまざまな機関名の返答あったが、65 歳以上の方の通報先は地域包括支援センターとほぼ認知されていた。アンケート報告を行う際に、「通報」という言葉を重く受け止めてしまう方がいるため、通報ではなく、「気になったら」連絡いただくよう周知を行った。

ケアマネジャーからの虐待通報については、昨年度同様に、「虐待かも」と通報されるケースがあり、高齢者の状況、生活歴、家族状況などのアセスメントが不十分であったため、情報収集に時間を要している。早急な虐待対応をできるように、アセスメントも虐待防止や対応に重要であることや、虐待発生時の情報収集など「虐待かも」と感じた時にケアマネジャーとしてできることを理解していただく必要もあると再認識した。コロナ禍で当センター独自のケアマネジャー向けの虐待研修を開催するまでには至っていないが、支援者の方々には、虐待対応への理解を求めながら支援を行っている。

今年度の虐待通報は 9 件あり、うち 2 件の虐待（セルフネグレクト・身体的虐待）を認定している。セルフネグレクトで虐待認定したケースについては、随時、民生委員・生活支援課と共に会議などを開催して生活状況を共有していたため、ちょっとした変化をすぐに察知することができ、スムーズに関係者間で役割分担を明確化し措置対応することができた。認定に至らなかったケースでは、養護関係のない夫婦喧嘩や精神症状による行動が警察への虐待通報に繋がっており、ケアマネジャーなどの関係者と見守り体制を構築するなど支援環境を強化し、継続的に支援を行うこともあった。昨年通報の多かった 8050 世帯の通報は見られなかった。

他機関との連携を行いながら対応したケースは昨年度より少なくなっているが、ケアマネジャーの他に生活支援課やさーくると協働し対応している。しかし、以前から報告している通り、関係機関によっては情報共有・役割分担をしても、足並みを揃えて支援することが難しいと多々感じることもあり、どの関係機関も対応しないことについては地域包括支援センターが対応せざるを得ない状況がある。

虐待解除後も継続的に他機関と連携が必要なケースはいるが、支援の中心を担っている機関が情報収集・連携ができていないこともあり、地域包括支援センターに判断を求めてくる現状がある。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の高齢者が可能な限り在宅で生活できるよう、介護支援専門員への支援を中心に活動している。介護支援専門員が苦慮しているケースでは、家庭全体に困難が生じている場合も多く、いわゆる 8050 問題など多様化した問題と関連するため、地域や他機関、多職種との連携が必要となっている。今後の「重層的支援」を意識できるよう、船橋市介護支援専門員協議会の地区研修に障害支援の関係者も交え、多職種同士での意見交換を深めながら相互を理解し関係性が構築できる仕組み作りにも着手している。多様化した問題解決に向けて他機関に地域包括支援センターや介護支援専門員の機能を理解していただき、協働して支援を進めて行けるよう、地域ケア会議の個別会議や全体会議の場などを今後も活用しながら支援体制の役割を明確化できるようにしていく。

地域の介護支援体制として、圏域内の介護支援専門員数は横ばいであるが、要支援、要介護者の人数に対して介護支援専門員数が不足している現状がある。圏域の高齢化率も高芝・高根台ともに 30%を超える中で介護体制の需要から供給の不足は、高齢者の生活へ直ちに悪影響となる可能性もあるため、市全域で対策を検討していただかなければならない、現実を感じている。

地域の主任ケアマネ連絡会は、直営包括と協働で事務機能としてサポートしており、令和 4 年 2 月から 3 月にかけて Web 上でのアンケートを実施し、研修方法等を含め意見集約の支援を行い、令和 4 年度地区研修企画に協力していただいている。前述の通り、障害支援関係者を交えての研修会を実施したほか、令和 5 年 1 月には事例検討会を予定している。感染症対策だけでなく、「参加のしやすさ」からも、リモートでの研修を今後も進めてゆく予定である。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）**○全体会議（定例会）について**

令和 4 年度も、年 4 回の定例会の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い自粛し、現時点では 2 回の対面形式と 1 回の書面会議を開催している。

構成員についても団体の変更はなく、地域の民生委員や地区社協に加え、商店会の会長や法律関係者、自治連、生活支援コーディネーター、グループホームの管理者、薬剤師、歯科医師、サービス付き高齢者住宅の施設長など地域で暮らしている、もしくは活動している、地域に密接した関係者で進行している。

人員については、今年度より生活支援コーディネーターが変更となったが、前任の方が事務局長として参加いただくこととなった。また、老人クラブの構成員も変更になったが、今までも町会の行事で何度も顔を合わせている方が推薦され参加されている。民生委員では、今回の改選に伴い、お一人が退任することとなり、それに伴い構成員も

外れることとなっている。当センターが設置される以前の在宅介護支援センターが事務局となっていた時代からの構成員であり、長年にわたりご協力いただいていた方で 11 月 16 日に開催した全体会議で、経年を振り返るお話もして頂き退任報告を構成員と共に確認させて頂いた。多少の入れ替わりはあったものの、会議全体の雰囲気は変わらず、参加しやすい会議を心がけていく。

今年度第 1 回目の会議には、中核機関について本課より会議に参加いただき、説明をしていただいた。また、来年度から始まる重層的支援についてなど、適宜、会議の中で新しい情報を発信していった。

今年度も対面式の会議に於いては、介護支援専門員にオブザーバーとして参加いただいている。地域の課題は、地域のケースを担当している介護支援専門員がより実感している事と思われ、具体的な意見を聴取できるようにとっているが、課題の発掘というよりは、地域の実情を知って頂くことの方が多い。地域を知っていくなかで具体性が出てくるのかと思われるため、今後もオブザーバーとしての参加を仰いでいく。また、まだ声かけはできていないが、介護支援専門員や民生委員に限らず、地域の介護サービス事業所等でも関心のある方々には、参加を頂けるようにしたいと思う。

顔の見える関係性ということで介護支援専門員に限らず、民生委員にもオブザーバーとして参加いただき、民生委員と介護支援専門員との連携を深めていくことも目的の一つであり、地域包括支援センターを通さず、お互いに連絡し合うことも増えてきている。顔見知りになった関係者達が地域で（道端でばったり）会った際に互いに気楽に声を掛け合える町づくりは、今後も地域ケア会議で担っていきたい。

今回、8 月の書面会議では、昨年度同様に地区の民生委員の方々にもアンケートを取り、地域の高齢者に足りないサービスについて確認。今後、ケアマネジャーにも同様のアンケートを実施する予定にしている。

地域性もあるため、新高根と芝山の課題に違いはあると思われるが、そこから地域のインフォーマルサービスを探り出せればと思っている。

○個別ケア会議について

個別ケア会議が必要なケースについては、今まで通り開催前の情報収集を必ず行い、三職種で検討した方向性を基本にして、開催の必要性について適切に判断した上で会議を開催している。

今年度は、2 件の個別ケア会議を開催し、高根台地区のケースについては、高根台在宅介護支援センターと連携して進めた。1 件はセルフネグレクトのケースで、当センターが開設してから、しばらくかかわりがあったが、ADL も自立され言動が粗暴で関与を拒否する方であった。認知症状が進んだのを機に民生委員、生活支援課と連携し、早期

に入所できたケース。

もう1件は、近隣より虐待疑いの通報あり、民生委員、ケアマネジャーと会議を開催。介護者の人となりや昔からのキャラ的などを地域からの情報が上がり、責任感の強い方でもあったため、介護者の言動が親子では通常の会話でもあることが、地域から虐待に見られがちとなり、介護者が孤立しないよう地域でもフォローしていただく方向性となる。高根台のケースでは、ゴミ屋敷、お金が無い、臭いが酷く、地域からもクレームが出ていたケース。民生委員、生活支援課、よく立ち寄る飲食店も交え、今後の方向性を検討し、役割分担しながらこちらも早期に入所の方向となった。

今回のケース検討した案件については、地域の方が入ることで、本人だけではなく介護者の以前からの性格、ケアマネジャーが入っていることで現状の介護者の状況を確認でき、虐待認定はせず、介護者のフォローも地域で行っていただけることになった。

今回の3案件共に認知症のケースであり、認知症の方に対する支援については、まだまだ課題は多い。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議の周知については、会議の都度発行している「地域ケア会議新聞」を発行・配布し、地域の方々への啓発を図っているが、地域ケア会議を積極的に知りたいという関係者は、やはり未だ少ない。今年度もオブザーバーとして定例会を見ていただけるよう、民生委員及びケアマネジャーへ、引き続き参加案内を行った。

また、対面ではなかなか意見を述べるのが難しい方々も、書面会議という形をとることで、会議の開催は無くても貴重な意見を頂戴できるにことなっている。また、民生委員の方々へアンケートをとることが、地域の実情を知る手段の一つとなっている。

地域の課題は地域に聞け！ということをもっと、今後も様々な部分で地域の課題に沿ったアンケートを実施していくこととする。

今年度行っている地域に不足している社会資源の集計が取れ次第、地区社協や地域の施設、事業所等とも連携しながら検討を行い、地域に提供できるよう勧めていくこととする。

また、以前より地域課題として挙げている、地域の認知症の理解と対応については、末端の一般市民や商店、銀行や郵便局など、高齢者が赴く場への方々への周知がなかなかできておらず、認知症サポーター養成講座等を積極的に開催すること、また、来年度、高芝地区でも立ち上げる、チームオレンジとも並行しながら対応していく。

その他にも、地域にあらゆる情報発信と地域課題の発掘を行い、地域と専門職が気軽に連携の図れる地域を目指していく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症の方の相談に関しては、情報共有や協力体制の構築等、関係者が 1 つのチームとして活動できるよう意識してそれぞれの関係者に対応している。

コロナ流行前は地区の様々な催し物（ミニデイサービスやボランティア講座等）で互いに元気である事や状況の確認が出来ていたが、今年度も、コロナ感染症予防の為、開催の見送りや、開催回数の減少により、互いに確認できる機会が少ない状況にある。

しかし、一方で、社会参加による確認の場が減った事により、認知症症状の見られる方や、症状が無くても認知症にならない様に、民生委員や町会役員、医療機関、介護事業者等、日常生活の中で互いに、今まで以上に気にかけるようになったと感じる。

地域住民の加齢に伴い、今まで何も支障なく生活していた人が表面的に急に症状が出現する事により、その方の周囲の地域住民が急に認知症の問題に直面する事が増え、認知症状を意識し、自然に自ら考え対応してくれる場面が増えている。今まで、実践の場の中で、民生委員や近隣住民等に協力頂きながら、一緒に考え、個別対応を丁寧に行ってきた成果の表れであると思う。

今年度も、更に警察からの徘徊通報票が増えており、内容を見ると市民の方からの通報が多い。また、同じ人の徘徊通報が増えている。ただ、何も対応していないという訳ではなく、本人・家族の希望で在宅生活を継続されており、徘徊したらすぐに施設入所という考え方ではなく、徘徊しても危険が少ないよう、すぐに発見できるよう、安全と改善に向けた試みを行い、地域で生活できるよう、忍耐強く見守ってくれるようになっている。

個々のケース対応、個別ケア会議等の様々な会議で地域住民や民生委員、介護支援専門員等の専門職等がチームとなり、情報を持ち寄り、多方面の視点で見ると、気付かなかった事が分かったり、関係調整をしてくれたり、連携する事で様々なアプローチが出来、良い方向に向ける事が出来ている。様々な問題があると、地域住民としてはすぐに解決させたいと思うのは当然の事と思うが、すぐに解決に至らず、見守らなければならない時もある。最近では、解決に向けて見守りの時なのか、動く時なのか民生委員を始めとする地域の関係者が自ら考え、周囲の方が不安にならない様に説明してくれたり、それぞれに適した役割を発揮してくれており、地域包括支援センターが助けられると共に、学ばせてもらう機会も増え、より良い関係性が築かれている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域内には 4 か所の認知症カフェの開催予定があるが、新型コロナウイルス感染予防の為、昨年度から引き続き開催が難しい。それでも、高根公園のエプロンカフェは通常

は、レストランとして営業している事から、認知症カフェを再開し、また、若い人向けの介護教室を開催されている。最近、近くの高齢者の利用も多く、利用者の中には認知症状のある方もいる。エプロンカフェのスタッフの方々が、認知症に対する理解が専門的であるが故、受け入れる対応をしてくれるので、認知症の方の行きやすい気持ちはよくわかる。エプロンカフェ開設当初より、懇意にさせて頂いている関係性があり、気になる方は情報提供してくれている。実際、エプロンカフェと個別ケア会議等、情報提携し、役割分担をしながら解決の好時期まで、一緒に見守れる体制がケースを通して出来てきており、有効的な関係性に発展してきている。

今後はエプロンカフェの介護教室にも出席させていただきながら、許す限りで、他の認知症カフェのスタッフの参加を仰ぎ、互いに地域を支える関係作りをしていきたいと考える。

様々な情報がマスコミ等から流れ、「認知症」がよりポピュラーになってきて、受診し診断を受ける事は以前より気持ち的なハードルは下がった。しかし、受診しても、症状に対してどの様に介護サービス等で対応すれば良いのか、どの様な心持ちで接すれば良いのか、介護保険サービスを利用していても、通院していても、日常生活はそれだけではない為、対応に苦慮する事があり、介護者や介護支援専門員からの悩み相談が増えている。「認知症状なのだから仕方ない」と頭ではわかってはいるが、介護者自身の気持ちのやり場に苦慮しているという話をされる方も多い。家族や近隣住民はその方の認知症状の出現する前の人柄や状況を知っているが故、その変化を受容できずに困惑している。何とか助けてあげたいと思うあまり、優しくしすぎて依存されてしまい対応に苦慮されたり、事故につながるかと、認知症の方の生活の一挙手一投足が気になり、心配が講じてイライラしたり、自分自身の生活に影響を及ぼすという話も伺う。

そのような事から、介護者や支援者を少人数ずつ募り、悩みや不安を共有し、1人で悩まず、皆で考える時間が必要だと思う。思いを共有する事により介護における気持ちの距離の取り方を学ぶ機会になればと考える。地域包括支援センターに相談される方々は、一様に優しすぎる感がある。令和4年度も残りわずかだが、皆で話せる場を開催したい。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症徘徊模擬訓練のメイン会場として、新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから地域の方々と協議したのち中止に至った。

高齢者の多い地域ということもあり、迷っていそうな人がいれば、中学生でも高齢な方でも、声をかけてくれている実態がある。その意味では、見守りの体制は出来てきている事は頼もしい。また、町会役員の方からは、以前、新高根公民館で開催された徘徊模擬訓練を見て、今は難しいが、いずれは町会で開催してほしいとの嬉しい話も頂いた。

コロナウイルス感染症の流行には、敏感な地域であるが故、情勢を見極め、小規模の徘徊模擬訓練を開催していきたい。

令和5年度は高芝地区において、チームオレンジの発足を計画している。しかし、それに先んじて、高芝社会福祉協議会で地域の見守りシステムが構築されつつある。そのシステムに福祉や医療面での専門性を加味し協働出来るように、進めていきたいと考える。また、地域ケア会議の書面会議において、今後、地域にどんなサービスが必要と考えられるかアンケート調査を実施した。坂の多い地域の特性や市内4位の高齢化率を背景とし、有意義な意見がみられている。その意見を大切に、安定して継続できるサービス（地域資源）の提供方法も同時に考えていきたいと思う。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度基本チェックリストの実施は1件あったが、事業対象者には該当しなかった。初回相談の時点で、予防給付に相当する住宅改修や福祉用具利用の相談が多く、介護保険申請となっている。敷地内に屋外階段がある戸建住宅が多い地域事情もあると考えられる。また、疾患により運動の制限がある場合もあり、専門職が面接した場合は、勧めにくい実情もある。介護保険申請をせざるを得ない状況であり、基本チェックリストの実施件数は依然増えない状況である。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの特例措置で「認定有効期間の延長」も多かったことから、更新時に事業対象者へ移行することは事実上可能である。実際に勧めていく際には、手続きの煩雑さがネックになってくると思われ、今後の課題と思われる。

○多様なサービスの活用

介護支援専門員より問い合わせがあった際には、センターで把握している地域のサービスは案内しているが、コロナ禍において住民主体のサービスは休止している場合もあることも併せて伝えている。また、民間のサービスは、介護支援専門員の方が情報を持っている場合も多いため、主任ケアマネ連絡会のネットワークを活用し、サービスの紹介をお願いしてゆくことを、今後も続けてゆく。

自立支援型介護予防ケアマネジメント事業の一環として行われている「リハ職の同行訪問」について、今年度は居宅介護支援事業所のケアマネジャーにも拡大され、地区内の研修で案内を実施しているが、コロナ禍での「接触を少なくする」ことの影響もあるのか、現時点で相談は入っていない。いわゆる「ウイズコロナ」の様式等、世間に周知されたのち、様々なサービスの活用が積極的に検討できるのではないかと考える。

○総合事業の普及啓発

多くのケアプランは「現状維持（サービス利用前提での生活）」になっているが、コロナ禍においては現状維持も大変な側面であったと考えられる。今後は自立支援検討会議の参加も見据え、サービス利用以前の状況を聞き取り、何処に目標を定めるかといった、「予防、改善」

の観点を研修で改めて説明してゆく。

また、今年度は公民館で福寿大学や介護者教室を開催することができ、地域住民に直接介護予防について普及啓発活動をすることができた。コロナ禍で活動の機会が減り、体力低下を自覚しているといった声が多く聞かれた。機能低下を自覚する前からの取り組みが重要であることをアクティブシニア手帳中心に伝え、一般介護予防事業の案内も行った。地域住民に身近な場所で継続していくこと、また地域包括支援センター単独でなく、地域を巻き込んでいくことが重要であるため、今後も継続して行っていく。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*** 判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等**

○中核機関の周知・広報

今年度、第1回地域ケア会議にて中核機関の職員に参加いただき、構成員ならびにオブザーバーへ周知を行った。成年後見制度についての周知・広報についても、公民館と当センターで開催した介護者教室等でパンフレットを配布したり、個別相談で行っている。

成年後見制度利用の早期発見・早期対応には、高齢者自身が制度を必要と認識してもらう必要がある、その手段の一つに、エンディングノートがあると思われる。年々地域包括支援センターへエンディングノートを取りに来られる方が増えており、今年、公民館と共催で行った福寿大学では、参加された50名の方へエンディングノートの利用状況を確認したところ、8～9割程の方が持っているとお答えがあったが、実際作成している方は1～2名程で、ノートを活用できていないことが分かった。エンディングノートの記載方法が難しいとの意見があったため、地域に向けた記載方法の研修等を検討している。

○地域連携ネットワークの構築

地域ケア会議のオブザーバーとしてケアマネジャーに参加していただいているため、構成員の行政書士と顔を合わせるが増え、地域包括支援センターを通さずに直接相談されることが多くなっている。そのため、どのように成年後見制度の利用をしてゆけば良いか分からず相談されるケアマネジャーは少なくなっている。ただ、一部の関係機関では、成年後見制度の対応は、すべて地域包括支援センターという認識をされている現状がある。相談があった際には、後見支援団体などの紹介をしながら、ネットワークを広げている。

○センター内の体制

権利擁護の相談については、社会福祉士のみでなく、まず初回に対応した職員が適切にアセスメントを行っている。検討が必要なケースについては、随時三職種で話し合いを行い、何でも市長申立てではなく、高齢者の能力・関わってくれる親族などの状況もアセスメントした上で、必要な制度利用を行ってゆけるよう早急な支援方針を決めていくことができている。また、高齢者のその場の言葉だけで支援方針を決定するのではなく、高齢者の本心を引き出せるよう信頼関係を築き、高齢者の意思決定を大切にして支援することができた。今年度、成年後見制度を繋げる上で、地域包括支

援センターが中心となって支援していた方は、本人申立てが3件、市長申立ては0件である。市長申立ての依頼はあったが、身内がいらないというだけで相談が入ることがある。その都度、状況を確認しながら、適切な形で助言や支援を行っている。

消費者被害防止については、最新情報を随時入手し、民協などで啓発を行っている。また、コロナ禍で集まる場での啓発ができなかったため、個別相談時に気になるケースへの情報提供、地域ケア新聞での啓発、センター内の啓発ポスターの掲示を行っている。今年度、1件ケアマネジャーより特殊詐欺の被害報告があった。ケアマネジャーが消費生活センターなどと連携を取り対応されていた。

身寄りのない高齢者の支援について、以前より支援に苦慮する場面が多いと報告をさせていただいているが、関係機関のみではなく、地域の実情を一番把握されている民生委員も同様に身寄りのない方への支援に問題を感じている。実際、高齢者が体調を崩した際に、「どうするのか?」と強い不安を抱えており、行政が中心となって身寄りのない高齢者への支援体制の整備が必要と感じている。

センター事業

第3四半期までにおいては、新型コロナウイルス情勢を鑑みながらの計画にそった地域活動を行うことができています。

現在、イベント活動においては、地域関係者も高齢な支援者が多いため感染症対策を講じた上で開催しながら、地域課題の把握とともに関係者同士の情報連携及び情報共有を中心に事業を展開している。

主なセンター事業としては、地域の方々との小さな交流などを細かに設け、地域を巻き込んだ活動として、福祉教育の一環とした認知症予防の講話や健康体操と題した心身低下予防の活動を地域の老人クラブと福寿大学の方々に対し、公民館と協働企画し実施することができています。

また、参集できないコロナ禍だからこそ、地域の声をくみ上げながら地域組織の融合に向けた基礎づくりを民生委員や地域ケア会議の構成員、介護支援専門員に向けてアンケート調査を実施した。主に地域で必要とされる社会資源の情報の収集を行い、今後の重層的な支援体制も含んだ課題整理を行いながら、社会資源のニーズを引きだしている。しかし、地域で支援を結びつける社会資源も乏しい現状であり、地域の支援体制をどのように創るか、そして地域共生社会に向けた基盤づくりとして、今後も地域住民や町内会、自治会等の地域住民組織、民生・児童委員、地区社協にも協力を仰ぎながら、新たな社会資源の開発へと考えている。

当センター主体で実施できていなかった、地域の介護者向けの介護者教室を3回シリーズで公民館にて開催、独自企画として福祉用具専門相談員の協力を得ながら、福

祉用具の活用や介護者自身の介護リスク（歩行状態）について IT ソフトを活用しながら体験してもらった。2 回目では地域の方々に多くの福祉用具を来て見て触ってもらうことに主眼を置き、福祉用具の体験や住宅改修などの活用例を知って頂き、自立支援にむけた介護予防の実践をも体験することができた。

今後も地域包括支援センターの機能・役割を市民に対して、もっと周知できるように積極的に地域に出向き、広報活動の継続、地域で尊厳ある自立した生活をいつまでも住み慣れた場所で送れるよう、地域包括ケアのワンストップをモットーに身近な相談機関として業務遂行を継続していく。

8050 問題などの世帯支援に対しても、専門的な支援機関と連携を深めるために積極的にカンファレンス等を開催し、課題解決に向けた問題整理と支援者の役割の明確化を図っている。多様化した複雑な問題の背景にある社会的要素を含んだ課題に対し、共助と公助の使い分けを適切かつ効率的に活用できるように行政関係者と連絡を取り合いながら連携体制の構築を図ってきている。

最後に介護予防ケアマネジメント実践能力においては、介護予防ケアマネジメントの向上と計画作成を支援できるよう体制を、委託している居宅介護支援事業所と共に研鑽できる場の計画はしているが、実施には至っていない状況なので ICT などの活用も試みながら年度内の開催に向けて準備をしていく。高芝地区の顔の見える化会議についても、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら開催を検討していきたい。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

相談の現状としては、筋力低下やフレイル、認知症の進行、意欲低下の相談が多く、コロナ禍の長期化の影響はある。また、末期癌の方の在宅支援としての医療の相談やケアマネジャー探しの相談も多く見られた。

総合相談としては、センターでの相談だけでなく、コロナ禍にて地域のサロンやミニデイ、老人会活動中止の状況もあり、アウトリーチによる相談活動も積極的に行った。街角出張相談として、7月までUR管理事務所前の外のスペースで相談受付場所を設けた。コロナ禍で外出機会が少ないことや包括まで来訪が難しい方や買い物ついでに介護予防の話を聞いて行かれる方などがいた。地域活動再開により、街角相談から、地域ケア会議にてまちかど保健室のように気軽に医療や福祉・介護のことを聞ける場所を作る方向となり、「ふれあい保健室 in 前原」として11月に地区の自治会館にて開催。これは訪問看護連絡協議会とふなぼーとと協働で実施している。看護師、薬剤師、介護職などの専門職に相談ができる場としていく。フレイルの状態の方や閉じこもりの高齢者、自立高齢者が閉じこもりの子供への経済的支援や家事はできているが将来の不安を感じての相談など8050問題や複合的課題をお持ちの方の相談もあった。

民生委員や自治会とつながることで、買い物に行けずに困っているとの連絡が地域から入り、緊急一時支援や受診支援につなげ、体調悪化にならずに生活が継続できた。薬局、郵便局、銀行とつながることで、来所時の行動の変化での相談連絡が入り、孤立した認知症疑いの方の相談支援の早期発見にもなっている。

高齢者の相談の中には、引きこもりの子供の問題、障害を抱える問題、経済困窮など複雑に絡んだ相談も増えている。更に今年度は同世帯の孫の不登校だけでなく、同世帯の中で、認知症高齢者と引きこもりの息子、障害を持つ孫の精神面のフォローが不十分にて、家庭内暴力など課題が重複し、支援者との協働が必要なケースもあり、家庭児童相談室や障害の計画相談員、医療機関、さーくるなどとも連携して共有しながら支援継続している。

個別相談に対し、主観的・客観的事実を整理、アセスメントを実施。全ケースフェイスシートを作成し、課題と対応方針を立て、状況に応じ早期に実態把握を行っている。センター内ミーティングにて共有・方針を多角的視点からも検討し、担当者不在時にも把握できるようにしている。相談対応後の事後確認も行い、支援の終了の判断もしている。年度更新時に中間サマリーを作成し、その際にも継続観察か終了かの判断や、事後確認で新たな課題が発見されることもある。また、複雑な課題を持つケースなどは状況に応じて2名（二職種）で対応することや月1回の評価会議にて支援計画やモニタリングをセンター全体で行っている。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）*** 高齢者虐待関係**

今年度、新規受付は警察通報で 3 件あったが、全て虐待認定せず困難ケース（準ずる対応）としている。受付後は、事実確認、情報収集・実態把握し、リスクアセスメント、検討会議にて検討している。受付した 1 件は高齢者本人が自立であり、養護関係がなかった。虐待認定とならないが加害の者の医療フォローの不十分などの問題があり、医療機関と連携をとり、支援につなげた。2 件は知的障害の孫からの高齢夫婦への加害であった。中学生の孫の支援に関して障害、医療、家庭児童相談室に相談も、支援の進展がなく、児童の状況悪化により他害が継続され、高齢者から何度も相談あり、継続して支援者と連携し、家庭児童相談室に引継いだ。高齢者虐待の定義には該当しないが、加害リスクが高い状況があり、またその世帯全体が抱える課題（認知症高齢者、閉じこもりの子供、DV 後の娘とその孫二人の知的・発達障害）が重複し、重層的な支援が必要な状況である。その他 1 件は他センターでの認定ケースを引き継ぎ、養護者支援は前のセンターが対応し、当センターにて高齢者の支援をしている。病状の変化や本人の意思決定、養護者との面会など両センターで協議・連携している。

昨年度からの継続ケースは 9 件あったが、終結 5 件。状況改善 2 件、施設入所 1 件、後見人に引継ぎ 1 件、死去 1 件である。状況改善のケースは、本人や養護者にも適切な支援者に繋がれている。終結は評価会議にて議論し判断している。虐待ケースはオリジナルシートを用いて、月 1 回評価会議を開催している。認定なしであっても、虐待に発展する恐れのあるケースや重層的な支援が必要なケースなども困難事例として、同様に課題分析、計画策定、目標を立て、実施状況と評価モニタリングを確認している。高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議には毎回参加し、センター内で助言や学んだ点、気づきなどを共有している。県の高齢者虐待防止研修や地域包括支援センター課題別研修にも参加し、センターでも共有している。

消費者被害啓発などは、独自リーフレットを作成し、最新情報をセンター外の掲示板にて周知している。また、認知症や判断能力の低下の恐れがある方などや、元気なうちから、身じまいに関する啓発として、「わかりやすい成年後見制度・将来の備え編」と題したリーフレットをセンター外に掲示し、成年後見制度や任意後見制度などの利用促進を促している。地域包括支援センター新聞にても掲載し、新聞を読まれた方からの詳細な冊子の希望や相談も入っており、反響を感じた。また民協定例会やミニデイ、介護予防教室にても説明や独自リーフレットを配布し、エンディングノートの紹介も行った。今年度成年後見制度の相談は 4 件も任意後見や制度の情報提供のみで、申立支援までのケースはなし。今年度、昨年度申立分の審判がおりたケースが 1 件も、新規の市長申立ての該当者はなし。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

○地域活動の推進と関係機関との連携

地域活動が小規模ながらも再開にあたり、ミニデイやサロンの協力をを行い、介護予防の周知に努めた。地域包括支援センター新聞掲示を自治会他薬局、郵便局などにも依頼し、高齢者の相談窓口周知と地域の活動を紹介している。そのことで、郵便局や薬局からの相談にも繋がっている。

○多職種連携

ケースを通じて、高齢者のみならず家族の精神疾患や障害、就労、経済支援、不登校、感染症対応の情報交換など世代を超えて関わる医療や行政、保健所、さーくる、ふらっとなど情報共有や役割分担しながら支援をしている。

精神疾患のある方や家族との関わりについては包括のみならず、ケアマネジャーやサービス事業者も難しく感じている現状があり、医療他多職種連携しての勉強会も開催予定。

○ケアマネジャー支援

地区内の主任ケアマネジャーと行っている連絡会に今年度から 2 つの事業所からも参加あり、6 事業所の主任ケアマネジャーにて、情報共有と勉強会の企画をしている。6 月にオンラインで事例検討会「介入困難ケースへのアプローチ」を開催し、21 名の参加。10 月は参集にてケアマネ勉強会「自立支援に向けた社会資源の共有」を開催し、21 人が参加。社協や生活支援コーディネーターからも情報提供の話をいただき、ワールドカフェ方式で共有した。その中で不足の資源として、認知症カフェが必要との意見が多くあった。

8 月はケアマネサロンもオンラインで開催（18 人参加）し、実地指導やケアプラン点検を通じて、ケアプランの見直しや情報共有をした。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

今年度 6 回予定し、4 回対面で開催。個別ケア会議の報告や個々の団体が抱えるケースの検討。コロナ禍での問題や情報交換、地域課題の抽出を行い、今年度取り組む課題として下記にあげた。

○個別ケア会議について

今年度 2 件開催。1 件は要介護の老々夫婦世帯で、経済管理ができず、食べる物もな

いと地域の方や友人、親族に借りに行き、家を空け、サービス利用時にも連絡なく不在となる。認知症はないが、被害的で自分勝手な行動に周囲を振り回す状況や安否の不安があるケース。1件は高次脳機能障害が疑われる独居の方で、公共料金の未払いで電気が止められる。近隣に、お金やお湯をもらいにくるなどあるケースで、民生委員からの相談。家計相談も含め、ぱれっとや遠方の姪も参加し会議を開催したが、お金の管理を第三者に介入されることを拒んでいる状況。専門機関につなぐ事はできていないが、年相応の物忘れはあるも、記憶は比較的保持されており、高次脳機能障害としてケアの方法を試し、また近隣の見守りの中、独居を継続している状況にある。

今後も地域の協力やケアマネジャー支援にて、高齢者が住み慣れた自宅で生活が継続できるよう個別ケア会議を活用していく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

現状の課題と取り組み状況は以下の通り

- (1) 認知症の方の増加と地域交流の減少により、認知症の方や家族の孤立や悪化
- (2) コロナ禍での活動自粛にて、フレイルの進行が多い
- (3) 地域防災力の強化

課題(1)に対し、認知症についての情報発信や啓発活動の実施と相談・見守り・通える場の構築を目標とし、認知症サポーター養成講座を3回と小学校2か所で開催。町会会館、イオン(従業員対象2回)にて開催。11月～ふれあい保健室を1か所の町会会館で開催。船橋市訪問看護連絡協議会やふなぼーとと協働し実施。地域ケア会議のメンバーも参加し、看護師や薬剤師、福祉の専門職からの相談も受けられる体制としている。相談待ちの時間は参加者での座談の機会となっている。12月からは2町会で実施と今後も地区内の町会会館を巡回するような形で拡大していく。また、3月に「5人は認知症～地域でささえあおう～」をテーマに講演会を企画している。

課題(2)に対し、感染対策を意識して、介護予防の周知と地域活動の再開への支援や活動機会を増やせることを目標とし、まえばら健康ウォークラリーの地域拡大と地域活動紹介を包括の新聞にて紹介をしている。

課題(3)に対し、地区住民や自治会などの協力を増やすことを目標に前年度予定していた防災講演会を9月開催予定であったが、コロナ感染増加により参集でなく、地域ケア会議構成委員で船橋防災連絡会の方の講演を聞き、新聞にて自治会を通じて回覧・掲示にて周知した。講演内容を「わがまちの災害リスクを知り、防災に備える」という形で大雨被害や前原地区に特化した点(氾濫リスクのある川や水害被害のある地区、危ないコンクリートの見分け方、災害の備えについて)をセンターの新聞に掲載し、地域ケア会議学習会報告として周知した。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

昨年度より高齢者や認知症の方が多くみられる UR にて自治会役員や民生委員、UR の方と連絡会（ケア連）を立ち上げた。気になる高齢者や認知症支援について情報共有している。チームオレンジ立ち上げも目指し、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、6 人が登録となった。12 月～おしゃべりサロンと称した認知症カフェを開催し、認知症の方と家族に参加していただき、意見を聞き、一緒に地域活動を実施していく方向で、今後チームオレンジとして登録予定である。今後も本人や家族の声を活かし、皆が協働できる地域となっていくことを期待している。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

福祉まつりでは認知症の啓発コーナーを作り、掲示や冊子の展示、小学校での認知症サポーター養成講座での感想も掲示した。小中学生や保護者、地域の方が多数見ておられた。コーナーにこられた方のアンケートから児童の感想を目にし、小学生の素直な優しい声が大人の心にも響いている声が多くあった。

認知症サポーター養成講座は小学生向け 2 回と地域住民向け 3 回実施。12 月にも 1 回予定。ステップアップ講座は 1 回実施。イオンの従業員向けの開催は、多くの従業員の参加を促すために 2 回とした。地域住民が多く利用している場でもあるため、認知症と疑われるお客さんの対応を重点とした内容を盛り込んだ。

前原地区は認知症カフェがないという課題があり、上記に記載通り、ケア連絡会にておしゃべりカフェ開催。また、高齢者施設の職員と連携し認知症サポーター養成講座を実施した施設においても、認知症カフェ立ち上げを検討しており、立ち上げに向けて協働している。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

当地区では徘徊模擬訓練は実施しなかったが、認知症サポーター養成講座にて、声かけ方法や徘徊者の支援に関する内容も盛り込んでいる。地域の方の認知症の理解と互いに協力し合える地域作りが見守り体制には重要であると感じている。また、スーパーや郵便局、薬局などにも地域包括支援センター新聞の掲示などもしていただき、認知症の見守りや早期連絡をいただくことも多くある。包括新聞の認知症支援のオレンジページや地域活動の紹介を見て、他地区のマンションの見守り活動の相談が入り、地域の自主的な見守りに対する意識の変化もある。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）**○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施**

今年度、基本チェックリストは 2 件実施も、総合事業としての利用には至らず。その後、体調の不安にてサービスを見合わせている状況。相談時には本人の意向や状況を確認し、総合事業のメリットや介護申請の趣旨説明をし、実施している。

○多様なサービスの活用

介護保険外のサービスや地域活動の情報を前原地区社会資源マップとして、随時更新し、紹介している。前原地区主任ケアマネ連絡会でも社会資源が知りたいという声があり、10月の勉強会では社会資源の情報交換や地区社協の方や生活支援コーディネーターからも話を聞き、具体的な助け合いの会等の動きも共有でき、ケアマネジャーから利用につながったとの声も頂いた。包括の新聞にて、地域のラジオ体操3か所、グランドゴルフ1か所を紹介し、地域住民主体の活動の活発化や意欲につながることを期待している。

○総合事業の普及啓発

日常生活は自立され、外出もできている方であっても、介護保険の利用の希望の方が多く、地域活動の紹介やパワーリハビリなど地域の資源活用を促しているが、要支援認定となる方も多い。ケアプラン点検時には、ケアマネジメントAの対象者の認定更新時期に合わせて、事業対象者への移行推進の案内文や地域資源活用促進のために、社会資源情報の案内もしているが、コロナ延長による更新も多く、移行した高齢者はいない。

現在要支援認定者の居宅支援の受け皿も少なく、ケアマネジャー探しに時間がかかっている。9月にサービス付き高齢者住宅が、地区内に新設されたことで、一気に居宅支援の依頼が押し寄せた現状もあった。要支援者を担当できるケアマネジャーが見つかりづらい。サービス利用に関しては、将来も見越した支援策は課題と感じている。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

地域包括支援センター新聞にて「認知症になってもその人らしい暮らしを・・・」と題し、地域の方にわかりやすい表現で、中核機関の周知を図った。適正な意思決定が困難な方などのその適正な意思決定・制度利用・支援方針の検討に関して支援チームで話し合う際に中核機関の専門職の助言やまた、弁護士や司法書士などの意見を聞き、高齢者の権利を守る仕組みが中核機関にあることを広報した。実際に、認知症はないが本人の意向が生命のリスクと適正な判断には解離がある方の権利擁護定例会議にて検討・助言を頂いた。東部地区地域包括支援センター会議にて、定例会議利用の方の状況と助言に関し、共有した。

○地域連携ネットワークの構築

高齢者などの意思決定に関しては、認知症など適正な判断が難しい方や認知力の低下はないが、本人の意思により適正な制度利用がなされず、生命の危険が伴うなど本人の権利が守られなくなることが考えられる場合は、1つのセンターだけで判断でなく、本人と関係する親族や医療・福祉支援者のチームにて検討することや、後見人が選任されていれば後見人も含め、何度も検討していく。成年後見人が選任されていなければ、成年後見制度の利用促進も勧めている。常に、支援者との連携や関係機関との連携、直営包括支援センターとの連携も大切と考えている。

○センター内の体制

意思決定の判断が難しいケースで支援を必要とする方には、職種が異なるセンター職員2名以上で関わり、センター内での共有や支援計画書を作成し、月1回の評価会議や臨時会議にて、計画の検討とモニタリングを実施。支援者間での検討会議も開催した。中核機関と連携したケースは、入院先病院から、寝たきり、医療依存度が高いがサービス利用や退院後の医療のフォローがない状況も本人が病院の対応に納得できず、自主退院の運びとなったことで支援の依頼が入った。自宅は衛生面や介護環境が整わず、診療先もない中で、介護サービスを導入したが、本人に認知症はないも、現実検討力の問題があり、サービスや医療の提案に拒否や支援者とのトラブルとなる。また、債務整理ができず、弁護士や司法書士、行政・議員などへの相談を繰り返すが、具体的な話になると、相談者と決裂してしまい自宅の競売・強制執行の可能性もある。生命の安全が守られず、経済再建も含めた支援やケアの希望に現実との乖離

があった。本人の意向や判断、支援に困惑するケースにてケアマネジャー、サービス責任者、さーくると中核機関の社会福祉士にも参加してもらい、問題の整理と本人の意思決定に関して議論した。その後も中核機関と同行訪問や支援者との訪問も繰り返し、その都度時間をかけ本人の気持ちを確認しながら、話し合っている。権利擁護定例会議にて弁護士や司法書士、障害分野の方も含め、助言を頂き、揺れ動く本人の気持ちに寄り添いながら、緊急時にも備えて見守っている。

本人の意向が読み取れない場合や意向がその都度コロコロ変わる方などもおられる。意思決定支援には、直ぐに結論が出るわけではなく、本人の意向に、時を変え何度も確認することや、支援者間での議論も行い、慎重に関わっていかなくてはならないと考えている。個別ケア会議や支援者会議を開催し、本人の意向に沿い支援することが妥当なのか、本人の利益に反しないか検討していく事が重要と感じている。

センター事業

○コロナ禍での地域交流・健康づくり

・「まえばら健康ウォークラリー」の拡充。前年度は社協と1町会との協働での開催であったが、別町会の追加とURも協働し、500m～2.8Kmのコースを参加者が選ぶ形で歩いている。8月を除き毎月開催（29人～38人/月の参加）。チェックポイントでのスタンプラリー形式で、継続に繋がっている。ポイントが貯まり、ボランティア提供による景品を喜んでくださる方が多い。

- ・ミニデイでの体操や認知症予防のミニ講話実施。
- ・地域包括支援センター新聞発行。

5月「地域活動紹介と・オレンジページ（徘徊者の見守り支援サービスなど）」、7月「夏バテせずに体力作り・わかりやすい成年後見制度（お金の疑問編）」、10月「地域活動紹介・食事で介護予防・地域ケア会議学習会の報告（地域防災）」、12月「感染症対策・ふれあい保健室・中核機関の紹介」

○野外での出張相談

UR 管理事務所前の野外に相談スペースを設け、気軽な相談と介護予防啓発チラシの配布、認知症に関するパネル作成し、車両に掲示した。相談数は少ないが、資料を持ち帰る方もいらっしやった。5月・7月と実施し、自治会の活動が再開となったことで、終了とした。11月～ふれあい保健室へ移行し、前原地区内町会会館で実施し、7名の参加。この保健室は訪問看護や薬剤師、介護支援事業所などと協働しており、前原地区の町会会館で気軽に専門職に相談ができ、健康・介護・認知症・予防の相談など幅広く、また地区の事業者とも連携して実施している。

○認知症高齢者等の支援や共生に向けて

認知症の方や地域の高齢者の情報共有と見守りとして、昨年から「ケア連」として、自治会、UR、民生委員と3か月に1回で集まり、連絡会を実施していたが、7月～毎月実施。8月にステップアップ講座を実施し、6人がチームオレンジメンバー登録。同地区で詐欺被害もあり、9月に防犯対策セミナーを開催。認知症の本人や家族を支える場が必要との意見多く、地区の課題でもある認知症カフェがないことで、12月～毎月1回「おしゃべりサロン」を企画し、1回目は認知症の本人、家族の方を含め10名の参加があった。

○ケアマネや多職種連携や勉強会など

・「前原地区主任ケアマネ連絡会」は、今年度から2事業所の主任ケアマネジャーが加わり、6事業所にて地域のケアマネジャーの現状や課題共有し、ニーズに合わせた勉強会を計画。

6/27 事例検討会「あなたならどう対応しますか？困難ケースのアプローチ」オンライン開催 21人参加、8/10 ケアマネサロン「今年度の実地指導・ケアプラン点検について」オンライン開催 18人参加、10/24 勉強会「インフォーマルサービスや地域資源を活用し、自立支援に向けたケアマネジメントに役立てよう」東部公民館にて参集型 21名参加

・精神疾患のある家族や利用者との関わりについての課題もあがっており、精神科の医療職も含めた医療と福祉の多職種での勉強会も実施予定で調整中。

また、当センターのみの事業以外にも東部地区の地域包括支援センターや介護支援専門員協議会と共同し、主任ケアマネ事例検討会、研修会を実施。共催研修をより良くする、あり方委員会にも参加し、ガイドラインを作成。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

今年度4月から11月までの相談件数は延べ4,529件（月平均約566件）、実人数（新規相談件数）は649件（月平均約105件）。特に、認知症相談者数が1,051件（月平均約131件）になり、総数の約23%が認知症に関係する相談である。コロナ禍の影響なのか市内で感染者数が増加すると相談件数が減少し、また全体的に昨年度よりも相談件数は減少傾向。特に8月、9月は相談件数が例年よりも減少した。

相談内容としては、経済困窮し電気代滞納により電気を止められているケースが今年度多く、特に独居男性の相談が増加した。他者に対しSOSを出せない、または支援が受けられることもわからずに生活困難に陥っており、知人や家族、不動産会社から相談が来るケースが特に増えてきている。状況確認し収支計画を立て、負債をそれぞれ清算しながら生活資金も足りず支援者がいないといった複合化した課題があり、生活困窮に対しての支援や医療・介護サービスの支援などを並行して進めている。また成年後見制度の活用も必要な場合は支援している。

令和2年度より新型コロナウイルス感染拡大の影響からか認知症に対する不安や専門医につながらず介護者支援も必要なケースも多く、またこれまで以上に複合化した相談が増えることが予測されるため、三職種が協働して相談に対応できる体制をより強固に築いていく。当センターだけでは担えないと判断した場合は、適切な機関と協働して対応している。地域の高齢者が安心して生活を継続していくことができるよう、ワンストップ相談及び断らない相談を行っている。

権利擁護業務（介護保険法115条の45第2項第2号）

* 高齢者虐待関係

○ 早期発見・早期対応

今年度4月～11月末までの時点で、虐待通報の通報者別報告件数として警察1件、近隣住民1件の計2件。この2件は全て虐待認定された。昨年度の同時期の通報件数と比較すると3件減っている。虐待まで至っておらずただ夫婦間や近所のトラブルが発生し、高齢者虐待防止法の取り扱いに準ずる対応をしているケースも見られる為、昨年度も含め精査し対応していく。

近隣住民からの通報ケースは、最近本人の様子を見ておらず心配になったと通報あり、自宅へ訪問し安否確認をしようとするも夫が介入拒否し確認できず、その後1週間継続して訪問し信頼関係を構築しながらようやく安否確認ができた。発見した際に本人

は寝たきりで動けず褥瘡が全層組織欠損の状態、救急搬送について同居する長男に確認し、搬送後現在入院加療中。養護者からのネグレクトによる虐待であり、近隣住民からの通報がなければ気づけないケースであった。今後も当センターの役割や機能についての周知を継続し、医療機関や地域住民との連携を強化していきたい。

○関係機関との連携及び役割分担

高齢者虐待防止法の取り扱いに準ずる対応に近いケースあり、近隣住民から本人の安否確認の通報あり、庭木も手入れされていないゴミ屋敷の自宅内でトイレも使えず食事のままならなかったため、受診後に施設入所に向けて現在も支援している。近隣の診療所の医師や介護支援専門員、介護サービス事業所と連携しながら安全な生活の確保と、協力者不在のなか成年後見制度の活用をすすめ司法書士とも連携を図っている。

○センター内の体制

今年度も職員の資質向上として、千葉県高齢者虐待防止対策研修を受講し、高齢者虐待対応について理解を深めた。

また虐待通報及び虐待が疑われる事案等の相談に対しセンター内では、三職種が合同で検討して必要な情報の収集や対応方針を決定している。虐待の内容によって役割分担を行い、医療的な関わりが必要な場合は保健師相当の職員の協力を得ながら社会福祉士が対応するなど、柔軟で迅速な対応を行った。職員全員で共有し、役割分担に関しても特定の職員に偏らないようにし、必ず職員二人体制で支援するチームとしての体制を作った。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

○包括的・継続的ケアマネジメントの体制の構築について

コロナ禍による影響も引き続きある中で、主治医と介護支援専門員との連携や、他職種との協働及び多機関との連携体制構築においては、ネットワーク環境が整わない事情の方も残存する中で参集計画が立て辛い結果となった。その中でも昨年度と同様、東部地区の介護支援専門員対象研修計画の中で、東部地区お世話人会と共に、日程調整と研修内容について検討することも期待していく年度となり、12月に行われた研修については、各地区に配置されている生活支援コーディネーターとの連携や相互業務理解、事例を通して介護支援専門員の仕事を理解してもらう目的で行った。ケアマネ側からも生活支援コーディネーターからも有意義だったとの意見の他、多面的な支援が学べた意見、介護支援専門員からもプランのアップデートに繋がるなどの感想が聞かれた。また、東部地区では来年の3月にBCPの研修計画を立てており、当センター担当圏域(三山・

田喜野井・習志野)においても更に関係、連携強化していくことも踏まえ、この BCP 研修の前後に勉強会を計画していくことで纏った。医療、福祉関係者をはじめ民生委員・児童委員の方々と顔の見える関係づくりをコロナ禍で叶えづらい所もあるが、2025 年度の地域包括ケアシステムの体制構築に向けて包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築が骨子となる部分が多面的にあることを圏域にある介護支援専門員と共有していきたい。

個別事例では先天性の障害のある方の相談もあり、手話ガイドヘルパーとの手配をはじめ、8050 問題でも 50 側の精神疾患ではないかと思われるケースも多く、医療に繋いでいく支援など地域包括支援センターだけでは対応できないケースが断続的に増加傾向にある。引き継いで担当になる介護支援専門員にもフラットやさーくるなどの他機関との連携を図ることも増加傾向にある。また、何らかの障害をお持ちの方が既に支援又はサービスを受けているケースでは高齢者の年齢に達する方にも、障害福祉サービス担当者との連携も必要にある。更に料金滞納などの生活困窮者の相談対応も多く、生活支援課との連携も頻繁にあり、施設入所や在宅支援に至るケースには継続支援の時間を多く要し、当センターからの対応から適材適所に引き継ぐまでの間、手が離れるまでには容易ではないことから今後も継続的、包括的支援については他機関との協働が重要となる。

○地域における介護支援専門員のネットワークの活用

独自のネットワークとして、みたならネットワーク勉強会を開催する予定でいたがコロナ禍の情勢とうまく噛み合わずにいた為、個々の対応にシフトし、介護支援専門員へ地域資源の案内ができた。体操教室や将棋教室、フラダンス教室などの案内を地区社協との協働で地域資源を探して情報提供をさせていただいた。医療・介護関係者、民生委員・児童委員の構成員となる地域ケア会議から地域課題を抽出し地域を支える仕組み作りについては自然災害について意見が多くあることから BCP に取り組む福祉関係従事者側の取り組みの進捗状況と介護支援専門員のできることを情報共有と共に、共助・互助の関係が前進できるように年度末までに企画している。このようなコロナ禍の状況である中で地域のネットワークを機能的に動かしていけるように、昨年と同様、より多くの介護支援専門員や専門職、地域の方々にネットワークへ参加していただけるよう働きかけている。

○介護支援専門員に対する個別支援

コロナ禍の状況が混沌としている昨今、介護認定期間の延長申請が多く見られる中でも区分変更や要支援から介護に変わる申請が増加傾向にある。変更後の提出書類の書き

方や確認をはじめ、請求業務の相談も多く見られた。その他、訪問系のサービスにシフトするケースも増え、歩行レベルの低下予防や改善を目標に住環境整備や福祉用具の選定においても同行訪問の上、助言するケースにも対応することができた。その他、コロナ禍による状況が長引いている影響からコミュニケーション不足などで介護支援専門員と利用者本人や家族との関係修復或いは介護支援専門員の変更相談についても、丁寧に受け止め適切な対応と助言を行ってきた。その他、昨年と同様に改めて個別指導が必要と思われる相談に対しては、ケアマネジメントプロセスに沿って状況を確認し、よりよい解決策を一緒に検討している。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

地域ケア会議が中心となって開催する医療講演、防災訓練、徘徊模擬訓練、社会資源マップの作成など、地域の実情に合わせて、医療・介護・地域の関係者が意義ある協働ができるよう、会議の中心となり取り組みを進めている。

今年度、第 1 回 5 月の会議は新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底した上で集会形式での開催となったが、8 月・11 月の会議はコロナ感染拡大に伴い、共に書面での会議となった。

昨年度より検討を進めている地域ケア会議主体の講演会については、11 月 4 日三山市民センターにて開催した。「身体の仕組みと、自宅でできるトレーニング」をテーマとし、いけだ訪問看護ステーションの理学療法士 今泉賢治先生を講師に迎え、フレイル予防や身体機能の維持向上のための講義と実技を行った。参加人数は 40 人。地域ケア会議構成員や自治会町会役員、地域住民が参加し、YouTube 配信も行った。分かり易い説明と実技で参加者の多くが身軽に実施できる内容と感じられ、様々な集まりの場で実践したいなどの声も多く聞かれた。

コロナ禍での開催となり限定された参加者ではあったが、このような内容での講演を地域では必要とされており、地域活動の活性材料の一つとなることも分かった。

防災訓練や徘徊模擬訓練は実施することが難しく、その代替え案や意見を募った。コロナ禍であり、チラシ配布、啓発ビラやチェックシートの作成、認知症サポーター養成講座の実施、若年層を対象に行うことの必要性についても意見があり。来年度に向けて検討していくこととなった。

○個別ケア会議について

支援困難なケースに対する関係者間での情報共有や役割分担について、特に地域の中で地域住民と協力しながら見守り体制を構築していくほか、深刻化しリスクの高いケー

スについては積極的に個別ケア会議を実施している。今年度は1件開催している。認知症と重度糖尿病がある本人、精神疾患の長男、他者の介入を拒否する夫が同居するケースで、長男も同席のもと関係者間での情報共有を行った。主治医からの情報提供もあり、医療・介護の両輪での支援につながるよう、地域の力を借りながら介入拒絶する夫との関係づくりを継続していくこととなった。

現在、意思決定支援が必要なケースや高齢者と障害者が同居し経済困窮のため、他機関協働が必要となっているケースについて実施予定となっている。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

コロナ禍における引きこもり生活の影響から認知症を発症し、進行してしまうケースの増加や、家族の多問題などに関わるケースの増加など地域課題が挙げられるなか、地域ケア会議において具体的な地域の現状と課題を共有している。

徘徊模擬訓練や防災訓練はコロナ禍のため開催できない状況が続いているが、その代替えとなる方法について検討している。また、医療講演の開催にて、関係機関との連携や地域の方々が地域づくりに参加することの重要性を再認識した。住みやすい地域づくりを進めていけるよう、今後も様々な方法や手段をもって、ネットワークを広げていく。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

今年度の認知症初期集中支援チームは1件実施した。ケースは一人暮らしで金銭管理が出来なくなり、電気やガスが止まるなどして包括が介入した。医師によるアウトリーチを受け、認知症だけではなく、健康状態の改善も必要であるとの助言を受けて、受診に結び付けている。

今年度は、コロナ禍により高齢者が閉じこもりがちとなり、認知症を発症、または進行するようなケースが非常に多く見受けられた。近隣の住人や民生委員からの通報を受けて対応している。認知症に関する相談は非常に増え、対応件数は激増している。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

今年度も、認知症カフェの開催はコロナ禍のため、見合わせている。今後の開催方法や開催場所について検討し、地域の方が安心して参加できるようにしたいと考えている。

認知症サポーター養成講座は、担当エリア内の小学校を対象に実施している。今年度は、ステップアップ講座の開催も行い、学園大自治会の方を対象に講座を行った。講座終了後のボランティア登録は参加者の殆どの方に行っていただいているが、その後の活動については、自治会の活動が忙しいため、これ以上の負担は負えないという意見が強く、調整中である。ボランティア依頼の難しさを改めて感じているところである。

地域の方や、介護支援専門員から、地域内での認知症家族の交流会などを開いてもら

いたいとの要望がある。東部地区での家族交流会は開催されてはいるが、この地域からの参加は交通の便も悪く出席が困難であること、認知症家族の介護のストレスや解決方法などを気軽に話せる場所が欲しいなどの要望が上がっている。地域での現状を把握し形にしていきたいと考えている。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

徘徊模擬訓練は、今年度もコロナ禍のため中止となった。来年度の開催に向けて今後は調整を行っていく予定である。

今年度も町会・自治会長、民生委員・児童委員の方に小地域ごとに集ってもらい、地域の方の情報交換会を実施した。コロナ禍で、地域活動も減り、お互いに顔を合わせる機会が少なくなっているため、地域の実情を把握するための有益な機会となっている。この情報交換会は今後も継続していきたいと考えている。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

来所者の相談を軸に総合事業や要介護認定についての説明を丁寧に行い、必要な場合は随時、事業対象者を判定するための基本チェックリストを実施してきた。コロナ禍による影響で地域のサークルや教室などが閉鎖している。その影響からであろうか代替えになるサービスを求める相談も増加傾向にある。その他、結果見たさに介護申請をされる方もおり、不明瞭なコロナの収束に対峙して介護保険の予防サービス利用を求めるケースが増える傾向に至った。地域資源にある体操やサロン、教室、ミニデイなどの再開に合わせて、要支援の認定を頂いた方も未利用のままになっている傾向もみられる。

介護事業所による既存のサービスに加え、地域住民を含めた様々な主体による多様なサービスが提供されるように、市の計画に基づきケアマネジメントの流れに沿って業務を実施している。当センターが開催した健康教室では制度説明の上、総合事業について説明し、地域の方への理解も深めてもらえるよう普及・啓発活動に努めた。

○多様なサービスの活用

地区社協の生活支援コーディネーターと連携してインフォーマルサービスの把握に努め、介護支援専門員からの地域資源の問い合わせもあり、地域資源の活用と共に、地域資源の課題抽出についても協働しており、有益な地域連携となった。みたならネットワーク勉強会が独自に作成した、みたなら(三山・田喜野井・習志野)地区ハートページや地域ケア会議で作成中の社会資源マップを用いて、フォーマルサービスの情報整理についてはさらにアップデートしていく環境下にある。

○総合事業の普及啓発

要支援者が可能な限り、要介護状態とならないよう自立支援に向けたケアマネジメントを徹底し、地域において自立した日常生活を継続するということを実現できるよう支援していく。船橋市独自の施策である自立支援リハビリ職同行訪問事業についても、コ

コロナ禍においてフレイルの症状に至ってしまった方への支援の一つとしても、プランチェックから閉じこもり傾向にある方を発見し、支援方法の一つとして、助言できるように当センター会議の中で三職種に向けて説明している。

今年度、当センター作成と委託した数を合わせて、毎月 260 件以上の要支援者のプラン作成を実施。要支援から要介護への変更申請も増加傾向にあり、コロナ過で心身の状態が低下に至るケースも徐々に増えてきている。前年度同様に、利用者との新規契約時、定期的な計画見直し時、また利用者には何かの変化が生じた場合など、センター職員が同席するなど、適切に担当介護支援専門員と連携、情報共有を行い、協働でケアマネジメントを実施する姿勢で取り組んでいる。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

* 判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

中核機関との実際の業務については、権利擁護支援における一次相談窓口である地域包括支援センターからの二次的な相談機関として捉え、成年後見人制度等の権利擁護のニーズが確認され対応が困難なものに対しては中核機関に相談し、対応や連携を図っていく。多分野にわたる複合的な課題や、8050問題などの家族全体の支援を必要とするケースの場合には、各分野の連携を密に支援チームとして包括的に本人に関わる体制を築いていく。

○地域連携ネットワークの構築

地域連携ネットワークの中核である中核機関との連携を図りながら地域の各機関との協力の下、地域の権利擁護が働くように関係を深めていく。

障害者虐待に関わるケースでは、虐待者が精神障害の娘、被虐待者は知的低下が認められる母親の支援で中核機関もかかわり、その他に地域福祉課、さーくる、障害者福祉課にも検討会議に参加し、今後の支援方針について検討した。また、専門職相談による専門的助言等の支援を確保することも合わせ、ネットワークの構築を促進させていく。

○センター内の体制

今般、多様化している様々なケースに対してセンター内では、三職種が合同で検討して必要な場合には、民生委員や自治会からの情報収集をはじめ、関係機関との連携を図りながら対応している。虐待の内容は職員全員で共有し、三職種のそれぞれの専門性に沿って役割分担をしている。新人職員に対しては、経験者が積極的にOJTによる指導を行い、千葉県高齢者虐待防止対策研修を受講し高齢者虐待対応について理解を深めている。

センター事業

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からセンター事業があまり実施できなかった。そのため地域におけるアウトリーチ機能が不十分になってきている。その点においては、今まで要支援者に関わってきた地域住民や民生委員・児童委員との連携を今まで以上に密に図り、必要に応じ訪問実施、電話にての状況確認をすることで、状態変化があるもしくは介護者の状況も変わってきている様子など、随時情報

共有を行い対応している。特に、介護が必要になってから相談を受けるのではなく、まず介護が必要とならないように、予防事業を中心とした地域づくりに力を入れてきた。介護予防の中では、虚弱高齢者が機能低下しないように、閉じこもり防止に焦点を当てている。

○出張相談「たきのい・おでかけ相談室」（情報交換会として実施済み）

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐと共に必要な支援に繋げていく。

場所：船橋市三山・田喜野井地域包括センター内 まちかど相談室

日時：毎月1回 第3木曜日 午後1時から午後4時まで

方法：包括職員、民生委員・児童委員などが、ボランティアで来訪者の相談に対応し、レクリエーションを提供する。

内容：地区担当の民生委員・児童委員と協力し、地域における高齢者の状況の把握と相談を行い、必要時には居宅訪問へ繋げていく。開催当日は、血圧測定、脳トレ・体操、保健・福祉の情報提供などを行い、高齢者に気軽に利用していただく。包括職員が脳トレなど工夫して提供している。

コロナ禍の対応においてこれまで「たきのい・おでかけ相談室」に参加していた高齢者の中で、孤立しやすく見守りが必要な方をピックアップし、民生委員・児童委員との「情報交換会」として今年度は6月29日（水）に三山八景台自治会にて1回実施している。

○出張相談「ならしの相談室」（実施済み）

目的：見守り、支え合い体制を作り、高齢者が陥りやすい孤立を防ぐと共に支援が必要になった場合は、早急に必要な支援に繋げていく。

場所：習志野1丁目集会所

日時：2ヶ月おきに第1火曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

方法：包括職員、習志野1丁目町会長、副会長、民生委員・児童委員などが、ボランティアで相談対応を行う。

内容：担当地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある高齢者の確認、必要時には訪問へ繋げていく。独自に地域の高齢者リストを作成し、開催時に状況の確認を行って更新している。また、相談方法としては、住民が当日直接相談に来所することもできる。確認作業の中で、気になる高齢者には包括職員、民生委員・児童委員と一緒に居宅訪問をして実態把握をしている。

今年度は、4月12日（火）および7月5日（火）に感染対策を徹底したうえで2回実施。またコロナ禍の対応において、「ならしの相談室」の構成委員が随時

連絡を取り合い、高齢者リストの中から生活状況の確認が必要な高齢者へは電話連絡をし、居宅訪問を行った。

○みたならネットワーク勉強会（未実施、年度内に実施予定）

目的：三山・田喜野井・習志野の3地域の介護支援専門員、地域ケア会議構成員、医療・介護サービス従事者、民生委員・児童委員などの関係者が一堂に集まり、地域課題の把握やその解決に向けて協働して取り組むことを目的としている。

場所：三山市民センター

日時：年3回 午後6時30分から午後8時30分まで

内容：各回にテーマを決めて実施。介護支援専門員や地域住民、介護サービス事業所及び医療機関などが繋がって、介護を受けるだけではなく自立した生活にするために、講演やグループワークを行う。

今年度は参加者多数により参集による勉強会の実施が困難ななか、情勢に応じて年度内に実施を検討。

○みたなら地域医療介護連携ミーティング（未実施、年度内に実施予定）

目的：三山・田喜野井・習志野の3地域の介護支援専門員、地域ケア会議構成員、医療・介護サービス従事者などの専門職が一堂に集まり、疾患に関する地域課題の把握やその解決に向けて取り組むことを目的とする。

場所：三山市民センター

日時：不定期、午後6時30分から午後8時30分まで

内容：地域でよく見られる疾患について専門職が共通理解をして、地域住民を支えることを目的とする。

今年度は、未実施であるが今後実施に向けて検討している。

○健康相談室(実施済み)

目的：地域における介護予防を推進する企画として、虚弱高齢者に対して、要支援・要介護状態にならないように様々な観点から、健康維持を図る事を目的としている。また、支援が必要になった場合は、迅速に必要な支援に繋げていけるように地域住民の輪を広げていく。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：毎月1回 午後1時30分から午後3時30分まで

方法：包括職員、医療福祉専門職などが講師となり、情報提供する。

内容：地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、健康維持の観点から必要な情報を提供する。また、参加者同士の交流を

深め、コミュニケーションを活性化して健康維持を図っていく。継続的に様子を把握できるので、支援が必要になったときには迅速に動けるように対応する。

今年度は、6月20日（月）に、感染防止対策を徹底し、三山東町会会館にて実施した。包括職員による「包括支援センターの役割と船橋市の高齢者福祉制度について」をわかりやすく説明した。また、「効果的な身体の動かし方を知ろう！」と題し、理学療法士による実技を交えた内容を展開。今後も、コロナ禍にあってもフレイル予防や閉じこもり防止のための情報を、パンフレットなどを用いて地域住民に周知し、人数制限をしながら事業継続して行く。

○園芸教室（未実施、年度内に実施予定）

目的：地域における閉じこもり防止を図る企画として、園芸教室を開催。一緒に作業して交流していくことで健康維持を図る。また、支援が必要になった場合は、早急に必要な支援に繋げていく。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：不定期 午後1時30分から午後3時30分まで

方法：包括職員、地域住民等がボランティアで企画。

内容：地域における独居の高齢者および介護が必要となる恐れのある虚弱高齢者に対して、閉じこもり防止の観点から、住民に人気がある園芸教室を開催し参加していただく。また、参加者同士の交流を深め、会話の機会を増やすように工夫することで認知能力の維持を図る。

今年度は、感染防止対策を徹底したうえで、密な状態を避けられるような会場レイアウトを検討し人数制限をしながら、12月23日に開催予定。

○介護支援専門員研修会（未実施、年度内に実施予定）

目的：地域における介護支援専門員の資質向上のために、WEB研修を企画し、利用者の自立支援に役立てる。

場所：まちかど相談室（三山・田喜野井地域包括支援センター隣）

日時：年間2回予定

方法：ZOOM研修など感染対策に留意した方法を検討

内容：介護支援専門員の相談から見えてくる地域で抱える課題について、必要な情報や解決方法などを一緒に検討する研修にする。介護関係における新しい知識や技術を習得できる研修にする。

今年度は、未実施であるが今後実施に向けて検討している。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく生活を継続していくために、本人の能力や可能性を共に探り、発揮できる環境を整え、本人の自己決定を尊重し、本人の状況に応じた自立への支援をする事が求められている。

総合相談支援については、習志野台包括が昨年12月移転したが、広報に努め実来所者数で見ると、4月から11月までの来所者は昨年と比較して499名と増えており影響はなかったとみられる。延べ総数も同じ期間で比較すると8,635件で1,930件増えている。

地区コミュニティ別人口によると、習志野台地区では、習志野台団地建替えのため取り壊している住居の影響と思われる人口流出がみられるが、1年前に比べ75歳以上の後期高齢者は若干増えている。

相談内容としては、2020年から続く新型コロナウイルスの影響で第7波の時はワクチンの予約ができない、熱発で動けないなどの相談から、フレイルに伴い家族から急に動けなくなったという相談が一時的に増え、それに対応した。フレイルに対しては、地域課題として地域ケア会議主体で発行している9月号の「ならだいにしなら通信」を通し地域で実施されている活動など紹介し、地域の高齢者やその家族が手に取る機会のある関係機関、地域に配架を依頼し、総合相談の中でも啓発した。

また、8050問題で孫世代まで含み、虐待に繋がるケースなど、高齢者を取り巻く背景も複雑化し高齢者に対する支援だけでは解決が困難となり、高齢者を含む多世代にわたる家族支援が必要な相談が増えている。多様な相談内容・ニーズを判断して個別の問題に向かい合う中で、児童相談所、学校、さーくる、ふらっと船橋、生活支援課などの関係機関とも連携を取る機会も増え、地域のネットワークの構築につながっている。

総合相談支援全般に初回相談の受付から、本人の主訴から聴き、本人が捉えている課題を明確化することを意識し、緊急性を判断し対応した。困難事例の場合は、アセスメントや目標がブレないように三職種で話し合いの機会を持ち、適切な対応を図り終結に向け支援していくと共に必要な事後確認を行っている。

総合相談の中で介護申請を必要とされ申請を行い、要支援の結果が出た場合、当センターで受け入れができず、居宅介護支援事業所に委託するまでに、時間がかかる事態が増えていることが課題になっている。

個別ケア会議は7回開催。地域ケア会議の参加機関との長年の繋がりから、民生委員とケアマネジャー、助け合いの会などと繋がりやすくなっており、地域住民など巻き込

み地域の見守り体制を構築している。個別ケア会議を通じ地域のネットワークも広がりを見せ、地域の理解も得やすく今後も有効に活用していく。

フレイルによる閉じこもり、認知症問題などの地域課題に対し、早期発見、早期対応、予防対応が重要と考え、老人会、ボランティアグループ等の集まりに出向き、介護予防教室、認知症サポーター養成講座など、新型コロナウイルスの感染対策を行いながら開催できた。

地域共生社会の実現に向けて、来年より重層的支援体制整備事業が開始されることから、他機関との連携をさらに意識して取り組んでいく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

○ 早期発見・早期対応

高齢者虐待に関する通報だけに捉われず、住民からの相談や警察・医療機関・介護支援専門員・民生児童委員など関係機関からの相談など、高齢者の生活課題に関する情報が地域包括支援センターに集約される体制づくりの足掛かりとして、令和 4 年 7 月 13 日、「意思決定支援」を題材に民生委員、介護支援専門員、地域ケア会議構成員の合計 85 名が集い「習志野台地域ミーティング」を開催した。講演や演習（グループワーク）など共通の学びを通じて交流を図った。アンケートでは次年度の継続開催を希望する意見が多く寄せられたことから、高齢者虐待対応強化に向けたアップデートを図るために次回開催の準備を行うこととした。

当センターにおいては、寄せられた情報から高齢者虐待や権利侵害のサインを見落とさないよう、毎日の朝礼で気になる事項が生じている案件についてセンター内職員で情報共有し対応を検討している。

令和 4 年 11 月現在、警察から 3 件、近隣住民から 1 件の通報があり、その内の 1 件を虐待認定した。高齢者虐待を予防する観点も注視し、高齢者虐待通報を受理した後に虐待行為とまで認められない、又は養護者と認められないため高齢者虐待の定義とは異なる等、センター内及び基幹型地域包括支援センターの検討を経て虐待認定に至らなかった案件に対しても高齢者虐待に準ずる対応を取り、更なる高齢者の権利侵害に発展しないよう介護サービスの導入や医療につなぐ等、基幹型地域包括支援センターをはじめ関係者・機関と連携して対応した。

○ 関係機関との連携及び役割分担

『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル（令和 3 年 4 月）』に基づき関係機関との連携及び役割分担を行い対応している。

令和3年度途中から高齢者虐待相談受付票の運用方法が変更され、基幹型地域包括支援センターが当センターから受けた情報を基に、初動段階における虐待の判断を追認することになった。当センターにおいて事実確認を適切に実施し、速やかに基幹型地域包括支援センターへ状況を報告してきた。

また、実績はなかったが緊急性の判断、立ち入り調査の判断、緊急分離保護（やむを得ない措置の適応等）の判断、面会制限等、当センターだけでは判断できない事項については、基幹型地域包括支援センター及び高齢者福祉課へ報告・連絡・相談を行い対応する体制を整えている。同じく、対応に行き詰った時や専門性の高い課題に直面した時には船橋市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議、同会議内の個別案件 Q&A を活用し専門家や専門機関から対応方法の助言や新たな支援機関の情報を得て適切な対応につなげる体制を整えている。

○センター内の体制

当センターでのケースワークにおいて、8050 問題のように親世代の認知症・様々な病気、子世代の身体・精神・高次脳機能・発達障害・生活困窮・未就労・引きこもり等々、多世代にわたる重層的な問題を抱えた案件に対して支援していく能力が求められることから、センター内の支援対応能力を強化していくための体制を整えている。

職員単独で案件を抱え込まないように2名体制で支援を行うことを基本とし、初動・対応・終結段階それぞれの場面で所内検討会議を開催し、全職員が関わりセンターとしての判断を基に対応している。所内検討会議ではホワイトボードを用いて情報や検討内容、決定事項などを可視化することで職員間の意識を一致させる工夫をしている。また、検討後のホワイトボードは写真に残し記録することで効率化を図っている。

当センターだけで案件を抱え込まないよう、基幹型地域包括支援センターへ報告・連絡・相談を適宜行い適切な支援につなげている。

知識・技術の向上（研修体制）について、高齢者虐待防止対策に関する研修を受講し、センター内で伝達講習を行い職員の OJT を実施している。令和4年12月には千葉県主催の高齢者虐待防止対策研修（全3日間）に職員が参加予定である。

職員のメンタルヘルスについては、朝礼や所内検討会議を重ねチームとして検討・対応する体制整備を行っており個々の職員に負担が偏らないようケースに応じて適切な役割分担を行っている。併せて、日頃から職員間で意見交換を行うことで、対話ができる職場環境を整えている。また、法人により年1回実施するメンタルヘルスに関するアンケート調査（令和4年11月）及び健康診断（令和4年4・5月）によって職員の心身状態を把握し、変調の早期発見・早期対応を行う取り組みを実施している。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域包括ケアを推進していくために、地域において多職種相互の協働を図りながら、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための体制作りに取り組み、その環境整備と介護支援専門員等への支援を重点的に行ってきた。

さらには、地域共生社会の実現に向けては地域の現状と将来像の把握を再アセスメントし多機関との連携を地域包括支援センター職員が一丸となり、高齢者がその人らしい自立した生活を継続できるよう包括的・継続的ケアマネジメント支援をチームで展開してきた。

- ① 地域の介護支援専門員のサポート体制を整備するために、習志野台地区定例ケア会議に習志野台地区主任介護支援専門員に対し参画を呼びかけ、民生委員をはじめ多職種との意見交換から、地域の資源をはじめ実情を共有し、地域づくりを目指すべき地域像を共有することができた。

地域の介護支援専門員の相談から、個別ケア会議の開催を重ねること、そのうえで地域課題の把握、得られた情報を支援にどのように活用していくのが課題であることがわかり、今後取り組んでいきたいと考えている。

- ② 介護支援専門員と民生委員等とのネットワーク作りの場として、習志野台地域ミーティングを地域ケア会議が中心となって開催した。本人の自己決定支援に基づき、この地域で暮らし続けられるよう、チームでサポートすることの重要性が、事例検討を通して共有できた。また開催後のアンケートからはそれぞれの立場を理解できたこと、民生委員との連携についても意見が上がり、今後も環境整備を進めていきたい

- ③ 介護予防ケアマネジメントのプランを立てる際には ICF (国際生活機能分類) を活用し地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう目標をたててケアマネジメントを行っていくか等をテーマとする勉強会を経験 3 年未満のケアマネジャーに個別行的に行った。コロナ禍もあり開催を見送ったが、来年度は地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員等に向け実施を計画していく。

- ④ 介護支援専門員の実践力向上を目的とする事例検討会（スーパービジョン）の開催を予定している。事例検討会の進め方、事例を通して学び合い、地域での主任介護支援専門員同士のネットワークの構築の支援することを目指す。

- ⑤ 基幹型地域包括支援センター・東部地区委託地域包括支援センターと船橋市介護支援専門員協議会地区担当役員と協働し、地域のケアマネジャーの資質向上とネットワーク作りを目的に「東部地区研修会」を開催した。第 1 回は東部地区の生活支援コーディネーターを招いて、介護支援専門員と事例を用いて、お互いの役割や地域

の資源についてグループワークを行った。地域の課題や担い手となるボランティアの現状など様々な意見が出され、あらたな気づきの場面も多くあった。

居宅介護支援事業所の管理者、地域の主任介護支援専門員である「東部地区主任ケアマネ連絡会」と連携が深められるよう積極的に関わり、地域の主任介護支援専門員の課題を研修に反映し企画、意見交換を通じて積極的に吸いあげ今後も地域の体制づくりに生かしていきたい。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

年度内 4 回開催を予定していたところ、令和 4 年 12 月末現在、新型コロナウイルス感染状況から参集・Web など開催方法を考慮し 3 回開催した。地域ケア会議を通じて開催する催しの企画運営や個別ケア会議の実施報告、地域ケア会議の周知・啓発、「チームオレンジ」立ち上げ準備、広報誌の発行準備等を定例の議題とする他、夫々の会議で主題を設け意見交換を行うことで地域課題を共有し、その解決に向けた対応策を検討した。

第 1 回目は令和 4 年 5 月 18 日参集で開催、今年度の地域ケア会議の活動計画の確認を行った。民生委員においては、コロナ禍直前に着任した新任民生委員向けの研修会が行えず不安を抱えたまま活動を続け次の改選年度を迎えている実情が報告された。コロナ禍が高齢者に与える影響だけではなく、支援者側の活動にも多大な影響を与えていることを共有し今年度の会議運営に臨むことを確認した。

第 2 回目は令和 4 年 8 月 24 日 Web 形式で開催、地域のネットワーク作りのための地域資源の共有をテーマに、生活支援コーディネーターからその役割や現状の取り組み内容についての説明と構成員によるグループワークが行われた。会議開催当時はコロナ禍の影響で止まっている活動が多いところ、活動を継続・再開している活動も報告された。

第 3 回目は令和 4 年 11 月 16 日参集で開催、地域で活動する主任介護支援専門員を招き「習志野台地域ケア会議で考える災害」をテーマに意見交換を行った。各団体や地域で行われている災害に関する課題や具体的な取り組み内容・計画について意見交換を行うことで地域課題を共有し対応策を検討することができた。

第 4 回目は令和 5 年 3 月 15 日開催予定。

○個別ケア会議について

個別ケア会議を積極的に開催することにより、関係者が個別案件の情報を共有し、支援体制の早期形成や適切な対応がなされること、個別案件から地域の課題を抽出してい

くことを目指して、12月9日時点で7件開催した（令和3年度6件開催）。

子がおらず支援者はいるが支援者のネットワークができていない高齢者世帯の案件、昨年に続いて開催2回目の身体機能が低下した独居高齢者の案件、今年度2回開催した夫が妻の介護を抱え込んでいる案件等、家族やフォーマルサービスでは解決困難な案件に対する継続的な開催が特徴であった。介護支援専門員が出席した際は、民生委員との間でお互いにケースの理解が進み、具体的な対応方法の検討や役割分担が行えた。また、支援関係者のネットワークづくりもなされ、関係者で課題を共有することで支援の方向性が明確にできた。

7件の案件から抽出された地域課題は『医療面での支援体制の充実』が最も多く、次いで『閉じこもり・孤立化対策の充実』『認知症対策の充実』『生活支援サービスの充実』が多かった。地域活動の担い手不足が地域の課題になった案件では、対象地域でボランティア活動ができる人材の情報が共有され、生活支援コーディネーターが参加していたことから、地区社会福祉協議会のたすけあいの会への加入につなげていくことになった。個別案件から地域としての課題の抽出・地域全体としての支援体制強化につながる機会を得ることができた。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域ケア会議を重ね、コロナ禍に伴う活動制限が高齢者のフレイル状態を招き、更に高齢者と支援者とのかかわりを希薄化させている問題が生じていることを共有してきた。そこで、「包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進」「認知症対策」を課題に挙げて様々な活動に取り組んだ。

「包括的・継続的ケアマネジメント事業及び権利擁護事業の推進」の課題に対しては、地域の支援ネットワーク強化や中核機関の周知・広報を行う土台作りとして権利擁護の基礎を学ぶことを目的に、令和4年7月16日「習志野台地域ミーティング」を開催した。当初第1回目の「意思決定支援」に続き、「高齢者虐待」「成年後見制度」と題材を変えて年度内3回の開催を計画していたが、コロナ禍、民生児童委員の改選も重なることから今年度は1回開催に止め、次年度に引き続き開催していくこととした。

「認知症対策」の課題に対して、令和4年5月27日に日本大学薬学部1年生を対象とした認知症サポーター養成講座に講師派遣という形で対応した。大学側からの講師派遣依頼であったが、地域ケア会議を通じて構成員の意見も取り入れ対応した。

令和4年10月8日に開催を予定していた地域ケア会議が主体となる講演会は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ開催を中止した。予定していた「オーラルフレイル」「コグニサイズ」の内容について構成員の関心も高いことから、次年度に延期して開催することを地域ケア会議で決定した。

令和4年度中に「8丁目町会チームオレンジ（仮称）」の立ち上げについて、コアメンバー（8丁目町会担当者、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター）で協議の場を設け、今年度内に認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座開催の予定を立てたが、コロナ禍の影響により延期される状況が続いている。

認知症総合支援業務（介護保険法115条の45第2項第6号）

『認知症であっても安心して暮らせる地域の基盤づくり』を目指して、認知症の啓発活動、見守り体制の構築、認知症の予防や早期発見・早期治療に向けて地域活動を行った。認知症地域支援推進員の研修を職員1名が今年度中に受講することになっている。

○関係機関との連携・ネットワークの構築

習志野台8丁目町会での令和5年度チームオレンジ立ち上げに向けて、4月にコアメンバー会議を開催した。メンバーの中に町会関係者と当センター職員だけではなく、生活支援コーディネーターにも参加してもらい、習志野台8丁目との連携強化を図り、地区社会福祉協議会たすけあいの会でもチームオレンジ立ち上げにつながることを目指している。生活関連企業との連携としては、習志野台1丁目のイオン薬局高根台店からイオン周年記念のイベントへの参加の打診があり、イオン高根台店との連携ができ地域の認知症見守りネットワークの基盤づくりにつながった。

民生委員や町会・自治会役員とは、協議会、評議員会等の会議の場や日頃の総合相談支援、地域ケア会議、個別ケア会議等を通じてこれまで通りの連携を図ることができた。また、コロナ禍で中止されていた老人会や婦人会等の地域活動が徐々に再開しはじめ、当センターに講座の依頼が入るようになり、ネットワークの再形成をすることができた。

精神科病院との連携は、船橋市内4病院、市川市1病院、八千代市1病院、千葉市の千葉県精神科医療センターなどへ、ケース相談を通じて医療連携を図った。また、東葛南部認知症疾患医療センター主催の研修会には積極的に事例を提供し助言を得ることで連携強化を図った。近隣の精神科クリニックや認知症サポート医が在勤するクリニックとは、ケースの受診に同行したり、『ならだい・にしたら通信』を活用し情報提供をしたり地域課題を共有することでネットワークの維持形成に努めた。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

新型コロナウイルス感染拡大の中での認知症サポーター養成講座の実施は、オンラインやハイブリットで開催することを今年度の課題として挙げていたが、9月までに小学校で1回実施したが10月以降は参集で開催できるようになった。11月末現在、小学校2校、日本大学薬学部、習志野台・西習志野地区自治会連合協議会婦人部、習志野台団地12街区老人会の5カ所で実施した。習志野台8丁目町会は近隣の特別養護老人施設での実施を計画していたが、コロナ禍での実施が難しいため、会場を変更して実施でき

るよう調整を図っていく。また、新たに中学校での実施を目指し、ケースを通じて関わりのあった中学校に打診し、次年度開催に向けた足がかりを得ることができた。前述したイオン高根木戸店にて主に認知症予防につながるミニ講座を4回実施、フレイル予防が認知症予防にもつながることを踏まえ、食事、睡眠、運動等基本的な生活習慣に関する知識の普及や運動機能テストの実施に取り組んだ。コグニサイズを主内容とした地域ケア会議を主体とした講演会はコロナ禍のため次年度に延期した。

総合相談支援のなかでは認知症の本人、家族、支援者に対して船橋市認知症安心ナビを利用して、我が事としてとらえてもらえるよう、症状の理解、接し方、認知症の予防、サポート体制等について説明し、認知症に対する負のイメージをできるだけ持たないよう、認知症の理解を図った。認知症カフェの再開情報や認知症家族の会の開催等、認知症への理解につながるよう関連情報を把握し、随時提供できるよう取り組んだ。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

高郷小学校では3年前まで認知症サポーター養成講座と合わせて認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施していたが、コロナ禍で実施できなくなった。今年度は校長先生に講座の主旨を説明し、次年度以降実施できるよう理解を得ることができた。また、地域での見守り体制の構築に向けて、年度内にNPO法人やボランティアグループに対して小規模徘徊模擬訓練の実施ができるよう検討している。

見守りの担い手側に認知症の方との接し方について自信を持ってもらうために、体験の場として特別養護老人ホームやグループホームを検討したが、コロナ禍が長引き実施は難しい状況にあるため、次年度に延期した。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度は2件の事業対象者を判定するための基本チェックリストを実施した。

1件目は、コロナ禍による活動性の低下によるもの、2件目は、高齢となり車の運転ができなくなったことが理由であった。自立支援に向け、目的志向型のケアプランを作成することは専門職として重要と位置付けている。そのため総合相談支援や介護予防ケアマネジメントの利用者が主体的に取り組めるよう、本人の「定期的には外に出る機会をつくりたい」「介護予防のために運動する機会を設けたい」などの意欲を引き出し、本人・支援者間双方で目標を共有してきた。さらには「興味・関心チェックシート」を実施し、利用者自身も忘れていた興味・関心に気づき、それを目標に本人の意欲を引き出すことができるよう今後も積極的に活用していきたい。

また、担当者のアセスメントから、買い物や身の回りのことが自立しており身体状況も安定している利用者に対しても基本チェックリストの実施へ移行できるよう利用者について、客観的状況を把握する意味でも実施をしてきた。具体的には、状態に変化がなく、訪問型、通所型サービスの利用のみの利用者のリストを作成し更新月に意向を確

認してきたが、利用者に事業対象者移行することを理解してもらうことが難しかった。

○多様なサービスの活用

生活支援コーディネーター・民生委員と連携を密にとり、地域で暮らし続けるために自分たちができることを意識するきっかけ作りを通して地域ケアシステムの構築に向けて地域課題を共有してきた。独居、高齢者世帯では介護保険外の生活支援のニーズが高かった。同居家族が居ても同じようなニーズは多い状況にある。介護保険給付対象とならない大掃除・草むしり・配食や、病院への付き添いなども含め不定期的に自由に利用したい場合は地域のボランティアを活用するなど、インフォーマルサービスではなく、インフォーマルサポートとして活用していく。

またコロナ禍による地域の活動が再開されつつあるが、今後も SNS を活用した地域とのつながりを取り入れ地域の支え合いの基盤づくりを進めていく。

○総合事業の普及啓発

老人会において、基本チェックリストからの申請についての情報発信を行った。興味関心シートを参加者約 30 人に回答してもらい、参加者全体で、「してみたい、興味があること」を共有した。同じ生活行為として書道やパソコンに手があがった。このようなきっかけから住民が主体となって集いの場へとつながられることで集う場ができるといいと考える。継続していくには担い手が必要であり今後の課題ではあるが、引き続き多様なサービスの充実、地域の支え合いの体制づくりの推進を目指していく。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

権利擁護に関連する支援について、本人の意思や生活状況、残存能力に応じて適切な制度につなげる支援を行った。実際に制度利用につながった方はわずかであるが、法定後見本人申立て1件・親族申立て6件、任意後見制度利用3件、日常生活自立支援事業利用3件、任意の身元保証法人との連携2件など個別の相談に応じた。

消費者被害防止等に関する支援について、「なりすまし詐欺」と「訪問買い取り業者」との消費者被害を同時に受けたとの相談に対して、消費生活センターと連携して対応し被害を防ぐことができた。併せて、関係機関と事案発生状況を共有することで、同じ被害の発生防止につなげるため、速やかに報告書を地域包括ケア推進課へ提出し情報共有を行った。

○中核機関の周知・広報

中核機関の主たる役割が「判断能力を欠く常況にある人」の意思決定支援が適切に行われる体制づくりであると捉え、本年度における中核機関の周知・広報については意思決定支援の周知・啓発につなげる活動と並行して行うこととした。

中核機関の概要や意思決定支援についてセンター内で理解を深めるため、令和4年6月6日にセンター内で勉強会を開催。また、令和4年6月2日「船橋市権利擁護支援等推進協議会」での事例提出、令和4年10月19日には中核機関が中心となり開催された「船橋市成年後見利用促進基本計画に基づく専門職向け研修」に出席し、意思決定支援・後見人支援の考え方をはじめ、権利擁護業務の体制強化を進めるその先に「共生社会の実現」につながっている構想や・取り組み姿勢について学ぶことができた。そこで学んだ知識や情報を基に、今年度中に中核機関の周知・広報に使用するリーフレットを作成し、関係機関への配布・説明を実施する予定である。

○地域連携ネットワークの構築

多職種協働での学びの機会を通じて地域連携ネットワークの強化・支援の質向上を目指し、地域ケア会議が主体で「意思決定支援」「高齢者虐待」「成年後見制度」と3つの主題に分けて「習志野台地域ミーティング」を年度内3回の開催を計画した。しかし、コロナ禍や民生委員の改選も重なることから、地域ケア会議の協議を経て年度内1回開催に変更となった。

令和4年7月13日、「意思決定支援」を題材にした「習志野台地域ミーティング」を開催。民生委員、介護支援専門員、地域ケア会議構成員の合計85名が集い「意思決定支援」に関する講演や演習（グループワーク）など共通の学びと交流の場を通じて権利擁護に関する基礎を学んだ。アンケートでは次年度の継続開催を希望する意見が多く寄せられたことから、高齢者虐待対応強化や成年後見制度利用促進に向けたステップアップを図るため次年度も開催の準備を行うこととした。

高齢者の権利擁護業務に対応する中で、同居家族である子や孫の世代にも生活課題が山積している案件への支援を複数経験している。高齢者支援に関わる支援機関のみならず、生活困窮者支援・障害福祉・児童福祉・教育機関など若年世代の支援に携わる支援機関とのケース対応を通じ、相互理解を深め連携強化を図っている。

○センター内の体制

「中核機関の周知・広報」「地域連携ネットワーク構築」の活動を実践するため、令和4年6月6日、中核機関の設置された背景・働き、自己決定支援の考え方等を学ぶセンター内の勉強会を開催した。

個別案件を担当職員だけで抱え込むことを防ぎ、偏った視点での支援内容に陥らないための防止策として、朝礼や所内事例検討会を随時開催した。事例検討会では議事をホワイトボードに記し「見える化」を図り、効率的・効果的に進行し職員間の意識統一につなげた。

更に当センターだけで案件を抱え込まないように、中核機関及び基幹型地域包括支援センター、支援関係機関等と協働で対応すると共に、中核機関が開催した前述の「船橋市成年後見利用促進基本計画に基づく専門職向け研修」や権利擁護支援定例会議に出席し、専門職の知識や助言を取り入れチーム支援として多角的な視点でケース対応を行った。

センター事業

○地域で継続していくために医療と介護との連携は重要である。特に認知症を疑うケースの初期診断や成年後見人制度を活用のための診断書作成等について、同行受診するなど、医療と連携してきた。また認知症疾患医療センター、近隣クリニックへの相談など積極的に行ってきた。コロナ禍により直接足を運ぶ機会が減少したが今後も継続していきたい。

また、地域との連携作りの場として、地域ケア会議をはじめ多機関への相談を通じたカンファレンスを開催してきた。多機関との連携を通してこれからも地域共生社会に向けた基盤づくりを目指す。

①習志野台地区での民生委員と地域の介護支援専門員とのネットワーク体制が構築できるように習志野台地区での民生委員と地域の介護支援専門員との交流を開催し、権利擁護に視点をおいた研修・グループワークを行った。特に、新人民生委員に対して実際にコミュニケーションをとる機会を確保したいとの課題があり地域ケア会議として開催する運びとなった。

②チームオレンジについて、活動実施は来年度となるが、地域の課題やニーズを町会住民と共有した。具体的な活動に関しては、コロナ禍のため地域での活動までには至っていない。

③複雑化・複合化しているニーズをもつ、世帯への支援として、地域ケア会議をはじめ他機関への相談・カンファレンスを積極的に開催してきた。相談支援を活かし、他機関との互いの強みや役割を確認し連携した。

④地域ケア会議において災害をテーマに、介護支援専門員と構成員とグループワークを行った。地域の特性を共有し、地域や各団体での取り組みについて、災害時の地域課題について意見交換を行った。防災についての取り組みや災害時のトリアージについての情報が共有された。地域の取り組みとして今後も継続する。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を維持していくことができるように、多種多様な相談内容を個々の生活ニーズや重層的な課題に対応することに努め、ワンストップの総合相談窓口としての機能強化を継続している。

○総合相談の傾向について

地域の傾向を可視化し、上半期の総合相談の統計を出した。その統計から、新規の相談人数は、合計212人（年度初めの継続新規含めず）。地区別では行田・行田町が全体の26%を占め、次に北本町23%、前貝塚町18%、旭町は13%、山手は10%であった。高齢者の人口比では、行田・行田町と前貝塚町が24%、北本町19%、旭町18%、山手15%となっている。前年度に続き1,500戸の行田団地を抱え、新築マンションでの同居の再開やリロケーションダメージが生じやすい行田・行田町の相談が多いことがわかる。また、新規相談の内67%が独居、老々、認知のいずれかのリスクを持っていた。来所相談は、昨年度の同時期と比べて34件増加し、170件となっており、新規相談の3割が来所である。来所相談が増加した背景には、塚田駅利用時、受診や買い物のついでに立ち寄ることができる当センター立地とともに、高齢者の総合相談窓口として地域住民に根付いてきたと考えられる。来所相談が重なった際にスムーズに対応できるように事務所待機の相談員を増やしている。

○センター内の相談対応の体制について

職員のスキルアップのため、毎月所内研修を行った。外部研修等を受講した際はセンター内で伝達研修を行い、共有している。また、複雑な個々の事情や多様化するニーズに対応できるように、様々な課題を抱える世帯支援に向けた研修に参加し、重層的な問題を抱えるケースは各関係機関と連携し対応した。総合相談では、インテーク面接での的確なアセスメントによるケースを分析、個別のケース状況に応じた助言や情報提供を行い、信頼関係を構築するとともに、緊急性や虐待の可能性の有無を早期に見極め、アウトリーチ等必要な支援を実施した。常にチームで支援をすること、OJTを行うことを意識して業務を遂行した。支援チームについてはセンター内だけでなく、ケースそれぞれの支援方針に沿った関係者や各機関で形成し、地域包括支援ネットワークを強化した。既存のケースに関しても、月に一度の職員会議で全ケースの検討を行い、課題や方針を確認し、必要に応じて修正を行っている。個人情報を含めたプライバシーの保護に関してはマニュアルを見直し、どのような支援においても個人情報の取扱いには十分に配慮して対応を行った。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）*** 高齢者虐待関係**

○虐待対応について

現在の対応中の虐待案件は 11 件、措置は 1 件、在宅自立高齢者で見守りが 3 件、老健入所中が 4 件、在宅で介護保険利用しケアマネと連携しているケースが 3 件である。

今年度の通報は 2 件であり、認定は病院 MSW からの通報 1 件、経済的虐待と介護放棄と認定し、直営包括との協議の結果、病院の退院同日に措置している。現在は市長申立てによる成年後見人が選任され引継ぎを行う予定である。

また、昨年度に措置した高齢者本人の在宅復帰支援を直営包括と協力して展開してきた。施設の協力のもと、本人・養護者（二女）とその家族・包括関係者とのオンライン面談や電話を繰り返し行う一方、センター内では本人と養護者への対応職員の役割を明確に設定した。そして、本人が意思をリラックスして表明できるように配慮し、繰り返して確認し、決定できるように支援を行った。令和 4 年 4 月下旬に入所施設を退所し、在宅復帰、措置解除となった。本人は養護者との同居ではなく、別家族との暮らしを選択し、介護保険サービスを利用している。ケアマネジャーは本人を中心とした支援、当センターは別居を受け入れた養護者のメンタルケアを担当した。虐待者というレッテルへの嫌悪感、分離保護という苦い経験とその対応への不平不満、その後の家族のパワーバランスの変化を受け入れなければならない複雑な心理葛藤を受け止めるために半年間に渡り、カウンセリング要素が含まれる相談対応で、傾聴・受容し、エンパワメントを行った。加えて、養護者に措置費の支払いを要請し、現在は完済ができています。半年後に本人と養護者が笑顔で一緒に、当センターに来所された。虐待保護・分離後に在宅復帰するという稀有なケースであるが、家族の再生や本人の意思決定と尊重、人生の最終段階の尊厳に関わるという貴重かつ繊細な対応の経験をセンター内で共有することができた。

○虐待研修について

塚田の会での「虐待防止のための対策を検討する委員会」の立ち上げに伴い、「船橋市高齢者虐待対応マニュアル（令和 3 年 4 月）」の研修を行った。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

11 月末現在でケアマネジャーからの相談は 57 件あり、困難ケースの相談が最も多く 18 件、次いでサービス調整の相談が 13 件、権利擁護に関する相談は 4 件であった。また、担当ケアマネジャーに対する不信感や交代希望の相談が本人・家族から 7 件寄せられた。交代理由の共通点としては、利用者や家族が自分たちの意向や気持ちをケアマネジャーに受け止めてもらっていない、理解してくれていない感覚をもっている点があり、ケアマネジャーに対して、アセスメント不足であることが気付けるよう促したり、

対人援助技術の振り返り等を行ったが、利用者との関係を再構築するには至らず、結果として交代となってしまっている。ケアマネジャーの負担や悩みを受け止めるように配慮している。

○ケアマネジャー研修について

西部圏域の他センターや船橋市介護支援専門員協議会西部地区役員とも連携し、過去の研修アンケート結果などから、西部地区のケアマネジャーが求める研修内容について検討しテーマや内容を決めていった。昨年まで積極的な活動が行えていなかった主任ケアマネ連絡会へも、打ち合わせに当センターの Zoom アカウントを使用し、コロナ感染や世話役の主任ケアマネの業務負担に配慮した打ち合わせを重ねることができ、11月に船橋市西部地区主任ケアマネジャー交流会を開催することができた。

○塚田地区内の介護保険事業所（34 か所）が参加する塚田の会について

当センターと世話人代表が事務局となり、協働して運営をしている。今年度は参集・対面で開催し、顔の見えるネットワークを再構築するようしてきた。毎回25名前後が研修に参加している。定期的に顔を合わせることで、ケアマネジャーだけでなく、サービス事業所を含めた情報交換の機会となっている。研修は年間スケジュールを策定し、テーマごとに担当者を決め、打ち合わせを実施しているので、地域としてのまとまりができてきている。

- ・4月、5月 「BCPの策定について」の勉強会
- ・6月 「認知症の人の意思決定支援について」の研修を地域包括が講師となり開催。
- ・7月 「塚田地域ケア会議構成団体と塚田の会の交流会」
- ・10月 「虐待防止のための対策を検討する委員会」の立ち上げについて
- ・11月 「成年後見制度の基礎知識について」 公益社団法人 船橋地域福祉・介護・医療推進機構から社会保険労務士の講師派遣で開催。
- ・3月 特定事業所加算を算定する管理者（主任ケアマネジャー）と共に、事例を通して高齢者虐待を学ぶ実務研修を企画しており、すでに打ち合わせを行っている。

○自立支援型ケアマネジメント支援

自立支援ケアマネジメントについては、センター内ではプランナーが1件、検討会議に事例を提出した。その結果多角的視点での助言をいただくことができおり、その後のケアマネジメントプロセスに活用できている。また、リハビリ専門職の同行訪問は委託先のケアマネジャーも活用していると報告を受けている。委託しているケアマネジャーへの周知活動として、塚田の会での事業説明を行っており、計画書や評価表を確認した際にコメントとして記入して活用を勧めるようにしている。また、書類返送の際にはチラシを同封して、利用拡大に向けた対応を行っている。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）**○全体会議（定例会）について**

今年度は4回の会議を計画しており、参集で3回開催している。今年度から、行田団地自治会役員が構成員として加入し、行田団地の現状や課題などを構成員間で共有することができ、塚田地区全域の地域課題の把握が可能となった。

第1回会議では、コロナ禍で停滞していた地域課題への取り組みについて再検討し、それぞれの課題に対する課題解決に向けた今年度の取り組みについて話し合いを行った。

第2回会議では、地域ケア会議構成員と塚田の会との交流会アンケート結果の共有を行い、多職種間の情報交換の場は地域課題解決へ向けて重要であるとの認識が深まり、今後も年に一回の定期開催を行うこととなった。この交流会から地域ケア会議へ塚田の会の構成員をオブザーバーとして参加してもらってはどうかとの意見があり承認された。また、次年度の地域ケア会議を主体とした講演会についても開催することで一致した。

第3回会議では、イオンモールでの徘徊模擬訓練の報告とともに、手引を配布・紹介し、自治会やマンション単位等小規模での開催を呼び掛けている。また、民生委員改選のため構成員の変更があり、新構成員には事前に地域ケア会議についての冊子を渡し、説明した。

○個別ケア会議について

現在のところ4件開催している。うち3件は、独居や高齢者世帯が家族や地域の協力者に見守り支援を受けて生活してきたが、健康不安や物忘れから生活が不安定になってきたケースである。民生委員や家族だけでなく、高齢者自身や新しく担当するケアマネジャーにも参加をしてもらい、連携を図ったことが特徴である。4件目は重層的支援の対象事例である。世帯はいとこ関係にある精神障害者（50歳代）とADL低下した認知症高齢者である。精神障害者には、保健所の毎月訪問と精神の訪問看護師が導入されていたが、近隣トラブルがあり警察介入が起きたこともあった。自宅は劣悪な環境であり、高齢者はるい瘦著明な状態で、近所に住む高齢者のきょうだいから「本人をなんとか医療受診をさせたい」という相談があり、対応を開始した。個別ケア会議で関係者の連携が図れたことで高齢者は入院加療につながった。今回の支援を通して、個別ケア会議の重要性と有効性を再認識することができた。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

塚田地区の地域課題として下記3点を柱として、地域ケア会議にて取り組んでいる。

1. 閉じこもり・孤立化対策としては、各団体が開催するイベントを活用し当センター

を広報し、地域に閉じこもりや孤立化している方の相談窓口があることを周知していく。令和2年度に作成した動画「虐待の早期発見、早期対応の為に地域でできること」を活用し、地域の見守りの目を増やしていくこととした。また、当地区は新興住宅地が増えており、地域の情報が入りにくい地区があるため、会議において各構成員より新興住宅の情報を集約し、地域の実情を共有して対策を検討していくこととしている。

2. 認知症対策の充実は、今年度の地域ケア会議を主体とした講演会にて、2月28日に、板倉病院 心療内科（認知症専門医）赤川医師より「なんで?! 認知症になっちゃうの?」をテーマとした講演会の開催を予定し、多くの地域住民に向けて周知していく。

3. 地域資源のネットワークの構築としては、前年度より、企画していた「地域ケア会議構成団体と塚田の会との交流会」を7月14日に開催した。構成団体から23名と塚田の会19名 計42名の参加があった。事例を基に、それぞれの立場でどのような支援ができるのかをグループワークし、発表を行い共有した。参加者の満足度は高く、アンケートから各職種の役割や活動内容が確認でき、今後の支援に活かせそうだと継続開催の希望も多くあり次年度以降も定期開催を計画していく。

認知症総合支援業務（介護保険法115条の45第2項第6号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

認知症に関する相談は、家族からの相談の他にもケアマネジャー、民生委員、生活支援コーディネーター、警察、郵便局等の関係機関や地域住民からもあり、個別の状況に応じて、認知症専門医や認知症専門外来などを有する専門医療機関の情報や認知症初期集中支援チーム等の情報提供を行い、早期に専門治療につながるよう支援した。他にも、受診を拒否したり専門医の助言を必要とする介護者への支援として、当法人の心療内科医（認知症専門医）赤川医師へアウトリーチを含めた相談や病院への受診支援を行い専門医療へつなげることができている。同法人であることで迅速な連携と医師との十分な情報共有が可能な点が強みである。

また、今年度は認知症の周辺症状の悪化による医療保護入院が5件あった。入院先の病院探しには時間がかかり苦労もあったが、本人支援と並行し、家族が治療の必要性を理解し納得の上、治療方針を選択できるように、今後のリスク、家族の負担や不安感、本人と家族の関係性に配慮し丁寧な説明を行い、すべてのケースが家族同意での医療保護入院となった。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域ケア会議を主体とした講演会の他、認知症サポーター養成講座を、小学校4校、中学校1校、認知症カフェ2か所、UR行田団地で開催している。小中学校での認知症サポーター養成講座では、地域のキャラバンメイトが主体的に講座内容を組み立て、進行できるように助言や支援をしている。当地域の認知症カフェは3か所あり、担当者とは随時連絡を取りあえる関係性ができている。活動を再開している認知症カフェへは感染対策に関する情報提供やイベントを行う際の講師派遣などの協力を行っている。講師派遣では法人の協力のもと、講演依頼内容に応じた専門職の派遣が可能な体制をとって

おり、9月には認知症カフェからの相談をうけ、理学療法士による認知症予防の健康体操や管理栄養士による認知症を予防する食事についての講話を企画し開催した。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

前年度、当センターが発案しイオンモール船橋と交渉を重ね、西部地区地域包括支援センター会議で検討を継続していた「船橋市西部地区 地域で見守り声かけ体験 in イオンモール船橋」をアルツハイマー月間に合わせた9月21日に開催をしている。当センターでは、地域ケア会議構成団体、塚田の会に周知を行い、民生委員協議会においては当日スタッフとして、会場設営や徘徊高齢者役等の協力いただいた。当日の参加者35名、スタッフ23名、船橋警察2名、本課3名の合計63名の参加であった。アンケート結果からは「参考になった」「また参加したい」との意見を多くいただいております、イオンモール船橋からも次年度以降の継続開催についての希望をいただいたため、当センターでは、小規模単位での開催と共に次年度でも開催を計画していくこととした。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

毎月プランナー会議を開催し、給付等の確認、相談事例の検討、事業対象者の進捗状況の確認等を行っている。今年度は事業対象者としての検討を行った方は1名、検討の結果、本人に認知機能の低下の可能性があり、通常の新規申請とした。継続のケースは2件あったが、1件は身体状況の悪化の為、訪問看護の導入を視野に入れ新規申請を行い、もう1件は、6か月間の当センターでの支援ののち、夫の担当をしているケアマネジャーへ引継ぎを行っている。

○多様なサービスの活用

インフォーマルサービスに関しては総合相談や介護保険サービスだけで賄えないケース、介護保険サービスに該当しないケースに関して情報提供を行っている。生活支援コーディネーターや地区社協・自治会・老人会やシルバーリハビリ体操、塚田公民館や西老人福祉センター等の情報を収集し一覧表に落とし情報提供を行っている。また、当センターが開催するイベント等についても情報提供できるよう見守りケースについてもケース一覧を作り把握している。

○総合事業の普及啓発

総合事業については、当センターのホームページや塚田だよりなどの媒介を通して普及啓発を行いつつ地域ケア会議や地域の勉強会開催時に、説明を行っている。また、相談時に状況を把握し、必要に応じて総合事業の説明を行い、チェックリストを実施している。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務（主に意思決定支援）（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

「船橋市成年後見制度利用促進計画」に位置付けられている中核機関の周知については、地域の介護保険事業所へ口頭で周知活動をしているが、チラシ媒体等ができた段階で各団体や住民に対してさらに周知を行っていく予定である。権利擁護や消費者被害については、地域ケア会議の構成団体や塚田の会への周知だけでなく、自治会や老人会単位でのさまざまな講座の機会を活用し、独自に作成したチラシや資料等を説明している。地域包括支援センターが権利擁護の相談窓口であることを広く理解してもらうように周知している。

消費者被害対策については年4回発行の「塚田だより」にシリーズ化して記事を掲載し注意喚起を行っている。

○地域連携ネットワークの構築

地域からの権利擁護に関する相談は、成年後見制度だけでなく、遺言書の作成や任意後見制度などの問い合わせが来ている。ケアマネジャーへは研修機会の提供はもとより個別の事例の相談を受けており、情報提供や同行訪問を行っている。また、相談内容により法律職の特性を考慮して、繋ぎ先の提案をしている。いろいろな事情を抱えるケースに対し、さまざまな社会資源をつなぐ支援を行っている。

1. インターネットサイトでの課金による経済困窮事例

法テラスの特定援助対象者法律相談援助を活用して、成年後見補助類型の申立て支援を行ったケースがある。インターネットの占いサイトで課金すると宝くじが当たると信じて年金と貯蓄を使い果たし、借金を抱えた経済困窮の独居高齢者に対応したものである。本人にフードバンクや教会の食糧支援を案内し、成年後見の本人申立てを勧め、弁護士と連携を行った。補助人が決定するまでの間は、週に1回本人と面談し、一緒に相談しながら家計管理を行った。その結果、補助人にスムーズに引継ぎを行うことができ、自立した生活が営めている。

2. 身寄りのない外国人への支援事例

日本人の夫を病気で亡くし、死後事務や相続手続きが一切できない認知症の独居高齢者への支援を行っている。本人は日本に身寄りはなく、夫の他界後は孤立し、セルフネグレクトに陥ることがすでに予測されていた。当センターとしては、司法と行政、医療と福祉のそれぞれの制度を効果的に利用することが重要であると考えた。本人には認知症初期集中支援チームにおける医師のアプローチを導入し、次に相続のため

に司法書士に支援を依頼した。本人を公証人役場に連れて行くことや、在留カード更新のために出入国管理局に同行する等の外国人特有の支援を経験した。そして本人の認知症の診断を踏まえ、本人申立ての成年後見人選任に至っている。現在もなお当センターでは本人の意思決定を尊重し、プロセスを明確にして、対応している司法書士との同行訪問を重ね、ケアマネジャーへの支援を継続する役割を担っており、ネットワーク支援体制を構築している。

○センター内の体制

意思決定支援の研修を塚田の会で行うにあたり、センター内では厚生労働省のオンライン研修をすでに昨年度受講し、三職種がしっかり理解できるようにセンター内研修を行った。さまざまなガイドラインについて全員が確認し理解しているが、今後も繰り返し学習をしていくこととしている。

当センターの社会福祉士は成年後見人の実務経験があるので、社会福祉士会「ぱあとなあ」からの最新情報を入手できる。成年後見人向けの専門研修を毎年受講しており、センター内で伝達している。

三職種が権利擁護についての知識を身につけ、実際の相談対応に活用できるように、センター内での研鑽を重ね、誰もが制度の説明ができるようになっている。

センター事業

○行田団地への取り組み

昨年度から設置した「行田団地ケア推進会議」を年4回の開催予定とし、すでに今年度は3回の会議を実施した。自治会、行田クリニック、民生委員、UR都市機構やURコミュニティ、生活支援アドバイザーが参加している。

5月には医療福祉拠点化事業の一環イベントとして、UR都市機構、URコミュニティと行田団地ケア推進会議が主催して、「防災まつり」を開催した。久しぶりのイベントで約100名の団地住民が参加し、ベランダ仕切り板の蹴破り体験や水消火器訓練、防災ワークショップ、パン販売やコーヒーの提供、体組成計を利用した健康相談コーナーなどを実施した。当日は北消防署行田分署から消防車や職員が参加していただいている。

10月にはUR生活支援アドバイザーが管理事務所内に配置され、連携強化を図ることができている。例えば、包括から「団地内の歩行者信号の時間を長くできないだろうか？」という提案を受けて、生活支援アドバイザーが警察署に要望している。

地域コミュニティ形成支援の取組みとして、12月には認知症サポーター養成講座を開催した。UR生活支援アドバイザーに寄せられる相談の8割は家賃のことだと会議で報告があったが、高齢者特有の相談対応が多くなるので今後も連携を継続する。

○前貝塚町への取り組み

塚田地区は5つのエリア特性が異なっており、地域ごとに状況を把握し対応していく必要があるため、前年度は重点地域を「行田団地」とした。今年度の重点地域は「前貝塚町」とし、独居・高齢者世帯の情報を地図に落としこみ、「可視化」を行っている。今後は民生委員との情報共有を図り、孤立・閉じこもりのケースを早期に発見できるように取り組んでいくこととしている。

○在宅介護支援教室及び講演活動について

今年度は老人会や自治会、認知症カフェ、URコミュニティ、スポーツ推進委員、地区社協との協働で対面による活動・イベントが増え、5月以降の社協の活動の再開とともに依頼が高まっている。船橋市のエンディングノート「大切な人に伝えるノート」や「体組成計を用いた健康相談」など多岐に渡る在宅介護支援教室を開催している。大変好評をいただいております、参加者からの口コミを聞いた地区のリーダーや民生委員から依頼されることが多い。

- ・ 5/23 北本町すみれ会 体組成計を用いた健康相談
- ・ 6/9 老人会理事会 エンディングノート配布と説明会
- ・ 6/20 前貝塚町老人会 体組成計を用いた健康相談
- ・ 6/20 地区社協ふれあいサロン エンディングノート説明会
- ・ 6/25 塚田公民館・スポーツ推進委員 体組成計を用いた健康相談
- ・ 6/30 UR 行田団地 見守りサービス・相談コーナー
- ・ 7/17 山手寿会 エンディングノート説明会
- ・ 9/17 デジャブ認カフェ 認知症予防の体操や栄養について講話
(法人スタッフの専門職派遣あり)
- ・ 10/30 塚田まつり(塚田地区社協) 体組成計を用いた健康相談
- ・ 11/30 12/3 船橋ハイツ自治会 エンディングノート説明会

○ICTの活用による周知活動

ホームページの記事やブログを毎月更新し、上記の活動での様子や「塚田だより」(年4回発行)を掲載している。

○感染症のBCP策定と運用について

新型コロナ感染症の拡大を受けて、センターではBCPを策定し、運用している。毎週金曜日の朝礼で会議を行い、感染動向に応じた翌週の業務体制を更新する。例えば、感染対策備品のチェックや補充、昼食場所の分散、窓口当番の2人体制、訪問予定表への緊急度記載、ケース情報の共有及びチーム支援である。職員で感染者や濃厚接触

者が発生した場合においても、業務継続を維持でき、実際に業務の停滞は現時点では発生していない。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

・今年度の総合相談は、例年同様に窓口対応が全体の約40%～60%と比較的多い傾向が続いていますが、昨年度と同じ時期（10月末）と比べ、全体の件数に大幅な増減はありませんでした。昨年度は虐待や徘徊で保護する案件が多く、継続的な支援が必要でしたが、今年度はコロナ禍において介護保険の申請やサービス利用を控えていた方の動きが出始めている印象です。またここ数年の傾向としましては、相談内容が多岐に渡っており、介護保険申請だけでなく、認知症を始めとする医療・保険関連や生活困窮に係るなど継続した複合的な相談が増えてきています。サービスに繋げる際には、特に要支援認定者のケアマネジャー探しに難航し、鎌ヶ谷市や市川市等の他市の事業所に依頼する事も多々ありました。今年度の個別ケア会議の開催回数はこれまでに4件となります。地域の民生委員等の見守り支援や関係者間との情報共有が必要なケースです。なかには個別ケア会議がきっかけとなり、ケースの流れが大きく展開した事例もありました。

・地域共生支援部では、定期的に複雑化・複合化したケースへの実践力を養えるように法人内の障害の相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター合同で内部研修会を開催しています。今年度は8月に「セルフネグレクト」、11月には「難病のこどもの移行期の支援」についての事例検討会を実施しました。また事例を基に「障害者総合相談支援」について情報共有も行っています。

・今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、出張相談会の開催に至っていませんが、定例で開催されている民生児童委員協議会などの場を活用して、「気になる高齢者」の情報共有をさせていただいています。

・総合相談の受付後は、実態把握を経て毎月1回三職種会議を開催し、今後の対応方法や状況確認の期間設定などを協議しています。また、同様に虐待ケースにおいても毎月1回のペースで虐待検討会議の中で支援計画に基づいた評価表を作成し、終結に向けた話し合いを行っています。その他にも今年度からは毎日朝礼後に情報共有とミニカンファレンスの時間枠を30分程度とるようにしており、三職種間でケースの共有を図り支援の方針を決定していきましました。カンファアレンスに諮る際の情報ツールとなるような簡易的なシートも現在考案中です。

権利擁護業務（介護保険法115条の45第2項第2号）

* 高齢者虐待関係

・高齢者虐待については、直営地域包括支援センターとの連携を図りつつ、所内で対応検討会（適宜）や虐待検討会議（定期）を開催し支援の方向性を確認しました。今年度

はこれまでに虐待の通報として新規 13 件、そのうち虐待認定が 5 件となっております。所内においては毎月 1 回、虐待検討会議を開催し、ケースの進捗の他、対応方法の検討などを行いました。三職種全員がすべての虐待ケースの共有を行い、ケースを進めていく上での貴重な意見交換の場になっています。

・9月発行の‘法典ほうかつ便り’にて高齢者虐待を防止するために～認知症の正しい知識～と題し、介護者や家族が認知症に関する正しい情報を知ることで様々な症状に落ち着いて対処しやすくなることなどを地域住民に向けて発信しています。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

1. 関係機関との連携体制の構築

包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、今年度も「法典地区多職種ネットワーク」を活用しながら、地域におけるインフォーマル・フォーマルを含む関係機関（行政、市社協、民生児童員、生活支援コーディネーター、薬剤師、行政書士、障害関係、NPO法人、ボランティア団体、福祉用具専門相談員、さーくる、介護保険サービス事業所等）と介護支援専門員との連携体制の構築を支援しました。主任介護支援専門員には実行委員として企画運営（地域活動）に関わって頂きながら、事例検討ではグループワークにてファシリテーションを担ってもらいました。

このような連携体制を構築することで、地域包括支援センターが支援する相談事例などに取り組むことを起点としながらも、多職種・他分野との関係性を介護支援専門員自らが構築し、連携強化を図ることで自身のケアマネジメントの実践のための新たな視点が養われることも期待できます。さらには参加者同士の顔と顔の見える関係性作りができることで、お互いの役割や専門性に関する理解を深めながら、地域共生社会における課題の共通認識が持てるようになります。

民生児童委員協議会ではコロナ禍が長引いているということもあり、地域の気になる高齢者の情報共有を図る時間を毎回設けることで、高齢者の見守り支援の事例など民生委員が地域活動に取り組みやすい環境を支援しました。また地域ケア会議の構成員とともに地域活動を行う中で関係機関同士でも協働体制がとれるようにネットワークの構築に努めました。

2. 介護支援専門員を支える仕組み作り

地域の介護支援専門員からの個別の相談について、継続した支援が必要なケースについては所内の三職種会議などで意見交換しながら支援を行いました。またケアマネ支援という観点から支援困難ケースなどは電話相談だけでなく、必要に応じて介護支援専門員に来館していただき、支援の方向性について協議する機会も設けました。さらに介護支援専門員と民生委員ら地域の方々や関係者との連携が必要なケースについては個別ケア会議を開催することを提案し、支援チームづくりの構築に努めました。

そのほかにも介護支援専門員へのサポート体制として、気軽に情報共有や相談が行えるように「ケアマネサロン」を今年度もオンラインにて月1回継続しています。研修関

連については、船橋市介護支援専門員協議会西部地区役員や西部圏域の地域包括支援センターと共に、打ち合わせなどを重ねていながら6月は主任介護支援専門員を対象とした事例検討会、10月には「防災の基礎知識を学ぶ」をテーマにした研修会への協力を図りました。また11月には西部地区主任介護支援専門員連絡会を開催し、世話役である地域の主任介護支援専門員とオンラインで打ち合わせを重ねながら主任介護支援専門員同士のネットワーク構築支援を行いました。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

地域ケア会議全体会議では、地域関係者や幅広い専門家と共に地域課題の解決に向けて取り組んでいます。今年度は新たな構成員として、福祉用具専門相談員、生活支援コーディネーター、薬剤師を招聘しました。また新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、会議時間の短縮やオンラインと参集のハイブリット方式を活用するなどしてできる限り顔の見える関係性作りに努めました。定例の議題としては地域資源の情報共有や個別ケア会議の報告、地域課題に基づいた地域支援計画の進捗状況について確認してきました。また広報誌「法典ほうかつ便り」に議事録を掲載し、会議の振り返りができるようにしています。

第1回では改めて地域課題の掘り起こしの行程として「法典地区の目指す姿」を検討するためのグループワークを行いました。また10月開催予定の地域ケア会議を主体とした講演会に向けての役割分担の話し合いや、認知症サポーターステップアップ講座の開催報告を行いました。

第2回はコロナ禍での感染状況を踏まえ、参集とオンラインのハイブリット方式で開催しました。議題としては第1回のグループワークで話し合った結果、地域課題としては「通いの場」が必要であるという結論に至り、構成員同士で通いの場のイメージを膨らませるための意見交換の場を持ちました。

第3回は今年度を実施した各種地域活動の報告と、来年度に向けて地域活動の取組内容について擦り合わせを行いました。また今後、圏域内における学生（中・高校性）との地域活動の関わり方についても議論されました。

○個別ケア会議について

個別ケア会議については、新型コロナウイルス感染状況に留意しながら、当センター会議室にて飛沫防止シートや消毒、換気などの対策をとった上で、これまでに（11月末日時点）計4回開催しました。参加者としては民生委員や自治会関係者、担当ケアマネジャー、介護事業所の関係者等です。会議の内容については、①もの忘れと被害妄想により、同居家族と近隣住民が疲弊しているケース、②独居で身の回りのことが徐々に

来なくなり、セルフネグレクトのリスクの高いケース③ゴミ出しが出来ず、近隣トラブルになるなど地域住民の理解と見守り支援が必要なケース、④独居で精神疾患により、金銭管理や体調管理、アパートの契約行為など難しくなってきたケース、会議で抽出された社会資源の分類として多い課題は、「閉じこもり・孤立化対策の充実」が3件、「医療面での支援体制の充実」が3件、生活支援サービスの充実が1件となっています。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

個別ケア会議を積み上げた上で抽出された地域課題を全体会議でも共有し、取り組みに反映するなど「個別ケア会議」と「全体会議（定例会）」の連動性を重視すべく、昨年度から全体会議のグループワーク等で検討してきたテーマでもある「法典地区の目指すべき姿」はコロナ禍の影響もあってか結果としては「通いの場」の必要性でした。現状、個別ケア会議における社会資源の不足に挙がってくる課題分類の中で最も多いものが「閉じこもり・孤立化対策の充実」であったため、この地域課題については何らかの取り組みが必要であることは明確であると考えています。今後は全体会議を中心に構成員のみならず法典地区多職種ネットワークとも連動し、また認知症施策とも紐づけながら地域づくりへと発展させていくことが課題であると認識しています。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

チームオレンジについては、地区社会福祉協議会と協働して認知症サポーターステップアップ講座を6月に開催しました。参加者は35名、その大多数が民生委員でしたがグループワーク等を通じて認知症の人への「気づき」、「受けとめ」、「つなぐ」方法を学び、より認知症に対する知識や対応方法について理解を深めることができました。また開催後のアンケートではオレンジサポーターとして地域で“活動したい”または“検討したい”と回答した方が25名いました。今後は地域活動においてオレンジサポーターとも協働で取り組んでいながらネットワークの構築に努めていきます。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

認知症カフェの立ち上げ支援に関して、丸山地区でオレンジカフェに興味を持っている方がおり、コロナ禍が落ち着いた頃に自宅での開催を検討しています。具体的な話になる際は本課とも連携しながら地域住民への周知と普及活動のフォローアップを図りたいと考えています。また10月には地域ケア会議を主体とした講演会において、「在宅医の視点から認知症の人を地域で支えるには」というテーマで在宅医からの講演と「認知症の人と共に暮らす地域とは」というテーマで地域ケア会議の構成員とパネルディスカッション（活動報告含む）を行いました。総合相談業務においては認知症ケアパスの冊子などを活用し、認知症の知識普及・啓発に努めました。

・認知症の疑いのある方の相談は、ご家族からの相談はもちろん、関係機関（警察、金

融機関、薬局、民生委員、ケアマネジャー、ふらっと船橋など）や、地域住民からの相談がありました。適切にアセスメントし、専門医療機関や認知症初期集中支援チーム、家族交流会等についての情報提供、受診の支援、家族支援やケアマネ支援等を行いました。受診や介護保険サービス利用に至るまでに時間を要する事も多く要介護認定申請すら困難な場合があり、家族や地域住民、関係機関と連絡調整を行うなど支援を行いました。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

今年度も小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施しており、圏域内の小学校3校と中学校1校（オンライン）で開催しました。そのほかにも7月に第一生命馬込沢営業オフィス（30名参加）、8月には西老人福祉センター（26名参加）にてそれぞれ認知症サポーター養成講座を開催しました。中学校以外は参集形式での開催であった為、感染予防に十分留意しながら開催しました。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法115条の45第1項第1号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

今年度はこれまでに基本チェックリストを8名実施し、8名全て事業対象者として認定されました。8名のうち6名は通所型サービス中心とした総合事業のサービス利用に繋がっております。また利用に至らなかった2名のうち1名は最終的にスポーツセンターやシルバーリハビリ体操へ参加をする事となり、残りの1名は病状の悪化により要介護にてサービス利用に繋がっています。

基本チェックリストの実施にあたっては、本人の意向や生活を送る上での困りごとなどを把握し、総合事業のメリットや介護申請の趣旨説明などを丁寧に行いました。また該当者は船橋市版アセスメントシートにより詳細に状態を把握し、所内で迅速に検討会を実施しました。検討会においては総合事業でのサービスの妥当性、目標達成へプロセスを中心に話し合いました。手続き上の簡便さから総合事業の利用提案をさせていただく機会も多々ありますが、所内の件数調整にも考慮しながら迅速な対応を心がけています。

○多様なサービスの活用

今年度はシルバーリハビリ体操やグランドゴルフ、公民館や西老人福祉センターでの活動を再開する方が見受けられ、情報提供を行う機会が多くありました。また近隣の銭湯が閉鎖となった事から西老人福祉センターの情報提供をする機会も増えました。送迎時間帯が限られている事から、交通不便地域支援事業や公共交通機関の情報提供も合わせて行っています。決まった曜日で利用する事に抵抗を感じる方には提案しやすいですが、遠方の方には利用しづらいとの声も聞きます。時期的に6～7月頃は生きがい福祉事業団やたすけあいの会などの草むしりなどの有償ボランティアによるサービスを取り入れました。生きがい福祉事業団では、剪定後のゴミ袋を捨てる事はしていない為、多量のゴミ袋をゴミ収集場まで運ぶ作業に困っている方もいましたが、有償ボランティアでは高額になる事もあり、知り合いも高齢で手伝える方がおらず、社会資源につな

らない状況がありました。実際にケアプランの中では、公民館等での絵画、書道、料理、体操、カラオケ、グランドゴルフ、自治会役員等、多岐にわたって位置付けています。また、生活を支える分野では引き続き、スーパーの宅配サービス、配食サービス、ふれあい収集、広報ふなばし個別配付、生活介護支援サポーターなども活用しています。

○総合事業の普及啓発

通常は総合相談業務における窓口対応や更新申請の際に、相談者の意向や状態を適切に把握した上で、介護申請以外にも総合事業があることの説明を行っています。また介護保険サービスの未利用者宅への訪問時にご家族を含めて総合事業のメリットについて周知を図っています。その他、要支援1の方で総合事業のみを利用されている方には更新時に総合事業についての説明を実施しています。また、サービス利用中の同居家族や近隣の方など、サービスを必要としている方に対して情報提供を進めています。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

中核機関の役割や機能については、ケアマネサロン、地域ケア会議などを通じて情報提供いたしました。

また、『自営店を続けたいという本人の思いに反し、金銭管理や顧客対応が難しくなっているケース』について12/1の権利擁護支援定例会に事例提出を行いました。理解力の低下が否めない店主の思いに寄り添いながらも、今起きている課題に対し包括としてどのように支援していくのかについて助言を頂いています。周囲の人々が困っている状況とは裏腹に、特に困っていない本人に対して、現段階では後見申し立ての時期ではなく、本人が困った時のタイミングを逃さないように、これまで通り周囲で見守りを継続することとなりました。

○地域連携ネットワークの構築

意思決定支援として、財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態にある地域高齢者の支援方法を支援者間で検討するため、個別ケア会議を3件開催しております。それぞれ民生委員、ケアマネジャー、行政機関、サービス事業所と連携して支援にあたっております。

○センター内の体制

- ・‘法典ほうかつ便り12月号’にて法典地区で実際に起きている消費者被害「キャッシュカードを盗られた」事例とその対応策を掲載し、貼付や配布にて地域住民へ周知、注意喚起を行いました。

- ・国民生活センターの「見守り新鮮情報」のポスターを定期的に掲示し、地域住民への消費者被害の注意啓発に努めました。

- ・朝礼後の9:00～9:30をケース共有の時間とし、支援に不安なケースや困難なケースについて他の専門職より助言をいただく良い機会となっております。

センター事業

○ケアマネサロン

法典地区の介護支援専門員が、顔を合わせ気軽に情報共有や相談できる場として、毎月開催しています。コロナ禍を踏まえ引き続きオンライン開催となっておりますが、毎回ほぼ全ての事業所が参加しています。利用者対応の相談、社会資源の紹介、事例検討などが行われました。司会を各事業所の輪番制で行うと共に、オンライン開催に際してのセッティングも一部を事業所が担うことにより、地域のケアマネジャーが主体的に開催する会となりました。ケアマネサロンを基盤として、特定事業所加算取得事業所主催での事例検討会や「法典地区多職種ネットワーク」の実行委員会も開催されています。

○情報の発信

センターの広報誌である「法典ほうかつ便り」をこれまでに3回（6月、9月、12月）発行しました。具体的な記事については日頃の相談内容の傾向や時事の話題も盛り込みながら三職種が協働で作成し、地域住民へ伝えたい内容を掲載しています。また裏面には毎回地域ケア会議で協議された内容等を掲載することでセンターや地域ケア会議の周知に役立てています。

- ・6月発行：夏場における換気の工夫/高齢者虐待の防止（介護うつ）/地域ケア会議開催報告
- ・9月発行：健康増進普及月間について/高齢者虐待の防止（認知症の正しい知識）/地域ケア会議開催報告
- ・12月発行：健康づくりに必要な身体活動/消費者被害について/地域ケア会議開催報告/各種地域活動の報告

○出張相談

今年度も出張相談会（もりおかさん家）はコロナ禍の影響により、開催を見合わせていますが6月には桐畑町会の老人会の中で介護保険制度の仕組みや地域包括支援センターの機能と役割についての講座を開催することができました。コロナ禍であっても少しずつ地域活動が再開されてくる中で、今後も情勢をみながら出張相談会の開催に向けて準備を進めて参ります。

○法典地区多職種ネットワーク

地域で活動する方同士で顔の見える関係性作りと連携を目的に開催している「法典地区多職種ネットワーク」は、昨年度コロナ禍の影響によりオンライン開催を行い、今年度は10月に参集形式で開催しました。来年度より開始となる重層的支援体制整備事業にも連動する取り組みとして、実行委員である地域の主任介護支援専門員の意

欲も高く、計5回の打ち合わせ（オンライン）を行った上で開催いたしました。聴覚障害をお持ちの方には個別に相談し、地域外の方も含め、出来る限り多くの方に参加いただけるよう準備しました。

当日は介護保険事業所の他、自治会や民生委員、社会福祉協議会、医療関係者、民間企業や行政担当者、障害や法律分野の専門職の方々など58名が参加し、コロナ禍における高齢者の閉じこもりについての事例検討を行い、NPO 法人代表理事の方より地域活動のご紹介をいただきました。

○介護離職防止の取り組み

仕事と介護の両立に関する情報や介護保険制度の仕組みについて掲載した小冊子「仕事と介護の両立を目指すガイドブック」に関しては、今期、新たに医療機関（4か所）に配布することができました。2か所の医療機関では医師との面談を行うことができ、本冊子をツールとして活用できたと感じています。近隣スーパーにおいては手に取っていただく方も多いようで、毎月20部程度補充している状況です。今後も設置箇所を拡大するなどして、地域の方々に介護や福祉の情報を、身近な話題として、早期に提供できるような工夫や取り組みを進めていきたいと考えています。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

令和4年4月に開設した地域包括支援センターとして、地域住民、関係者、介護サービス事業所への引き続きの周知を行い、利用者や家族、地域及び関係機関等からの相談に対してワンストップでの対応ができる窓口となれるよう日々心がけて対応を行っている。

相談内容に関しては高齢者自身の介護に関する相談だけではなく、高齢者に係る家族の問題、家族自身に精神疾患や障害、引きこもり、経済困窮など複合化した相談等が増加しつつある。これらの問題については他機関と連携、共同し問題解決に向けた支援が行えるよう関係性を密にして支援を行っている。

今年度の相談件数は令和4年4月～11月まで延べ2,628件（月平均328件）来所相談96件であった。独居、認知症で身寄りのない方への支援が必要なケースについて市長申立てへつなぐ件数が2件、検討中が2件となっている。

総合相談は毎日の朝礼時に報告を行い、必要時は個別ケース検討会議を実施、情報の共有、支援の方向性等を三職種で判断し支援方針を決め、緊急性が必要な場合には速やかに対応している。

特に気になる方たちのケースについては一覧表を作成し、毎月のケース検討会議で現在の進捗状況を確認、現在の支援に漏れがないように、また地域包括支援センターとして一方的な支援にならないように努め支援にあたっている。困難ケースについても毎月、支援困難ケース検討会議を開催し、現状の確認、ケースの課題や今後の目標、支援方針、今までの支援方法、対応方法の振り返り等を行い三職種全員が共通した認識で対応できるようにしている。

個別ケア会議は1回開催した。地域の方が介護サービス事業所と顔を合わせることで、参加者から多角的な意見をいただき、役割分担を確認することで、包括的にケアができる流れを作れるよう心掛け開催している。今後も個別ケア会議のケースを増やし、地域の民生委員を含め多職種が連携し、個別のケースを地域で見守っていく体制を整え環境を構築し地域ケア会議において報告を行い、地域の課題を抽出していく。

虐待や成年後見制度、消費者被害などの権利擁護に関しては社会福祉士が多職種にOJTを行い対応できるように努めている。

徘徊高齢者も発生しており、管轄の船橋警察署からの要請においては迅速に対応を行っている。

また、地域のケアマネジャーからの相談に関しても専門職としてアドバイスをを行い、継

続的にかかわっていくよう努めている。

引き続き相談内容は、個々の身体状況、生活状況、家族状況、生活歴や親族、地域との関係性などにより様々である。対象の高齢者を尊重し、見えている情報だけで判断せずに、見えていない情報を見える化し、総合的な判断のもと、問題を抱えた対象者に対して、対象者自身が自己決定できるような声かけや提案を行い、意思決定支援を行った上で適切な支援をすることで日々の生活が安全に安心して行えるよう対応していく。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

虐待相談と成年後見関係の相談が中心となっており、すべての相談において、本人の権利が侵害されていないか、随時三職種で支援方法や振り返りを行い対応している。特に認知症の方の意思決定支援に関して、本人の残存能力を把握し、本人の権利を守れるように対応をするよう心掛けている。

虐待の早期発見のために、サービス事業所やケアマネジャーとは普段から関係性を大事に連携が取れるよう努めている。ケアマネジャーからの困難事例相談の中には権利侵害の可能性が垣間見える報告もあり、早期からの同行訪問、情報共有を行っている。介護負担から起因されるものや、その他経済問題や適切に判断ができる支援者がいない状況など様々な問題があり、問題が重度化しないようケアマネジャーとの情報共有、3 職種での支援方法の検討、直営地域包括支援センターへの報告、対応方法の共有を行い、早期発見ができるよう努めている。

地域住民に関しては異変に気付いているものの、関わりたくないという思いから、その情報が共有されず虐待を潜在化させるという大きなリスクがあるため、地域の自治会員や民生委員、社会福祉協議会等との関係性を構築し、いつでも情報の共有ができる体制のために連携を密にとっている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

地域の高齢者等が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、元気な時から地域と関わり、役割が持てるよう、当センターでは毎月第 2 水曜日に宮本公民館にて地域住民を対象とした体操教室を行っている。コロナ禍や公民館の改修工事で開催できなかった期間もあるが 4 月から 11 月までに延べ 130 名の方が利用された。地域との関係性を強化し、虚弱や介護状態になった時にも地域の支援や介護環境により、在宅で生活が継続できるように、介護予防や地域活動を自治会や生活支援コーディネーターや社協、民生委員など地域の関係機関と連携し、推進していく。

コロナ禍ではあるが、高齢者の活動の場も徐々に行えるようになってきている。活動

が思うようにできなかった期間が長かったため、身体面や精神面への影響が多くあったと実感している高齢者は多いと推測される。

徐々に活動を再開している地域の状況を常に確認し、資源情報マップの更新や修正、社会活動の再開や高齢者の社会参加が可能となるよう、検討や提案を関係機関と行っていく。ケアマネジメントの要であるケアマネジャーからの個別事例の相談に対し、後方支援を行い、地域の協力や専門的助言、連携が必要な事例などは、積極的に個別ケア会議を活用していく。また、自立支援を意識できるよう、自立支援型ケアマネジメント検討会議の積極的な活用も推進していく。ケアマネジメント環境の整備は主任ケアマネジャー連絡会の中で、地域の介護支援専門員の課題を抽出し、勉強会や意見交換をする場を設け、互いの意識と資質の向上に努めていく。また、8050 問題や経済困窮、家族の問題など複雑な問題を抱えるケースも多くなる中で、医療や他機関へ個別ケア会議の利用促進に向け、情報発信をしていく。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

当センターで予定されていた年 4 回の定例会議は、5 月、8 月、11 月において開催されており、残り 1 回を来年 2 月に開催予定である。

感染予防対策に留意して開催し、各団体のコロナ禍での活動状況報告、今後の予定や地区の課題、イベント開催に向けて等議論を交わした。

議論の前に地域ケア会議の役割と意義について説明をしている。今年度は地域課題として抽出された『認知症の早期発見・対応ができる相談体制の充実』に対する具体的な取り組みとして、令和 5 年 1 月 20 日に『認知症の正しい理解の普及と支援方法』を目的とした講演会の開催について議論を進めている。講演会の開催は、認知症の人や家族を地域で支えるために、認知症の正しい理解の普及を目指し『認知症の症状等の理解を通じた支援のあり方』をテーマとして東京都健康長寿医療センター 桜井良太先生を迎え開催予定となっている。

宮本地区ではケアマネジャーの事業所が少なく現状地域のケアマネジャーの地域ケア会議への参加はないが、地域ケア会議の目的をケアマネジャーに周知し、地域ケア会議に参加していくことで地域と高齢者を支援するケアマネジャーのつながりを深めていけるよう支援していく。また、地域の民生委員は、ケアマネジャーとの連携を求めており、地域課題に即したイベント開催だけではなく、今後は地域の民生委員とケアマネジャーとの顔合わせができる勉強会等の開催を検討しつながりが持てるよう支援を行っていく。

○個別ケア会議について

今年度1回の個別ケア会議を実施した。認知症を患い家族付き添いで受診はするものの、本人の服薬したくないという意思を尊重し、服薬管理ができてなく、徘徊から一般市民に不審者として通報され警察の介入があった高齢者の事例である。民生委員、ケアマネジャーが参加し、本事例では関係者の役割分担を明瞭化し、本人、家族の助ける合図を見逃さずに、状況確認を行い、本人が安心して生活が送れるよう、少しでも普段の生活環境と近い介護サービスを導入することができ、認知症があっても見守りがある中で自宅での生活を続けることができた事例である。

個別ケア会議においては「認知症の早期発見、対応できる相談体制の充実」「閉じこもり・孤立化対策の充実」が地域課題として抽出されているため、今後も検討していく予定である。

地域の方々が個別会議に参加していただくことで、高齢者自身と地域の関係性、生活歴等、地域包括支援センターだけでは知ることのできない情報から問題解決に向けた支援方法が検討されるため、地域と高齢者自身の情報を共有することで地域での見守り体制等が構築できるよう支援を行っていく。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

令和4年4月の開設前までに行われていた地域ケア会議での「地域資源マップ作成」をさらに発展的に進め、地域の強みを活かし、情報マップの作成の過程で構成員へ「防災や感染症」に意識を持ちながら「どこにどのような地域資源があるか、どこに何が足りないか」なども情報共有を行い、地域課題や街づくりへ反映させていきたいと考えている。

認知症の取り組みについては、令和5年1月に行う講演会のように、地域への啓発は必要であり、地域課題にもあがっているため、コロナウィルス感染症の状況に応じて、地域単位、自治会単位での認知症の講座開催や認知症サポーター養成講座の開催を実施していく。地域課題は、民生児童委員との話し合い、個別ケア会議等から抽出していく。また、現状の課題だけではなく、先を見据えた地域の課題も視野に入れて考えていきたい。

認知症総合支援業務（介護保険法115条の45第2項第6号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

関係機関との連携に関しては、徘徊による警察からの通報が多く、徘徊高齢者を対応した後には必要時、警察にフィードバックすることを行っている。医療機関においては入院や受診している方の相談があり介護保険の申請やサービス調整を行うことも多い。また、こちらから情報提供を依頼するケースに関しては、周知前は信頼関係がないため

か情報をすぐに教えていただけなかったが、今では快く受けていただけることが増えた。受診拒否や困難ケースでは病院と連携して対応している。医師から直接認知症で在宅困難な方がいるので対応してほしいなど依頼があり夜間対応したケースもあった。近隣の交番や病院などへ当センターの周知や認知症サポーター養成講座の開催の提案を行っている。民生児童委員とは直接やり取りを行うことが多く都度の連携が行えている。今後、地域別の懇親会や出前講座等を行い、個別のケースについて事例検討等を行っていく。ここで抽出された課題は地域ケア会議へ発展させ地域で共有を行っている。個別ケースの相談は認知症で家族に負担が大きいケースが多く、相談後はケアマネジャーや本人、家族の継続的支援を行っている。周知活動を行っている中で、関係機関からの相談も増えており、顔の見える関係性が構築されつつあり、今後も関係機関とスムーズな連携が行え、ワンストップの窓口となれるよう推進していく。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

地域ケア会議主催の認知症に関する講演会を令和5年1月に予定している。12月中旬に広報ふなばし掲載予定。今後は地域へ講演会のチラシを配布し周知を行っていく。認知症カフェはコロナ禍で中止しているが、再開後に素早く対応が行えるよう主催者側と定期的に連絡を取り合い状況の確認を行っている。

認知症サポーター養成講座は4月から11月までに企業向けが2件、小学校向けが1校実施。（小学校向けは12月に2校開催予定となっている）企業向けではボランティア活動に関する意思確認を行い、カフェ等立ち上げに関してボランティアを募るための準備をしている。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

認知症で徘徊を繰り返し近所とトラブルになっている方の相談が警察からあり、担当のケアマネジャー、家族、民生児童委員で個別ケア会議を行った。介護保険サービスで賄えない部分については参加者で意見を出し合い見守りを行っていくこととなった。不安を持っていた家族も、とても安心して生活が行えるようになった。民生児童委員協議会において「個別ケア会議にて民生児童委員が関りを持っていただけたことで包括的な見守りの輪ができ、住み慣れた地域で生活を継続することができたこと」の報告を行った。

宮本地区での徘徊模擬訓練は宮本在宅介護支援センターが令和元年度の事業にて行っているが、来年度以降に向けて周知活動や地域ケア会議での話し合いは必要と考えている。また、本年度に民生児童委員の改選も予定されているため、認知症サポーター養成講座を受講したことが無い方向けに行えるよう検討する。また、自治会の集まりにも参加する了承をいただいたため、今後は自治会が行う集会への参加や回覧板等を利用し当センターと地域を繋げ、地域との関係性を深め、見守り体制が構築できるよう進めていく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）**○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施**

相談があった場合は十分なアセスメントを行い、総合事業や要介護認定について制度説明を行い、同意を得た上で基本チェックリストを実施する体制を整えています。また、専門的な知識が必要な場合は三職種又はプランナーと情報の共有、提供を行い適切な状態把握ができるよう整えている。今後、相談者に対してわかりやすい説明を行い、正しい制度を理解して利用していただけるよう心掛け案内していく。積極的に事業対象者を拡充し、未利用者の方々にも都度、地域資源の説明や案内をしていく予定。総合事業の普及啓発は重要であるが、利便性のみが先走りしないよう、正しい制度説明を行い、事業対象者がスムーズに支援を受けられるよう対応を行っていく。

○多様なサービスの活用

基本的なケアマネジメント業務の流れに沿って、アセスメント結果に応じてサービス提供が行えるよう提案している。その際、介護保険以外のサービスにおいて利用者の意向に沿えるものがあれば提案し、利用に繋がるよう支援を行っている。しかしながら、全体的に活用できているかを考えると、従来からある介護保険サービスに比べて少ない事情から、地域課題の一つとしてとらえる必要がある。

今後は市で提供している軽度生活援助員やファミリーサポート等が活用に関わっている傾向にあることを踏まえ、利点を説明し活用に関わられるようインフォーマルサービスの知識を深め提案していく。

地域でのボランティア等多様なサービスの活用を考慮する必要があるが、地域での供給量が不足している現状がある。しかし、介護認定を更新しなかった方の中には、広報から様々な情報を集め、積極的に参加することで維持をしているという場合も想定している。

○総合事業の普及啓発

総合相談時や地域への情報発信時に、総合事業が介護保険の申請の方法の一つであることを地域住民へ伝えていく。また当センターや当法人機関等に掲示する。

現在は地域の活動が限定されているが、各関係機関との会議、町会・自治会での集まりにおいて総合事業の申請方法や利用サービスなど、事例を用いて紹介し普及啓発に努めていく。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

＊判断能力を欠く状況にある人への支援、消費者被害防止等

○中核機関の周知・広報

ケアマネジャーが普段支援を行っている中でも、権利擁護に関する問題や高齢者の取り巻く環境によるいくつもの問題が関わってくる案件は徐々に増えてくると予測される。特に認知症を抱えた独居高齢者は多くの権利侵害を受ける可能性が高いため多職種連携が必要とされることから、中核機関の周知については民生児童委員協議会を中心に行い、自治会等への出前講座等を利用し広報活動を行っていく。

次年度以降、宮本地区での地域ケア会議主体による講演会等で権利擁護や成年後見制度についての講演を行うなど、制度に関して地域への周知も行っていきたい。地域へ成年後見制度や後見支援団体についての情報提供を行っていき、地域の高齢者自身が権利擁護及び人生の終活について考えてもらえる機会を作っていく。

また4月から11月までで2件の市長申し立てを行っている中で、家族・親族関係が希薄で、家族状況の整理・把握をできていないことが多い。アセスメントの必要性を説明しながら、相談者へ家族関係を整理していただくよう促し、当センターでも再度アセスメントを行い、本来の問題点を整理・確認し申し立てを進められるように対応している。

繋がりを持ってそうな家族がいれば医療同意等での関わりを持っていただけるよう支援を行っている。これからも住み慣れた家で生活ができるよう、本人の意思、意向を尊重した支援を地域包括支援センターとして行っていく。

○地域連携ネットワークの構築

地域の民生委員や社会福祉協議会、在宅介護支援センター、病院、ケアマネジャー、他福祉関係機関等から、少しでも問題が生じれば直ぐに連絡が入り、一緒に考えて、問題解決に取り組み連携体制が徐々に構築されつつある。

地域の方々と協働で、個別支援に注視していき、積み重ねていくことで関係者との信頼関係を構築し、地域で暮らす高齢者の支援を行っている。

地域のケアマネジャーやサービス事業所へ地域ケア会議の参加を促していき、今後地域ケア会議への参加をいただくことで地域との関係性を深めていく。ケアマネジャーやサービス事業所が地域へ出ていくことによって、地域包括支援センターを介さずに直接地域住民と交流をもって、問題解決に向けた支援が行えるよう働きかけていく。

○センター内の体制

虐待の通報などがあつた際には、直ぐに事業所内で共有し、初回担当者を決め、専門職2人以上で実態把握を行いセンター内において情報共有、リスクアセスメントや対応方針を三職種全員で検討している。専門職以外でも対応が必要な場合は対応ができる体制も確保し、特定の職員に負荷が集中しないようにしている。進捗状況やモニタリングの状況を可視化し、定期的に三職種で全虐待ケースの事例評価会議を行い、効果的な検証と支援方針、対応方法の振り返りを行っている。またその際にも職員の負担を踏まえ、業務の配分等について調整を行っている。

また、虐待対応や予防、意思決定支援、養護者支援などの外部研修会へ積極的な参加にも努め、職員全体のスキルアップに努めていく。

センター事業

開所年度となる今期の主な活動としては、当センターの周知活動、地域との関係性の構築を深化すべき事業とし宮本地区の社会福祉協議会、民生児童委員協議会他、各自治会、町会関係者を中心に行っている。また薬局や生命保険会社、百貨店などに「地域包括支援センターの役割と活動」について説明することで、ご理解・ご協力いただけるようになり、地域包括ケアシステムの構築のための活動にも繋がった。生命保険会社、百貨店については、認知症サポーター養成講座も開催。その他関係機関から開催の要望もあり、次年度も活動周知の中で認知症サポーター養成講座も行えるよう働きかけていく。当センターにおいては、中核的な位置づけとされていることから、医療・福祉関係者も含めた、多職種協働のネットワーク作りが必要と考えている。

当センターでは基本チェックリストの実施、セルフチェックの実施を行うとともに、介護保険に頼らずに健康で安心して住み慣れた地域で、生活が継続できるようなインフォーマルサービスを積極的に提案し、地域住民への普及に努めていく。

地域ケア会議では、特に認知症の方に係る対応方法や関係機関への連絡方法について、地域でどう対応していくかという要望が多く、令和5年1月に地域ケア会議主体による講演会を予定しているが、その後についても、認知症の理解については必要と考えているため、地域ケア会議内において検討を行っていく。

担当圏域のケアマネジャー事業所に協力をお願いし、次年度以降、ケアマネジャー事業所同士の勉強会や地域との交流会を開催し、地域課題に取り組むチームとしての活動を行っていき地域との関係性を深めていく。

次年度以降も地域に密着した活動を行っていき、今後も増加していく独居高齢者、老々介護、認知症高齢者等を地域で支える重要さを地域全体の課題として捉え地域ケア会議主催による講演会等を実施していく。

地域への活動展開として、町会・自治会でのイベントに出向いた際には、地域包括

支援センターの周知と高齢者福祉の現状を伝えながら、地域住民に対して互助への参加を促すことを行っていく。

特に担当地域では、ケアマネジャーと生活支援コーディネーターの顔を合わせる体制を整え地域ケア会議を活用し連携していくことで関係性を深めていきたい。

地域のケアマネジャーがインフォーマル（地域住民による）支援へのコーディネートを行うことによって、支援者同士での垣根がなくなり、地域に対する共有視点が深まり地域住民組織をも巻き込んだ支援へとつながる関係性の構築ができるよう働きかけていく。

当センターでは、地域で起きている様々な問題を個々の状況や状態に応じた、細かなケース対応を心掛け、センター職員の資質の向上を図れるよう、多くの専門職や行政・警察などの関係機関とのチームケアを大切にし、誰もが安心して地域で生活できる体制で支援を行っていく。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 1 号）

誰もが住み慣れた地域で、安心してその人が望む生活が継続していけるように、本人の意思と自己決定を尊重し、本人の状況に応じた自立した生活を営むことができるような支援を基本方針と掲げて、総合相談支援業務を行った。

コロナ禍が長引く中、孤立し相談につながらない高齢者が増えることを想定し、前年度に引き続き、「気になる高齢者」をキーワードに民生委員や地区社会福祉協議会と生活支援コーディネーター少人数で情報共有を目的とした懇談を定期的で開催している。今年度は新たに八木が谷地区で民生委員や地区社会福祉協議会と少人数で情報共有を目的とした懇談を八木が谷在宅介護支援センターと協同で開催した。懇談に寄せられた日頃から気になるけれど訪問ができなかった高齢者の情報を元に、センター職員が訪問し、支援につながったケースもある。今後、地域ケア会議の構成員である地域互助組織との懇談を予定している。

高齢者自身の高齢化・認知症により相談が入り、介入すると、いわゆる 8050 世帯の課題が表面化され、その課題がセンターのみで対応することが困難なケースも複数あった。高齢者ひとり 1 人の価値観や取り巻く歴史は様々である。当該高齢者のみならず、世帯全体をアセスメントし、八木が谷在宅介護支援センターとともに、後見人等、コスモス成年後見サポートセンター、リーガルサポート、保健と福祉の相談窓口さーくる、基幹相談支援センターふらっと船橋、地域活動支援センター、保健センター、家庭児童相談室、女性相談室、すまいるサポートなど多様な支援機関と連携を図り、対応を行ってきた。支援機関につながらないケースは、適宜、個別ケア会議を開催し、情報共有や役割分担し、介入のタイミングを計るなど、民生委員との連携や見守り体制の構築を図った。

また、長引くコロナ禍により、地域活動再開による感染の再拡大の時期には、その影響を受けたケースも散見された。県外に居住する家族はコロナ禍のため数年間、高齢者の自宅を訪問していないため、当該高齢者の認知症状の悪化に気付かずいた。認知症高齢者の介護負担やストレスにより、同居のパートナーが精神的に不安定となり、センターに助けを求めた。双方を緊急的にショートステイ、入院受入医療機関を調整する中、家族に世帯の状況を説明するケースもあった。

新型コロナウイルス陽性や濃厚接触者になってしまった本人やその家族から相談を受けることもあった。認知症高齢者と主介護者のみの高齢者世帯では、認知症高齢者自身が新型コロナウイルス陽性により、利用していた介護サービスが休止となった。自宅

療養生活により認知症状が悪化、近隣住民に助けを求め、センターへつながり、保健所と協議をして入院医療機関を探すケースが複数あった。第7波ピーク時には、県外に住む家族が感染症相談センターに電話をするも、感染者数急増により支援が困難な状況であり、新型コロナウイルス陽性者と同居する濃厚接触者の高齢者の安否を心配する相談が土曜日午後にあった。感染者数急増により家族が希望する支援が難しい状況に陥っていた行政に対する行き場のない思いを当センターにぶつけられた。センターとして、限られた社会資源を提案することしかできず、家族の解決できない不安に共感し、歯がゆい思いをした。今後想定される第8波以降、地域で暮らす高齢者、困っている声を上げることができない方々をどう支援できるのか、センターだけでは限界があり、高齢者の命と生活を守る包括的な施策が求められる。

権利擁護業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号)

* 高齢者虐待関係

《基本的対応》

高齢者虐待の通報や虐待等が疑われる相談を受けた際は、『船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル』等に則り迅速に対応を行った。相談後、速やかに三職種で情報共有・協議を行い、方針を定め、対応している。ケースの共有は全体で行い、対応を担当する職員はチーム体制とし、複数人で担当することで、三職種による多角的な視点でケース対応を行うこと、特定の職員に負担が集中することを防ぐよう取り組んだ。またコロナ禍による影響で起こり得る突発的な職員の休みに備えられるよう常に情報を共有して対応した。ケースごとに支援展開は様々であるが、早期に事実確認や対応検討会議、評価等を行うように努め、対応している。高齢者虐待受付票の送付について、直営センターへ迅速に提出できるよう作成に努めた。センターで判断に悩む場合など、適宜センターの方針をもって直営センターへ相談し、その後、助言等はセンター内で共有してきた。

今年度、認定の有無に限らず相談を受けているケースの約3分の2が八木が谷在宅介護支援センターが支援するエリアの八木が谷地区である。八木が谷地区は二和地区と比べ、高齢者人口が高く、また8050問題で支援するケースも多いことから、自ずと相談・発生件数は増加する。この状況を踏まえ、適宜八木が谷在宅介護支援センターと情報を共有し、個別ケア会議の開催等も行い、連携を図りながら対応を行った。

《職員の質の向上》

職種に限らず、センターの職員が相談に対する対応力に差異が生じないように、センター内で学習会の実施、他機関・他団体が主催する研修会への参加と参加後の所内伝達学習を実施している。また関連する所内マニュアルを見直し、整備を行った。

《啓発活動》

地域ケア会議では、高齢者虐待の疑いに対する気づきの視点を持っていただけるよう、構成員に向けて、気づきのポイントについて、個人が特定されないよう配慮しながら事例を活用して、どのような時にセンターにつなげると良いか、わかりやすいように伝えてきた。その他、民児協や少人数の懇談会等、同様の啓発活動を行っている。

《周知・広報活動》

現在センターでは①介護支援専門員向け②地域の支援者向け③地域住民向け④八木が谷在宅介護センター合同・地域の支援者向け⑤地域ケア会議と5種類を配布対象者毎に作成し発行している。この中で、支援者に向け気づきのポイントとなる視点や、気が付いた時はセンターにつなげて頂けるような内容に工夫し、早期発見・早期相談につながるよう広報を行った。

このような取り組みの中で、民生委員は以前から気になっていた高齢者に、「一緒に相談に行ってみましょう」と声をかけ、センターへ当該高齢者とともに来訪することにつながった。定期的に行う普及啓発や懇談を通じた顔の見える関係になることで、センターへ相談することへの心理的ハードルを下げる事ができたと捉えている。同時にこの普及啓発活動は、継続的な取り組みにする必要がある。今年度行われた民生委員の一斉改選では、八木が谷地区では改選はないが、二和地区においては新たな方々が着任される。今後も、あらゆる機会、方法をもって、周知・広報を行っていく。

高齢者の見守りを近隣住民に協力を民生委員が依頼したケースでは、民生委員が協力依頼した近隣住民より、「他人の家庭に関わりたくない、怖い」と拒否されて困っているという相談が寄せられた。このケースでは、個別ケア会議の開催を予定し、民生委員に対し、「何をどのように見守り、協力を得たいのか」について丁寧な説明をすることと、無理をしない形での見守りをお願いしたいと考えている。地域の見守りが手厚い地域であるからこそその相談であるが、その住民や民生委員の想いを大切にして、個別ケースのネットワーク課題と、地域課題をアセスメントしていきたい。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号)

《介護支援専門員からの相談》

高齢者だけでなく、世帯に支援を必要とし、キーパーソン不在のケースや、経済的課題を抱えるケース、認知症独居高齢者ケースなど複数の課題を抱える相談が寄せられた。ケースごとに対応は異なるが、介護支援専門員とともに同行訪問、協議を行う等の対応を行った。介護支援専門員が、二和地区地域ケア会議にオブザーバー参加をした後、気軽に相談できる関係性を構築することができた。経済的課題を抱えたケースでは、早

期にセンターへつないでくれたことで、生活破綻が起こる前にケアマネジャーと同行訪問し、本人のアセスメント、課題の整理ができた。専門相談機関と役割分担を行い、先の見通しを持った支援計画を介護支援専門員とともに立てることができた。

《地域機関との連携》

地域ケア会議にてオブザーバー参加の機会を取り、介護支援専門員・地域の支援機関が顔の見える関係性を構築することができ、今後の個別事例においても連携を図る機会となった。参加された介護支援専門員からは、「次回もまた参加したい」「民生委員さんとなつなかりを持ちたい」と積極的な意見が寄せられ、継続して参加希望を頂いている。会場の関係と感染予防のため、大人数の参加は困難な状況が続いているが、定期的に継続して参加をしていただくことにより、日頃の支援のつながりにも活かせるようにしていきたい。

《介護支援専門員向け学習会》

多様な制度への知識を深め活用できるように、毎年ニーズに応える学習会を企画してきた。昨年から要望が多く、相談としても複数あった後見人との連携をテーマに学習会を行った。北部圏域は居宅介護支援事業所数が少なく、隣接の豊富・坪井地域包括支援センターと重なる事業所も多い為、PC 設備等の体制のため合同で WEB 開催した。具体的事例や介護支援専門員の戸惑いや葛藤もリアルに伝えられるように工夫をし、獲得目標を、①介護支援専門員が具体的事例を通し、利用者の意思決定を支援する手立てや流れを知ることができる。②本研修を通じ、権利擁護が必要な事例に対し見通しを持ち、必要に応じ地域包括支援センターへ助言を求めることができるようになる。③中核機関の周知、の3点を掲げた。21事業所44人が参加した。寄せられた感想に「後見人を検討するタイミングが良く理解できた」「意思決定の事前確認の重要性について改めて考えることができた」と、概ね研修の達成目標に到達することができた。

《介護事業所交流会》

地域の介護事業所が事務局となり、地域を基盤とした多様な介護サービス事業所と地区社協が参加する介護事業所交流会へ参加している。開催調整は事務局の1つである八木が谷在宅介護支援センターが行っており、交流会の中で地域包括支援センターの機能や取り組み、権利擁護等の社会資源についての情報提供を行った。介護支援専門員だけでなく、日頃、サービスを利用する高齢者と接する機会が多い様々な介護サービス事業者に対し、周知・広報を行うことができた。介護事業所交流会の開催目的に顔の見える関係づくりが掲げられている。センターとして参加を重ねることで、地域で暮らす高齢者

と接する機会の多い介護サービス事業所からの率直な意見や想いを聞くことができ、センターへ相談することへの心理的ハードルを下げることに繋がっていきけるようにしたい。

地域ケア会議推進業務(介護保険法 115 条の 48)

○全体会議（定例会）について

今年度も年 6 回の開催予定を立て、参集による会議の要望が寄せられたため感染対策を講じ、原則参集形式で開催を行った。感染者数が増加した 8 月は文書会議とした。

《アクションプラン》

今年度は以下のアクションプランを掲げて、地域ケア会議を開催している。

課題 1：災害対策

- ①災害をテーマとした地域ケア会議を主体とした講演会の開催
- ②あんしん登録カードの普及・啓発
- ③各構成団体の災害時における対策等の共有

課題 2：コロナ禍の高齢者の見守り体制

- ①各構成団体と情報共有と連携
- ②地域ケア会議へ介護支援専門員のオブザーバー参加の促進

課題 3：認知症の支援

- ①見守りやつなぎ支援等の担い手を増やす
- ②多様な世代への周知拡大

課題 4：権利擁護支援、意思決定支援

- ①個別事例の共有を通して地域の見守りネットワーク構築に向けた体制づくり
- ②地域課題の抽出
- ③普及啓発

課題 1 については、地域ケア会議を主体とした講演会の開催とその際にあんしん登録カードの告知をするために準備を進めてきた。講演会が新型コロナウイルス感染症第 7 派の影響で延期となったため形を変えた開催方法にて実施の時期に、告知も併せて行いたい。③については地域ケア会議の中で各団体より報告を頂いた。

課題 2 については、地域ケア会議が参集できた際には介護支援専門員等にオブザーバー参加をいただいた。地域ケア会議の中で、センターが関わる事例を紹介し、見守り体制をとれるように啓発を行った。個別ケア会議も開催しその報告も行った。

課題 3 については、認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を実施。また船橋市北図書館で介護予防教室の実施や、近隣ドラッグストアにて認知症啓発活動を実施

した。

課題4については、①権利擁護に関連する事例を報告し、構成員と意見交換を実施した。4月の会議では、主に「意思決定」をテーマに病院連携室看護師より事例を提供頂き、元気で在宅にいるときからどのような思いを持っているのかをお互い交流しておくことで、病気になったときもその意思を尊重し関わるすることができる事例などが報告された。6、8、10月会議では、日頃センターでかかわる事例から、どのような形で相談につながり、センターとして対応をしているのかについてお伝えした。構成員が各々の立場から、気づきのアンテナを高めていくこと、それぞれの立場がどのような形で支援をしているか事例を通して知り、気づいたケースをつなげていくことができるように協議を重ねた。ケア会議の中で新たに相談として出されるケースはなく、ほとんどのケースがすでに対応をしているまたはセンター等につなげた経験の交流がされた。権利擁護に関する課題としては、既につなげるネットワークは構築されているためさらに気づきのアンテナを上げることや、構成員の所属する団体の他の方々もそのアンテナを上げることにあると考える。

民生委員等の地域支援者に対し、地域ケア会議で報告された内容を地域ケア会議だよりとして配布することで普及啓発を図った。

《オブザーバー参加》

高齢者の見守り体制の構築やネットワークのさらなる拡大を目的に地域ケア会議にオブザーバー参加を募った。コロナ禍のため、希望者全員に参加いただくことができず、抽選とした。介護支援専門員からは「次回も出たい」と意見を頂いた。また地域の薬局薬剤師より「参加したい」との声が寄せられ、構成員の薬剤師とは別にオブザーバーとしてご参加いただいた。他にも介護サービス事業所からも参加希望があり、会場や人数の関係もあり調整をしながら参加いただけるよう調整をしていく。

《地域ケア会議を主体とした講演会》

地域ケア会議を主体とした講演会は、8月に開催を予定し会場も講師もすべて準備をしたが新型コロナウイルス感染症第7派と重なり断念せざるを得なかった。予定した時期には地域でも罹患患者が存在し、万が一開催していたら危険であった。そのような経験も踏まえ、密を避け安全を第一が良いとの地域からの意見もあり、年度後半に、オンラインに切り替えた講演会を検討している。

○個別ケア会議について

今年度は二和地区で3件、八木が谷地区で4件実施した。

総合相談においても、二和・八木が谷地域包括支援センターの立地は、八木が谷地域の住民も来訪しやすく、センターで総合相談としてかかわりをはじめ、八木が谷在宅介護支援センターと情報を共有し、個別ケア会議開催をバックアップするケースもあった。

(特徴)

上記個別ケア会議のうち、6件は認知症のケースである。認知症、独居の70代女性のケースでは、長年地域に暮らし顔なじみの人が大勢近所にいた。離れて暮らす家族が介護サービスを導入し、頻繁な訪問によりなじみの関係づくりを試みたが数か月たっても関係性は構築されずサービス事業所は拒否され続けた。同時に地域では、見守っているもののどこまで見守るべきか、何かあったときにだれにどのように相談すべきか悩んでいた。個別ケア会議を開催し、6人もの地域住民が参加し、日頃のつながりや、ご本人のエピソードを家族に共有。介護サービス側が見えないご本人の強みやつながりを知ることができた。一時期は家族も不安から施設入所を検討していたが、地域に支えられていることを感じ、もう少し在宅生活を継続することとした。介護サービスや地域住民以外にも緊急通報装置やICT等も活用し、見守りを継続して在宅生活を送ることができている。同会議にて災害時の対応や避難場所なども確認し、離れて暮らす家族も安心感を得ることができた。

このように、関係性がすでにあるつながりの中で、変化するご本人の状態も受け止めてできる範囲で支えある環境を構築できる事例もあるが、地域という特性上難しいケースもある。別のケースでは、もともと近所とトラブルが発生した過去があり、関わりに消極的な住民もいる地域とをつなぐ個別ケア会議を開催し、無理のない範囲で役割分担を確認し合う内容となった。

住み慣れた地域で暮らし続け、緩やかな見守りの中で専門的な支援を受け、両者がつながり合い包括的なシステムを作り上げることを目指していきたいが、ご高齢者一人一人に生活の歴史、地域との関係性の歴史、価値観と生き方が存在する。専門職としての受容と、地域の利害関係も生じる中での受け入れには当然違いがある。地域住民にもそれぞれの生活がある中で、負担なくどこまで支援・見守りが可能かについては個別性と地域性により差が生じる。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

《オブザーバー参加への要望》

上記記載の通り、周知が広がるとともに参加希望者も手上げが増えているが、会場と密を避ける関係のため全員の希望にこたえることが難しい。しかし地域ケア会議構成員も参加希望者も、両者が交流を望んでいる。コロナ禍以前には地域とケアマネジャーとの交流会も実施できていたが、現状オンライン対応が困難な中では限られた地域支援者との交流にならざるを得ない。参集し、グループワーク等で顔の見える関係を構築したいが、感染症が収まるまでは開催は厳しく悩ましい。

認知症総合支援業務(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号)**○関係機関との連携・ネットワークの構築**

介護支援専門員からも、民生委員を始めとする地域支援機関からも両者の顔の見える関係性づくりやそのための企画を希望するニーズはある。しかし参集形式は感染リスクが高く、密集を避けるため実施が困難な状況が継続している。今年度、地域ケア会議を主体とした講演会を 8 月に企画したが感染のピークを迎え実施を断念した。しかしテーマは介護支援専門員、地域支援者の両者に共通する災害がテーマの為、講演会を WEB 形式に切りかえ、介護支援専門員と地域ケア会議構成員を対象とする WEB 講演会を企画している。参集できずとも、地域ケア会議構成員と介護支援専門員が共通するテーマで学び、WEB を通してつながり課題を共有することが、今後のネットワークにつながると考えている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発(認知症カフェの立ち上げ支援を含む)

《ドラックストア店頭広報活動》

R2 年より企画・開催を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、開催を断念してきたが、今年度実施時期の検討を店舗側と協議を重ね、八木が谷在宅介護支援センターと協同で 11 月に開催することができた。

ドラックストアは、子育て世代から高齢者世代など多世代が足を運ぶ場であり、ダブルケアや稼働世代に向けて、啓発活動を行った。

当日は店舗の一部スペースをお借りして、認知症について理解を深める掲示やクイズ、認知症カフェを案内した。ご参加いただいた多世代の 20 名の方には、お土産として、船橋市で作成している認知症ケアパスやセンター独自に作成したこども向けのパンフレット、店舗から無償でいただいた風船を用意し、配布した。参加された方の様子から楽しんでいただけたことを実感した。感染対策のため、あまり接触しない形で内容で行った。これまでの店舗とのつながりをいかして、継続的な広報活動を実施していきたい。

《船橋北図書館との共同企画》

今年 6 月 18 日(土)に介護予防教室として認知症に関わる講演会を実施した。認知症に関する講義と寸劇、徘徊模擬訓練を二和公民館内で行った。北図書館と協同し、昨年より企画していたが、新型コロナウイルスの感染者数が急増した為、昨年度は教室開催を中止とした。今年度は、緊急事態宣言の発令以外は開催できるように、対面と WEB の各形式で開催する方法を北図書館の方々と相談した上で再度企画した。感染者数が減少していた時期であった為、感染対策を実施した上で、対面形式で介護予防教室を行うことができた。

今年で終了ではなく、来年度も協同企画で実施することを北図書館ご担当者に了諾を得ている。

《認知症カフェ》

・オレンジカフェ二和

カフェのご担当者には、状況確認の連絡を適時行っていた。カフェ運営母体がデイサ

ービスを運営しており、新型コロナウイルスによる感染リスクが高いことから、カフェ開催は見送りたいとのご意向があった。カフェ参加者の方々も、ご入所されるなど状況変化もあり、個別に当センターから認知症に関わる情報書面を送付する方の数も少ない状態であった。認知症カフェは開催していないが、カフェに参加していた認知症高齢者のご家族より、同窓会実施のご希望があった為、日程調整を行っている。感染者数状況を鑑みながら、カフェご担当者と同窓会開催について、ご相談する予定である。

・やぎさんカフェ

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年2月の開催を最後に中止していた。コロナ禍、開催できない期間が続いていたが、カフェ実行委員会の中で準備を進め、7月に再開することができた。当日はチラシを見て参加された方1名の他はほぼ関係者で20名程だったが、同窓会気分で和気あいあいと話が弾んだ。多くの認知症カフェが再開できていない中、まずは定期的集まるところから始めようと10月～毎月第4月曜と定例で再開している。気軽に参加してほしいとお互いに集う場の提供として1時間フリートークのスタイルにしている。

《広報活動》

認知症高齢者に関するご家族からの相談の中で、周辺症状が出現してから相談に結び付くケースが多数見受けられた。また、認知症状に対し、具体的な対応方法を教えて欲しいと希望されるご家族がいた。認知症初期集中支援チーム員会議の席において、精神科医師に相談した所、具体的な対応方法を書面で作成する様にご提案があった。その為、認知症を早期発見する上での情報や具体的な対応方法を広報誌に掲載することとした。センター発行の広報誌に保健師情報欄を設け、認知症に関わる情報を船橋市発行の『認知症ケアパス』から一部抜粋し、また他書籍などから認知症の方への対応方法をシリーズで掲載している。各支援機関への配布に加え、当センター事務所の外に設置しているラックに認知症情報欄のみを読み易いようにカラー印刷し、A4版1枚で配置し、誰でも持ち帰ることができるようにしている。

○地域での見守り体制の構築(徘徊模擬訓練の実施支援を含む)

《ミニ徘徊模擬訓練》

地域ケア会議主体のミニ徘徊模擬訓練は、新型コロナウイルスの感染状況から今年の実施できていない。しかし、6月18日開催の介護予防教室の中で、小規模であるが寸劇と徘徊模擬訓練を実施することができた。当初は13名の出席予定であったが、当日急遽休む方もおられ、実際は9名の出席であった。参加者の方からは、「時間が足りなかった。」などのご意見もあり、次回実施時にご意見を生かしたい。徘徊模擬訓練の振り返りの際は、有意義な時間を過ごすことができたと言前向きな発言も聴取され、徘徊模擬訓練の実施は、今後も必要といえる。

《認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座》

6月に地域の見守り活動が手厚い自治会で認知症サポーター養成講座を開催した。10月に認知症サポーター養成講座 11月にステップアップ講座①を二和地区社協ミニデイ

ボランティア対象に開催し、ステップアップ講座②の開催を年度内に予定している。小学生向け認知症サポーター養成講座において、昨年は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い開催ができなかったが、今年度は11月に開催することができた。

認知症にやさしい地域づくりの基盤づくりを目指し、認知症サポーター養成講座では、認知症について理解を深めていただいた。小学生向け認知症サポーター養成講座では、これまでと違った寸劇を行い、生徒と教員を巻き込みながら具体的な声かけ体験を展開し、開催した。

ステップアップ講座①では、二和地区社協ミニデイボランティアを対象に開催し、認知症の理解をより深めるとともに、チームオレンジで掲げている「気づき」・「受け止め」・「つなぐ」を体験していただく機会となった。

次年度は、八木が谷地区でチームオレンジを立ち上げていく予定である。これまで八木が谷在宅介護支援センターが地域とともに築き上げてきたつながりや、地域住民が認知症を抱え暮らしている住民とともに支えたいという思いで活動している方をつないでいけるよう組織づくりが必要である。八木が谷在宅介護支援センターとともに地域の実情や課題等を踏まえながら地域づくりを展開していく。

《センターだより》

保健師欄に認知症に関わる情報を記載し、認知症に関する啓発活動に留まった為、地域での見守り体制の構築として、感染リスクを考慮しながら小規模での徘徊模擬訓練を来年度以降検討し、その際にセンターだよりを活用し周知していきたい。

《民生委員との懇談会》

二和地区、八木が谷地区の民生委員との懇談会に、定期的にセンター職員が交代して出席した。民生委員の方々も、入れ替わりながら少人数で会長同席の上開催した。民生委員の関わる個別ケースの相談を通じて、当センターや八木が谷在宅介護支援センター職員が民生員と連携して対応できたケースもある。相談の中には認知症高齢者のケースが多々あり、継続して関わる必要があるケースが民生委員とセンターの連携が今後も必要である。また、民生員からも、懇談会の席で普段悩んでいるケースを相談できることや、民生委員間で共通する悩みなどを共有できる場として懇談会を引き続き開催を望む声もあった。

懇談会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、来年度以降も引き続き継続していく。

総合事業の介護予防ケアマネジメント(介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号二)

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

総合相談の中から、自立した生活をするために目標を持ち意欲がある方へ、介護申請の情報提供とともに基本チェックリストにおける制度利用についても説明し、介護申請との違いも丁寧に伝えたいうえで希望者に実施する方針をセンター内で共通の方針として

日々相談業務に対応をしてきた。今年度は3件実施した。

今年度の傾向として、コロナ感染が落ち着いた5月ごろに、低下した体力向上などを目指して相談に来訪する方が多く適用になる方がいた。しかし夏の感染拡大を過ぎた後からは、相談ケースは心身状態が悪化し介護保険申請を勧めるケースが多く該当するケースが少なかった。長引くコロナ禍による体力低下と夏の猛暑による影響のため心身の状態を悪化させているケースが散見された。一時期住宅改修のニーズも相次ぎ、ADL低下がうかがえ、事業対象には結び付きにくかった。

○多様なサービスの活用

配食リストや社会資源マップ、ミニデイサービスなど社会資源の資料を準備し随時提案を行った。しかしミニデイサービスは再開のめどが立ちにくく、再開しても当面はリピーターのみ対応など、感染予防のため限定的な再開であり活用に至ることは少なかった。地区社協では個別対応を行う助け合いの会や、地域の互助団体である「ニコニコ支援の会」はコロナ禍でも継続して実施しており、買い物支援やゴミ出し支援、草取り等生活に欠かせない支援として情報提供、依頼をすることができた。特に買い物支援については、「すぐに対応してくださり助かった」という介護支援専門員からのフィードバックがあった。

○総合事業の普及啓発

総合相談業務にて窓口対応や訪問対応の際、高齢者の健康保持や介護予防の意識を共有しつつ、高齢者自らが早期に必要なサービスや情報を活用し、地域社会とのつながりを断絶することなく適切な支援を選択できるよう、福祉ガイドをはじめセンター独自に作成した地域資源情報などを活用し、介護保険制度の理念やサービスの概要等の説明や介護保険サービスだけでなくボランティア組織や民間企業、シルバー人材センター等による地域の生活支援等サービスの情報提供等をおこなっている。相談内容やその方の状況を把握した上で、総合事業についての説明をおこない、同意を得てチェックリストを実施している。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)(介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号)

＊判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等

判断能力を欠く状況にある人は、困っていることに気づかず、自ら SOS を発信することが難しいため、周囲が早期に気づき、支援につなげることが必要である。その役割をセンターだけで行うことには限界がある。地域の支援者の方々へどのように伝えようと、気づきのアンテナを高めていただけるのかを検討しながら働きかけてきた。

○中核機関の周知・広報

船橋市の二次相談機関として設置されたことを地域の支援者や住民にも周知・広報できるように、センターが定期発行しているふたやぎ通信 5 月号に記事掲載し、普及啓発を行った。

令和 4 年 10 月開催した第 4 回地域ケア会議には、中核機関職員をお招きし、中核機関を改めて構成員へ周知した。地域ケア会議では開催時に権利擁護に関する事例を話題提供し、構成員で協議を行っているが、中核機関職員からも助言をいただいた。会議の様子を地域の支援者や介護支援専門員向けの地域ケア会議だより 11 月号(ふたやぎ通信)にて周知・広報した。

同月に開催した豊富・坪井地域包括支援センターと協働で開催した介護支援専門員向けの学習会『後見人とケアマネジャーとの連携を事例を通して学ぶ ～それぞれの立場の葛藤と悩みから～』にもご参加いただき、周知・広報の機会をつくった。

○地域連携ネットワークの構築

《地域ケア会議》

地域ケア会議構成員に対して、権利擁護に関する気づきのアンテナが高められるように働きかけてきた。具体的には、様々な事例を活用し、気づきのタイミングや生じる課題・高齢者の権利を擁護するための支援内容を伝えた。文章や口頭だけでなく、当該高齢者の周囲との関係性や事例の経過をイラストにして視覚的に伝え早期に発見し、センター等につなげていただけるように発信した。事例提供後の協議を行うことで、各構成員が持つ地域住民を見守る視点を会議内で共有することができた。

「気になる高齢者」をキーワードに民生委員や地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと少人数で行う懇談会でも同様の働きかけを行うことで、民生委員の気づきのきっかけとなり、相談につながるケースがあった。

今年度開催した個別ケア会議では、介護サービス事業所の介入は拒否をするが地域のつながりは継続している認知症・独居高齢者のケースなどがあった。ゆるやかな地

域の見守りネットワークの中で、当該高齢者が日常生活を送ることができているか、消費者被害等に遭遇していないか、困っていることはないか、などの視点を持ちながら関り、小さなことでも異変に気が付いた時には、速やかにセンターへつなげていただけるように支援者、家族、センターが連携を図ることを確認した。地域の方々の「見守り」の中にある権利擁護の視点をポイントとして伝えることと、気づいた時には悩まずにセンターへつなげていただくことをわかりやすく伝えることで、不安を抱えながら見守ることを防ぎ、早期対応ができるように発信してきた。

○センター内の体制

《チームによる対応》

権利擁護・意思決定支援に関する制度や中核機関、消費者詐欺に関する情報などセンター内で共有している。特定の職員に負担が集中しないよう、必要に応じてチームでのケース担当者を決め、個人で抱え込まない支援体制を整えた。高齢者の権利を擁護することと、意思決定を尊重することは時に相反することも少なくない。高齢者虐待やそれに準ずるケースでは、適宜三職種で協議し多角的な視点でケースを捉え、適切な対応が行えるようにした。終結したケースでも後々のケースに役立てるよう、必要に応じて、振り返りを行った。ケース支援の中で判断や対応に苦慮することや課題等、センターとしての方針を立てた上で直営センターに相談し、対応力向上に努めた。今年度、定期開催となった北部地区の包括支援センターの事例検討会では、北部圏域のセンター間で顔の見える関係を作るとともに、事例の共有・検討を行うことで、対応力の平準化に努めていけるよう、今後、センター職員が順次参加する。

《職員研修とOJT》

6月には法人内複数地域包括支援センター・居宅介護支援事業所と合同で「高齢者虐待防止について」の合同研修会に、プランナーも含め複数参加した。10月には豊富坪井地域包括支援センター合同で権利擁護の学習会を主催し、所内複数職員が参加した。

10月に行われた船橋市成年後見利用促進基本計画に基づく専門職向け研修に参加し、センターが日頃から権利擁護の視点をもって、高齢者1人ひとりの想いを受け止め、その人らしく生きられる支援において、学びを深めることができた。高齢者を地域で支えるためにはセンターだけではなく、様々な支援者とともに支えるチーム・ネットワークの重要である。各種研修の伝達学習だけではなく、センター独自の権利擁護に関する研修計画を立てて、5月は事例を通し、虐待・任意後見・成年後見についてミニレクチャーを行った。年度後半に意思決定支援に関するミニレクチャーを計画・実施する予定である。

《地域への普及》

元気なうちから自身の想いを明確化し周囲に伝えることを目的に作成された「大切な人に伝えるノート」を活用し、平易な言葉で今年度ミニデイの講和の中で紹介する予定である。また同冊子を地域ケア会議にて事例とともに紹介し、普及を図った。地域住民に向けた「ふたやぎ通信」7月号では同冊子に関する記事を掲載し、普及を図った。

センター事業

《アウトリーチ》

昨年度の引き続き、二和地区民児協・地区社協・生活支援コーディネーターと少人数の懇談を行い、気になる高齢者の情報共有と支援の手立てを検討した。

また八木が谷在宅介護支援センターとともに八木が谷地域の民生委員と懇談を実施し、気になる高齢者の情報の把握、対応方法の検討をした。また、今後二和地域の互助団体との懇談も実施し、長引くコロナ禍での気になる高齢者の情報収集を行う予定。

《ドラッグストア店頭広報活動》

近隣のドラッグストアで、小学校低学年親子を含む多世代に向けた認知症啓発活動を企画、開催した。今年度6月に開催を予定していたが、第7波新型コロナウイルス感染症の流行により延期し、11月に実施した。これまで店内の薬局にセンターのパンフレットを置いていたが、店舗や地域の責任者と何度も話し合いを重ね、認知症啓発活動の企画を実施することができた。当日は店舗の一部スペースをお借りして、認知症について理解を深める掲示やクイズ、認知症カフェのご案内し多世代の参加者20名が参加した。今回、度重なる感染対策の中でのなるべく接触しない形をとった内容で検討してきた。今後は興味を持っていただきたい40～50代の世代へつながりを作れるように、店舗とのつながりをいかして、継続的な広報活動を実施していきたい。

《災害に向けた対応 連携づくり》

独居高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加が著しい地域では、災害時の対応が常に地域課題として掲げられている。個別ケア会議や、介護支援専門員と民生委員が連携するケース支援等を通じて、日頃のつながり・顔の見える関係・災害時を想定し備えることが、日常的にスムーズな連携につながっていく。今年度開催した個別ケア会議では、ケースの情報共有や対応方法の検討だけでなく、災害時は誰がどのように対応をするかについても提起し、個別の災害支援計画となるように展開した。ケース①認知症、独居、90代男性では、発災時は近所に住む民生委員が駆け付け、そ

の後は利用している近所のデイサービスへ引き渡すなど、災害時を想定した具体的な対応方法を共有した。ケース②認知症、独居、介護保険サービス拒否により利用なし、80代女性では、日頃から近所に住む複数の方々が見守り支援を行っているため、発災時は近所の住民同士で声を掛け合うことや、避難先の確認を行うなど、遠方に住む家族とともに対応方法を共有した。

1月には地域ケア会議構成員、介護支援専門員向けに防災の講演会を行う予定である。また、センター内でも震災を想定した机上訓練の実施や、独自マニュアルも作成し、被災を想定した取り組みを行っている。

《センターだより活用》

センターだよりは今年度リニューアルし、ふたやぎ通信へ変更した。①地域住民向け②地域の支援者向け③介護支援専門員向け④八木が谷在宅介護支援センターとの合同⑤地域ケア会議だよりと5種類の広報を作成している。配布先は、①近隣薬局・接骨院・クリニック・歯医者・自治会へ①、民生委員、地区社協へ②④、地域ケア会議構成員へ②④⑤、介護支援専門員へ③を配布している。

②は個人が特定されないように配慮しながら事例を掲載し、地域の支援者が気づき、センターへつないだ支援は、センターに相談するタイミングやきっかけ、つないだ先の支援がどのように展開していくのか、わかりやすく具体的に伝えるようにしている。それにより、地域の支援者が日々の見守り・地域活動の中で気づきのアンテナを立てていただくことにつながり、気づいた時にセンターに相談・連携しやすいように伝え方にも工夫をしている。

また、認知症専門医より、認知症に対する具体的な対応方法を市民の方向けにわかりやすく伝えると良いと助言をいただいたことを機会に、地域住民・地域の支援者向けのふたやぎ通信へ認知症に関する知識や対応方法を広報するページを設けた。センターの立地を生かし、屋外に設置する資料ラックにそのページ単独を自由に手に取っていただけるように設置している。今後も、配布対象者に合わせて、高齢者の権利擁護、認知症、意思決定支援、他機関との連携などに関する情報を発信していく。

《薬剤師との地域連携学習会》

法人内の数か所の薬剤師訪問をしている薬局薬剤師と、薬剤師との地域連携をテーマに学習交流会を開催し、薬剤師が在宅へ訪問する際ケアマネジャーとどのような連携を求めているのかを知る機会とした。また、ケアマネジャーがどのように情報連携を行い、薬剤師へ期待する支援なども伝え、ケアマネジメントを支えるための両者の立ち位置の理解を促す取り組みとした。

《対人援助力向上研修》

所内及び八木が谷在宅介護支援センターとともに、面接技術向上、苦情対応向上を目的とした合同の研修会を企画・実施した。コロナ禍でリアルな研修の減少や、同行訪問も感染予防から最小限となっている情勢を踏まえ、ロールプレイを中心にお互いの面接場면을観察し演じ、協議を行った。家族状況や課題が複雑化する現在において、課題への解決・対応のみならず、初回面接から相手と関係性を築き、支援関係を構築するためにも基礎となる面接技術は経験年数にかかわらず学び続ける必要があるため、今後も引き続きの課題とし、お互いが学びあえる機会を創設していく。

《感染予防のための所内研修》

新型コロナウイルス感染症を中心に、目まぐるしく変わる新株やその定義等も含め、所内で学習の機会をつくり、日々の訪問時の対応や、想定外が発生した時の対応方法などを学んだ。法人のガイドラインやマニュアル等も参照し、母体病院で日々起きている最新の情勢も情報共有し、危機感を持って感染予防に取り組めるように対応をしてきた。今後も感染症は引き続き流行が発生することが想定され、標準予防策を中心に、随時注意喚起、研修会の開催を行い、利用者も職員自身も守るための研修・マニュアルの見直し、シミュレーション等を実施する。

事業報告書（概要）

（令和4年度：第3四半期終了時）

総合相談支援業務（介護保険法115条の45第2項第1号）

令和4年12月1日現在の総合相談対応として、電話や来所による新規の相談が、計279件。継続ケースの支援も含め、延1881件の相談対応を実施した。

受け付けた相談に対しては、三職種で共有し、緊急性を判断の上で支援方針を決め、速やかに対応している。他機関へつないだケースは、その後の結果を確認し、つながりが適切であったかも振り返った上で、対応終結としている。

また対応の結果、関係機関やサービス利用へつなぐ必要が無く解決に至ったケースは、「保留」扱いとして、一定期間が経過した後に、その後の状況を把握した上で、継続フォローの要否を判断している。

当圏域は広域に及び、交通の便が悪い地区も多いことから、個々の高齢者の生活実態の把握には、積極的な戸別訪問や小規模な住民活動への参加が欠かせない。待つだけでなくこちらから地域へ出ていくことで、総合相談窓口としての存在を浸透させて、その役割が果たせるように努めている。

当年度も、引き続きコロナ禍において各種地域活動の休止が続く中、相談窓口につながり難い高齢者へのアウトリーチに努めた。

そのひとつとしては、過去のサロンにおける相談記録や団地高齢者の見守りリストから抽出した虚弱傾向のある高齢者に対して、電話や訪問で個別に状況を把握。要見守りの方については、民生委員等とのメールや電話による連絡で、情報共有を続けている。

また、市内の買物不便地域に赴いている民間訪問販売の場へ、毎月定期的に顔を出して、声掛けや希望者への血圧測定・健康相談を行っている。小室地区では、民生委員の方が、ボランティアで毎回訪問販売の手伝いに出られていることから、その場で気になる高齢者についての情報交換なども行っている。

また、豊富地区社協の小室活動拠点(分室)「きらら」での、生活支援コーディネーターによる「困りごと相談」から、必要随時当センターへ相談がつけられており、小室地域における出張相談窓口的な連携が築かれている。

様々な機会や連携を活かし、個別ニーズの掘り上げに努めている。

権利擁護業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

* 高齢者虐待関係

虐待相談対応件数は、当年度これまでのところ実人数で 9 件。

○早期発見・早期対応

豊富地区は、多世代同居世帯の高齢者が比較的多い一方、近所や親戚の目を気にして家庭内に問題を抱え込む風土が根強いことから、隠れた虐待が進行するリスクも高いと捉えている。そのため、地域住民に高齢者の介護等に対する理解を広め、気になる高齢者が早期に発見できる地域づくりを進めている。

具体的には、介護サービスの利用に対する抵抗をなくし、気軽に窓口相談してもらえるよう、介護保険等の制度の分かりやすい説明や相談窓口の周知浸透に努めている。センターの存在を知らせるのみに終わらず、相談内容の秘密が守られることや、包括として実際に何の支援ができるのかなど、相談したい当事者の不安や不信がなるべく払拭されるよう、丁寧な説明を心掛けている。

コロナ禍での虐待の早期発見には、特に民生委員との密な連携が欠かせないことから、毎月の地区民協において、虐待予防の見守りへの協力を呼び掛け、虐待の疑いや心配があるケースについては、迅速な個別ケア会議の実施も含め、個人情報に配慮した上で関係者との情報共有を適切に行い、注意深く継続的な見守りやフォローを行うこととしている。養護者支援を含めた虐待予防アプローチにあたり、常に職員間でケースの状況変化と支援方針を共有している。

○関係機関との連携及び役割分担

虐待通報を受理した際は、まずは当センターとしてでき得る情報の確認や対応の役割分担を迅速に行った上で、適宜直営センター及び本課へ報告を行い、必要に応じて個人情報の提供を仰ぐと共に、対応方針についての助言を求めている。

当年度の具体的な連携の例を以下に挙げる。

坪井地区のケースにおいては、以前から対応しているケースについて情報が整理できず、警察、在支相談員、医療機関、民生委員と連携を図ると共に、個別ケア会議を行い、情報収集、整理を行うことができた。

心理的虐待を受けた夫婦について、ケアハウスへの転居支援、成年後見申立て支援等を実施し、家族との分離を行い、夫婦のみで今後の生活ができるよう継続的な支援を実施している。

家族の介護負担増大により、殺してしまうと精神的に不安定になった事例については直営包括、警察、保健センター、さーくるとも連携を深め、措置による緊急分離対応、養護者支援として、死をほのめかす家族の安否確認を警察同行で実施し、各所と連携し、

継続支援を実施している。

その他、ケアマネジャーが抱えている虐待リスクの高いケースについては、包括と担当ケアマネジャーとの間で、支援方針を明確に共有した上で、役割を分担しながら関わることを意識すると共に、担当ケアマネジャーの所属する事業所の管理者・主任ケアマネジャーとも、一連の対応をなるべく共有していくことで、互いの今後に活かせる関わりに努めている。

虐待ケースに限らず、養護者が介護以外の様々な課題を抱える世帯への関わりが増えており、医療・精神保健・障害福祉・家計管理・引きこもり等に関する支援機関との幅広い協働が欠かせない。包括として関係機関へつなぐ役割は果たすとして、以降の支援においては、各機関に主体的に関わってもらえるような全体の体制づくりが求められると感じている。

○センター内の体制

当センターの人員体制として、虐待対応に関する職員の経験値やスキルに差がある状況を踏まえ、まずは日頃の総合相談の中で、認知症等の介護負担や家族の関係性などを適切に把握した上で、虐待リスクについても漏れの無いようアセスメントを行うことを徹底している。対応結果を所内で共有する際は、足りない視点がないかの検証も含めたカンファレンスを、短時間でも行うようにしている。

コロナ禍で研修の機会も限られるため、職員のスキル向上を図ることに注力し、虐待対応の際は、職員皆で関わるべく、経験に応じた役割分担やペア体制に配慮した。

職員のメンタルヘルスについては、精神的な負担は避けられない業務であるが故に、それが過重となることを極力避ける体制づくりに努めている。担当者が困難を抱え込まないためのチーム体制に加え、管理者側は職務分担の流動的な調整に努め、職員どうし声掛け合う意識が浸透している。状況に応じ、管理者と職員で個別の面談も行い、サポートやフォローの不足を把握した場合は、所内で話し合っ、従前のやり方を見直す等、ひとつずつ改善を図っている。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 3 号）

令和 4 年 12 月 1 日現在の居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）からの相談件数は、18 件。必要に応じ、同行訪問を含めた継続的なフォローを行っている。

ケアマネジャーへの個別支援としては、利用者ごとの関係者の支援ネットワークづくりの積み重ねに努めている。ケアマネジャーと地域の関係者を随時結び付けるため、民生委員や生活支援コーディネーター等から情報が上がったケースがあれば、大きな問題が無くても、担当ケアマネジャーへ積極的にアプローチして、情報を共有している。それにより、民生委員等とケアマネジャーが、必要に応じて直接連絡を取り合うケースも増えてきている。

地域のケアマネジャーとのネットワーク強化としては、10/13 に二和・八木ケ谷包括支援センターと合同で行った地区勉強会の際に、圏域内及び近隣エリアの居宅介護支援事業所各所へ、勉強会の主旨を伝えて参加の呼びかけを行い、21 事業所・44 名のケアマネジャーの参加が得られた。

一方、前年同様であるが、ケアマネジャーに関連する地域課題として、小室地域の「ケアマネ不足」がある。市内ながら、小室地域は遠方で対応困難というケアマネ事業所は少なくない。近隣の病院から、ケアマネが見付からないと相談・問合せが入ることも多い。まして予防プランとなると、近隣市を含めても、委託先が見付つからない状況にある。

小室地域は優先的に自前プランで対応したり、近隣市のケアマネ事業所と関係構築を図ったり等、現場レベルで対応に努めてはいるが、解決すべき地域課題と捉え、法人・行政への働きかけを行っている。

地域ケア会議推進業務（介護保険法 115 条の 48）

○全体会議（定例会）について

当年度は全て対面で開催する事ができた。
各地域課題については、以下のように継続的に取り組んでおり、会議の場で、報告・共有・検討を行っている。

*課題① 小室団地の高齢化と団地高齢者の孤立傾向。

- ・対策・団地高齢者の見守りマップと見守り体制づくり。
- ・目的・地域とのつながりが希薄な高齢者が、相談につながらないまま深刻な事態に陥ることを防ぐ。
- ・取組・A 棟（賃貸棟）及び B 棟（分譲棟）について取り組みを継続中。今年度より新たに C 棟（分譲棟）への働きかけも開始。各棟ともにキーマンとなる地域住民と共に年数回、「気になるケース」の情報共有を行う場を設定した。

- ・今後・上記の体制に加え、小室団地は A・B・C棟とも必要随時、各管理事務所と一定の情報を共有できる状況にある。これまでは各棟別で行ってきたが、年に1回程度、全棟で集まり地域としての課題を共有・検討する場を持つよう調整中。また、小室に唯一あるスーパーマーケットや、その隣にある「小室活動拠点 きらら(生活支援コーディネーターが駐在するサロン)」は、日常的に高齢者の立ち寄りが多くあり、団地居住者に限らず「気になる高齢者」の見守りに連携が図れている。その他、郵便局・銀行・コンビニ等へも、必要に応じて個別ケースの見守り協力を求めている。

***課題② 独居や高齢世帯で暮らす認知症高齢者の増加。**

- ・対策・幅広い世代の地域住民に認知症の理解を広げる。
- ・目的・認知症高齢者を含め、支え合いで暮らし続けることができる地域づくり。
- ・取組・全体会議において認知症事例の報告や検討を重ね、皆で問題意識を共有して各所属団体における対策検討の推進を図る。
- ・経過・個別事例の検討においては、活発な意見交換がなされ、今後の当地の一層の高齢化を見据えて危機意識が共有されていると感じられる。

***課題③ 圏域では総合病院を利用する高齢者が多く、身近な医療が希薄。**

- ・対策・総合病院・在宅医療・リハビリとの連携強化。
- ・目的・圏域における地域包括ケアシステムの推進。受診難高齢者を減らす。
- ・取組・圏域の総合病院等との連携を強める。
- ・経過・当圏域には個人病院は全く無くなってしまったことから、個別のケース支援において、病院・包括間での密な連携に努めており、今後も継続する。

***課題④ コロナ禍における、高齢者の心身の機能低下・‘情報弱者’の潜在。**

- ・対策・状態変化の見守りや早期の個別フォロー。活用できる資源の情報発信。
- ・目的・廃用性の心身の衰えを食い止める。高齢者が必要な情報を入手できる。

○個別ケア会議について

コロナ禍においては、気になる高齢者へ早期に介入し、丁寧な個別支援を行っていくことに一層注力する必要性を感じ、必要随時の個別ケア会議の実施に努めた。

当年度は、現在までに6件実施した。

コロナ禍での活動自粛により、定期的に顔を合わせる機会が減り、感染予防への配慮から気軽に声を掛け合いづらくなったとの声も地域から聞かれる中、高齢者の見守りが希薄になっている現状がある。その中で、地域の見守りを可能なかぎり保つべく、個の

支援ネットワークづくりに努めている。

会議後には、民生委員へのフィードバックを漏れなく行うと共に、地区民協でも個別ケア会議の活用を常にアピールしている。

当年度の事例のひとつとしては、以前よりゴミ屋敷として近隣とのトラブルなどが絶えない独居高齢者について、本人の体調悪化をきっかけに介入を開始し、親族が業者による片づけを実施するタイミングで根気強く対応し、ゴミの撤去ができ、介護保険サービスの導入など進めた。その経過の中で、地域での個別ケア会議を開催し、情報を共有。その後、リフォームも含め、自宅環境の改善等についても本人の意向を尊重しつつ、対応した。

○現状の課題及び今後の取り組みについて

地域課題に対する取り組みは、前述のとおりである。

豊富エリアは、高齢者施設が多く点在していることから、高齢化率が局所的に高い等、在宅高齢者の実際の動態が把握しづらい面がある。エリアの中でも、町ごとに規模や風土に違いがあるため、きめ細やかな実態把握の上で、集落的なコミュニティにアプローチしていく必要がある。特に、高齢者施設が無いにも関わらず高齢化率が高いエリア(楠が山町や鈴身町等)については、注視の必要性が高いと捉えている。

小室エリアは、実感として高齢化の進行は著しいものの、一角には子育て世帯の流入が目立ち、町の姿は今後も変化していくと推測される。地理的な状況からも、小室エリアとして、ひとつのコミュニティが形成されているような実情があり、地域の密なネットワークを活かした地域づくりが求められる。

認知症総合支援業務（介護保険法 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

○関係機関との連携・ネットワークの構築

* 認知症支援における医療との連携が一層求められる中で、開業医が存在しない当圏域においては、近隣の各病院等と、次のような連携を図っている。

[船橋北病院] [千葉病院] [市内のメンタルクリニック]

- ・ 認知症等ケースの受診・入院等の対応に際して、適宜連携を図っている。

[セコメディック病院]

- ・ 認知症高齢者が受診した際など、病院側から包括の関わりについて照会が入ることも多く、その後の対応も随時連携が図れている。

[近隣市の病院]

- ・ 北総白井病院、白井聖仁会病院、千葉白井病院等とは、認知症を含む困難ケース等の対応に際して、随時連携を図り協力を得ている。特に小室地域のケースは、隣市の総合病院等との丁寧な連携に努めている。

***地域の関係諸団体との連携について**

地区社協や、町会・自治会・老人クラブ・地域の自主サロン、地元スーパーやコンビニ、ふなばしメグスパ、団地管理事務所、金融機関等と、顔の見える関係を維持していく活動に重きを置いている。

個別ケースの支援において、関係先へこまめに顔を出し声掛けることで、包括の存在や役割の理解の浸透に努めている。

○認知症への理解を深めるための普及・啓発（認知症カフェの立ち上げ支援を含む）

***認知症サポーター養成講座**

圏域の小学校・高校に加えて認知症カフェにて開催。その際、圏域では来年度より実施開始するチームオレンジについての概要説明も行っている。

***認知症カフェ**

昨年相談を受けていた圏域内（古和釜）のコミュニティカフェが、今年5月に認知症カフェとして開設。主催者より、カフェの協力者や地域住民へ向けて認知症についての講演を行ってほしいとの希望あり、今年度は5月と9月に2回実施。また、認知症の対応などで困っていることについての質疑応答や、地域で実際に起こった事例の共有などをおこない、認知症について理解を深める場としての支援をおこなった。

○地域での見守り体制の構築（徘徊模擬訓練の実施支援を含む）

報告書（概要）の中の「地域ケア会議推進業務」に記載したとおり、団地高齢者の見守り体制づくりを進めている。

総合事業の介護予防ケアマネジメント（介護保険法 115 条の 45 第 1 項第 1 号ニ）

○事業対象者を判定するための基本チェックリストの実施

圏域における総合事業の第一の窓口として、その機能を十分に果たすべく、適宜迅速に一連の手続きや必要な援助を行うこととしている。

該当の可能性のある方に対しては、基本チェックリストを適切に行い、ケアマネジメントの実施においては、三職種及び介護支援専門員で十分な情報共有と支援方針の確認を行い、適切な目標設定やサービス選定を行う体制としている。

当年度これまでに、該当ケースは発生していない。実情として、住宅改修や福祉用具の利用に備えたいと考える方や、(交通の便の悪い地域性から)タクシー券を希望される方が多く、相談の結果、認定取得を希望されることが殆どである。

○多様なサービスの活用

コロナ終息後には、社協のサロンや地区の住民自主サロン、老人会活動、シルバーリハビリ体操教室などの地域のインフォーマルサービスへ、対象者が自主的につながっていけるよう、活動再開等に関する最新情報の収集に努めている。

地域のケアマネジャーにも、各種インフォーマルサービスが再開された折には、積極

的にプランに取り入れてもらえるよう働きかけていく。

○総合事業の普及啓発

コロナ禍の現況では、虚弱高齢者が閉じこもりの果てに要介護状態に陥ることを、個別に水際で食い止めていく支援の重要性が一層増しており、そのための有効な方策のひとつとして、地域や関係者に向けた総合事業の周知に取り組んでいる。

事業報告書（重点事業等）

（令和4年度：第3四半期終了時）

重点事業：権利擁護業務(主に意思決定支援)（介護保険法115条の45第2項第2号）

*** 判断能力を欠く常況にある人への支援、消費者被害防止等**

○中核機関の周知・広報

老人会や民協などにおいて、新しい情報の提供に努めている。

また、「小室活動拠点 きらら(生活支援コーディネーターが駐在するサロン)」にて定期的に相談会を行っており、そこで権利擁護に関する相談を受ける事があった。成年後見制度の説明や法テラス等の専門機関の紹介を行っている。

○地域連携ネットワークの構築

地区社協や、町会・自治会・老人クラブ・地域の自主サロン、地元スーパーやコンビニ、ふなばしメグスパ、団地管理事務所、金融機関等と、顔の見える関係を維持していく活動に重きを置いている。

個別ケースの支援において、関係先へこまめに顔を出し声掛けることで、包括の存在や役割の理解の浸透に努めている。

○センター内の体制

当センターの人員体制として、権利擁護に関する職員の経験値やスキルに差がある状況を踏まえ、まずは日頃の総合相談の中で、認知症等の介護負担や家族の関係性などを適切に把握した上で、リスクについても漏れの無いようアセスメントを行うことを徹底している。対応結果を所内で共有する際は、足りない視点がないかの検証も含めたカンファレンスを、短時間でも行うようにしている。

コロナ禍で研修の機会も限られるため、職員のスキル向上を図ることに注力し、ケース対応の際は、職員皆で関わるべく、経験に応じた役割分担やペア体制に配慮した。

職員のメンタルヘルスについては、精神的な負担は避けられない業務であるが故に、それが過重となることを極力避ける体制づくりに努めている。担当者が困難を抱え込まないためのチーム体制に加え、管理者側は職務分担の流動的な調整に努め、職員どうし声を掛け合う意識が浸透している。状況に応じ、管理者と職員で個別の面談も行い、サポートやフォローの不足を把握した場合は、所内で話し合っ、従前のやり方を見直す等、ひとつずつ改善を図っている。

センター事業

◇地区における介護予防教室について

圏域内でも特に交通の便が悪く、介護予防のための社会資源が限られる地区（小室の二地区）において、地域住民とセンターの協働にて、当年度も介護予防教室を計画。

コロナ禍にて外部活動自粛となり、圏域の総合病院（セコメディック病院）のリハ職の協力を得る事はできなくなったが、圏域の老人保健施設（ふなばし光陽）から専門職が前年度に引き続き出向いてくれることとなり、連携を図る。

具体的には、作業療法士・理学療法士による運動プログラムと、管理栄養士による栄養プログラムを盛り込んで、計画を立てた。

当年度も、コロナにより計画どおりには開催できていないが、随時情勢に応じて世話役の住民と調整を図り、できる範囲で実施している。詳細は以下のとおり。

*小室第一自治会地区

【計画と実施状況】

有志の世話役住民と共に企画運営。自治会のご理解の下、会場（自治会館）提供等の協力を頂いている。毎回行うプログラムとして、自彊術という体操の講師も、世話役のうちの一人が、担当している。開催時の周知は、世話役住民による案内チラシのポスティングの他、当該地区の老人会会報にも、お知らせが掲載されることとなっている。

今年度は5回開催を予定しており、既に4回（5月・7月・9月・11月）実施。ふなばし光陽の専門職による講話を1時間程度行ってもらっている。9月はコロナ感染の拡大によりふなばし光陽が参加できなかったため、包括でフレイルについての健康講話を実施した。

【課題及び今後に向けて】

当該地区は、自治会住民の入れ替わりが少なく、全体の高齢化もあって、参加者の減少が懸念される。世話役の方も年齢を重ねていく地域の現状の中、住民側の活動意欲をいかに支えていけるかも課題である。またコロナ渦で活動に左右されることもある。

*小室団地A棟地区（小室さざんか町会）

【計画と実施状況】

町会と包括の共催として、公民館で実施。会場確保及び案内チラシの作成から掲示・配布までを町会長が行い、各種プログラムの提供は、包括と協力機関の専門職が担当する計画とした。当教室は、予てより「小室団地の見守り体制づくり」と連携してお

り、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐための受け皿のひとつとなっている。

当年度、当初は年4回の実施計画としたが、コロナの影響などにより1・2回目(6・9月)を中止。12月の回より再開予定であったが、さざんか町会の会議で、参加者の高齢化による参加者の減少などもあり、12月以降の介護予防教室を全て中止したいと希望あり。来年度以降については現在検討中。

【課題及び今後に向けて】

A棟は「UR 高齢者向け賃貸住宅」であることから、地域と交流が浅い高齢者が多い傾向にあり、ひとりでも多くの方に興味を持って参加してもらえる予防活動を、地元で展開していくことの意義は大きい。A棟の町会は、長年に渡り町会長の交代が無いことにより、安定した連携が図れているが、今後の活動継続には、新たな協力者を巻き込むことが鍵となると考えている。

また現時点で来年度以降の開催は未定であるため、町会と今後について検討していく。

◇地域活動との連携

コロナ禍にて、地区社協のさわやかサロン・ミニサロンやミニデイは、中止中。

でき得る代替活動として、事業計画書(概要)の「総合相談支援業務」に記載のとおり、民間の訪問販売への顔出しや、地区社協の小室活動拠点(分室)「きらら」等において、高齢者の個別の状況把握に努め、地域との連携を保つよう努めている。今年度より訪問販売は月に1回、きららは月に1~2回と日程を決めて顔出しすることで、相談しやすい環境づくりに努めている。

その他、定例で講話を依頼される老人会(小室白鷺会、小室みどり会)や自主サロン(豊明台ふれあいサロン)などあるが、当年度は老人会(小室白鷺会)に1回、健康寿命をのばすこと(口腔ケア編)をテーマに講話を行った。また、認知症カフェやケアハウスからも講話依頼があり、当年度はこれまでに3回認知症やフレイル、また感染症についてをテーマに実施している。

地域との繋がりがあってこそ、個別ケースの発見や円滑な支援に繋がることから、「顔の見える包括」として、引き続き各種の地域活動と連携を保っていきたい。

◇広報紙及びその他の地域の媒体による情報発信

広報紙「地域包括支援センターだより」を発行し、圏域の町会・自治会への回覧・掲示及び関係団体への配布や、住民への直接配布等を行っている。

今年度より、個人情報観点よりケア会議の内容を記載したケア会だよりを廃止し、いままでケア会だよりを発行していた年4回の月に、地域包括支援センターだよ

りとして地域住民への情報発信をおこなっていくこととなった。また、地区社協が実施している地域住民へ向けてのアンケート調査と一緒に、地域住民の見守り方法についての資料を同封させて頂き、高齢者の見守りをおこなうための環境づくりを実施した。

その他の情報媒体として、地区社協の「生活支援コーディネーター便り」に包括を相談先として掲載してもらったり、町会や老人会の広報紙などに、包括からのお知らせ等を掲載していただいたりしている状況にある。

地域へ情報がなるべく行き渡るよう、関係団体との連携により、色々な媒体を通して住民へ情報を届けている。